

ふれ愛プラン'05
「私たちでつくるやさしいまち」
神栖市社協 第2次地域福祉活動計画
《改訂版》



平成 18 年 3 月

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会

ご あ い さ つ



このたび、神栖市社会福祉協議会ふれ愛プラン'05『私たちでつくるやさしいまち』第2次地域福祉活動計画『改訂版』がまとまりましたのでここに公表いたします。本計画は、旧波崎町社協との合併直前に策定されました計画を新生神栖市社協としてのスタートにあわせ、若干の加筆・修正を加えてとりまとめたものです。

本会は、第1次地域福祉活動計画（平成7年3月）、第2次社協行動計画（平成12年3月）と、これまで2本の計画を策定し、その都度めまぐるしい変化を遂げる「社会福祉」と、そこに求められる「社会福祉協議会のあるべき姿」を模索しながら地域福祉推進活動を展開してきました。

これまで社会資源の確保・整備として力を入れてきました住民ニーズを基とする、本会独自の在宅福祉サービスや行政からの受託事業の展開は、サービスを必要とする人々への直接的な支援としてその充実・強化を図ってまいりましたが、今後はこれらのサービス提供と共に地域福祉の推進に不可欠な人づくりや組織づくり、つながりづくりなど、『社協だからこそできる活動』により力を入れていく必要があると考えられます。

また、全ての住民福祉の向上を目指す活動の中には行政制度だけでは手の届きにくく、地域生活支援の具体的なシステムを早急に必要とする分野（精神障害・発達障害・引きこもり・子育て・権利擁護等）も多く存在し、この分野へ向けた活動の在り方が、大きな課題としてあげられます。

今、より一層の「支援の充実が望まれる分野」に光を当てた活動を、行政とのパートナーシップのもとで展開していくことが、21世紀の社会福祉協議会に求められる公益法人としての在り方であると言えます。

そこで今回も公募を含む15名の方々により「第2次地域福祉活動計画策定委員会」が設置され、上記の取り組みを計画的に展開していくため、それぞれの分野から貴重なご意見を頂き、熱心に論議・検討がされてまいりました。策定期間中には旧波崎町との行政間合併に伴う社協合併によって、作業中断（約5ヶ月間）を余儀なくされ、合併後も様々な事業・活動の調整に時間を費やすこととなりましたが、その中で改めて新市社会福祉協議会の存在意義・社会的役割を見つめ直すことができ、現在の複雑多様化した住民ニーズに応えていく福祉専門機関としてのあるべき姿を確認することができました。

この第2次地域福祉活動計画『改訂版』によって本会の変わらぬ目標である『私たちでつくるやさしいまち』実現のため、住民一人ひとりがそれぞれの立場になって考え行動されることを期待しますと共に、今後の計画の推進につきましても格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、大変ご多忙の中、策定委員会のアドバイザースタッフとしてご協力いただきました茨城大学・長谷川幸介先生、流通経済大学・佐藤克繁先生、立教大学・森本佳樹先生をはじめ委員並びに多くの関係者の皆様に衷心より感謝申しあげ、ごあいさつとさせていただきます。

平成18年3月

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会

会 長 保 立 一 男

はじめに

「見える社協への転換」を合言葉に在宅福祉サービスによる問題解決機能の強化を盛り込んだ第1次地域福祉活動計画から「社協らしさの発揮」に向け社協が持つべき7つの機能（問題発見、調査研究、連絡調整、情報管理、評価検討・提言、組織化、問題解決）をケアマネジメント手法によって発揮していこうとした第2次社協行動計画を経て、今回第2次地域福祉活動計画『改訂版』が策定されました。

策定当初は、平成8年度から継続している事業評価をベースに全ての事業について細かく計画立てを行う予定でしたが、波崎町社協との合併作業による中断によって内容の大幅な変更を余儀なくされ、それによって今回の計画では、新生神栖市社会福祉協議会として継続すべき「活動理念」と「柱となるべき取り組み」のみといたしました。

また、第2次計画『改訂版』には第1次計画から一貫して『ノーマライゼーション』『インテグレーション』『住民参加』といった3つの理念をベースとしつつも、介護保険や障害者支援費制度等の導入を契機とした大きな福祉環境変化によって顕在化した神栖社協における直接サービス提供機関としての機能と、中心的に取り組むべき地域福祉推進機能との両立をいかに整理し、住民全体の福祉向上を図ることができるかという新たな課題に対応する処方箋としての役割を持たせることとしました。

策定作業は第1次計画からの取り組みを徹底的に総括した上で、今日の神栖社協による活動分野を（1）高齢者支援、（2）障害者支援、（3）ボランティア活動活性化支援の3つに大きく分け、それぞれの分野でどんな社会資源が整っているのか、何が不足しているのか、そしてその不足する分野の中で、今後社協は何をしていくのかを検証し、更にこの活動を進めていくために必要な（4）組織としての在り方についても併せて検証しました。

その結果、これからの社協活動はこれまでの取り組みで得ることのできた中立公正なコミュニティ・ソーシャルワーク機関としての機能をベースに、直接サービス提供機能は住民にとってのミニマムサービスの確保というスタンスで継続しつつ、精神障害者の地域生活支援をはじめ発達障害者支援、権利擁護や成年後見制度利用に関する支援など、これまで「光のあたっていなかった分野の福祉向上」に焦点を当てた活動を推進していくという方向性が打ち出されました。

どれだけ法律や制度が変わったとしても、社会福祉協議会が市内唯一の地域福祉推進中核機関と法的位置付けを持つ組織として、行政やNPO、民間事業所等では手の届きにくい分野の福祉向上を目指す取り組みを重視し、住民の生活課題を社会化していくことこそ社協の担うべき重点活動であると明確化したこの計画によって、わがまちが真のノーマライゼーション社会へと着実に進み『私たちでつくるやさしいまち』の実現に近づけますよう、住民の皆様のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成18年3月

第2次地域福祉活動計画策定委員会

委員長 阿部年英

目 次

第1章 総 論

1. 第1次地域福祉活動計画・第2次社協行動計画の総括	
(1) 神栖市社協活動の基盤整備	4
(2) 組織力・職員力の強化	6
(3) 高齢者福祉活動からの学び	8
(4) 新しい課題の発生	9
(5) 目的別コミュニティの構築という地域福祉活動	10
(6) 根本的機能の強化充実	14
2. 第2次地域福祉活動計画策定の背景とねらい	
(1) 神栖市社協存在意義の明確化	16
(2) より一層の「支援の充実が望まれる分野」への積極的な関わりの必要性	17
(3) 中立・公正な団体としての機能発揮	18
3. 第2次地域福祉活動計画の構成	19
4. 今後の推進体制	20

第2章 各 論

1. 基本構想	21
2. 基本計画	22
3. これからの社協機能と組織	
(1) 専門機能型社協への移行〔各種地域生活支援センター機能の発揮〕	23
(2) 専門機能型社協への移行〔法人後見団体機能の確保〕	25
(3) 福祉人材の開発・派遣型社協としての機能	26
(4) コミュニティの在り方の整理によるネットワーク型社協としての機能	27

第3章 実施計画

1. 実施計画の明記にあたって	29
2. 実施計画	
() 専門分野別地域支援システムの構築	30
() コミュニティ活性化へのアプローチ	32
() 社協在宅福祉サービスの自立化	33
() 社協組織体制の強化	34

参考資料	35
------	----

寄稿文	
茨城大学 生涯学習教育研究センター 助教授 長谷川幸介先生	36
流通経済大学 社会学部 教授 佐藤克繁先生	37
立教大学 コミュニティ福祉学部 教授 森本佳樹先生	38

第1章 総論

1. 第1次地域福祉活動計画、第2次社協行動計画の総括

(1) 神栖市社協活動の基盤整備

第1次地域福祉活動計画（平成7年度～平成16年度）、第2次社協行動計画（平成12年度～平成16年度）の策定は神栖社会福祉協議会の存在意義と役割を明確化し、本来的機能の強化を図る大きな契機となった。本会が地域福祉推進の中核機関として、住民の生活課題の発見から解決までをケアマネジメントの手法によって展開し、更にシステム化していくことで、まち全体の福祉向上を図り目標である「私たちでつくるやさしいまち」の実現を目指し続ける組織であることを確認できるものであった。

措置型福祉の終焉から契約型福祉への大きな転換を迫られたこの10年間は、住民が福祉の大変革に振り回されず「全ての人々が地域社会の中で自分らしく自立して生活していけるための社会環境を地域ケアシステムの構築によって実現していこう」を合言葉に、本会はこのシステムづくりのために「どう行動するか」に焦点を当て、組織としての機能を強化してきた。

具体的には、中学校区を1つの福祉コミュニティに位置付け、地域ケアコーディネーターを配置し、ひとり暮らしや寝たきり高齢者を始め、重度身体障害者や知的障害者世帯など年間2500件を超える在宅訪問活動から個別援助を展開した。「地域住民の生活ニーズを積極的に発掘しようとした訪問活動に重点を置き、一つひとつの家庭に埋もれる生活課題に共に悩み、ある時は既存制度の使いにくさを指摘し、またある時は本会自ら新たなサービスを企画・実施していく・・・」といった流れをこの取り組みにより創りあげることができた。

住民一人ひとりの相談から問題解決までを適切なアセスメントに基づいて過不足のないサービスを提供し、被援助者及びその世帯を中心とした支援ネットワークを組む。このような支援を継続することで家族全体のQOLが高まり、自立に繋がるといった対人援助における「エンパワメント」の重要性を確認することができた。更には、関わる1ケース1ケースを丁寧に展開していく中で、多くの関係機関、団体との連携の輪がより強化され、対人援助組織にとって最も重要な援助技術が「ケアマネジメント」であることを確信することができた。このように本会は、個別援助を通じた地域ケアシステムづくりによってコミュニティワークを進め、神栖市における社協活動の基礎を築いてきたといえる。

主な地域密着型サービス

相談事業(地域ケアセンター)

福祉総合相談	・日常的な福祉の困りごとから制度やサービスのことまで、福祉の相談機関として、窓口・電話・訪問による対応から、生活課題の解決に向けた総合的な取り組みをしています。
障害者生活相談	・自立生活をめざす身体・知的・精神・発達障害者やその家族の相談に応じ、福祉サービスの利用や社会参加活動へのコーディネートを専門機関との連携のもとで実施します。
福祉サービス利用援助事業 (地域福祉権利擁護事業)	・福祉サービスを利用するための契約のお手伝いや、生活費の管理、書類預かり等の支援をします。 ・成年後見制度利用についての相談に応じます。
ことばと発達の相談室	・ことばや発達の遅れている子とその親を対象に、コミュニケーションの取り方やことばを増やす訓練をします。(月2回)

在宅福祉サービス(在宅福祉サービスセンター)

福祉用具レンタル	・在宅の介護負担を軽減できる福祉用具をレンタルします。
移送サービス	・在宅のリクライニング式車イス及びストレッチャーで、通院手段の確保ができない方をリフトバスで送迎します。
わくわくサロン支援	・地域住民が交流できる場を各地域に設け、趣味活動等を近隣ボランティアと一緒に楽しめるサロンづくりを支援します。
当事者グループ支援	・同じ悩みや生活のしづらさを抱える者同士が互いに支えあえるグループ作りを支援します。 (精神障害者当事者の会(青空)週1回・精神障害者家族の集い 月1回・アスペルガー症候群を考える会(一休の会)月1回・高齢者介護者の会(わかば)月1回)
精神保健デイサービス	・レクリエーションやお話し合いなどのグループ活動を通じて、仲間づくりを通して社会参加のできる集いの場。(週1回)

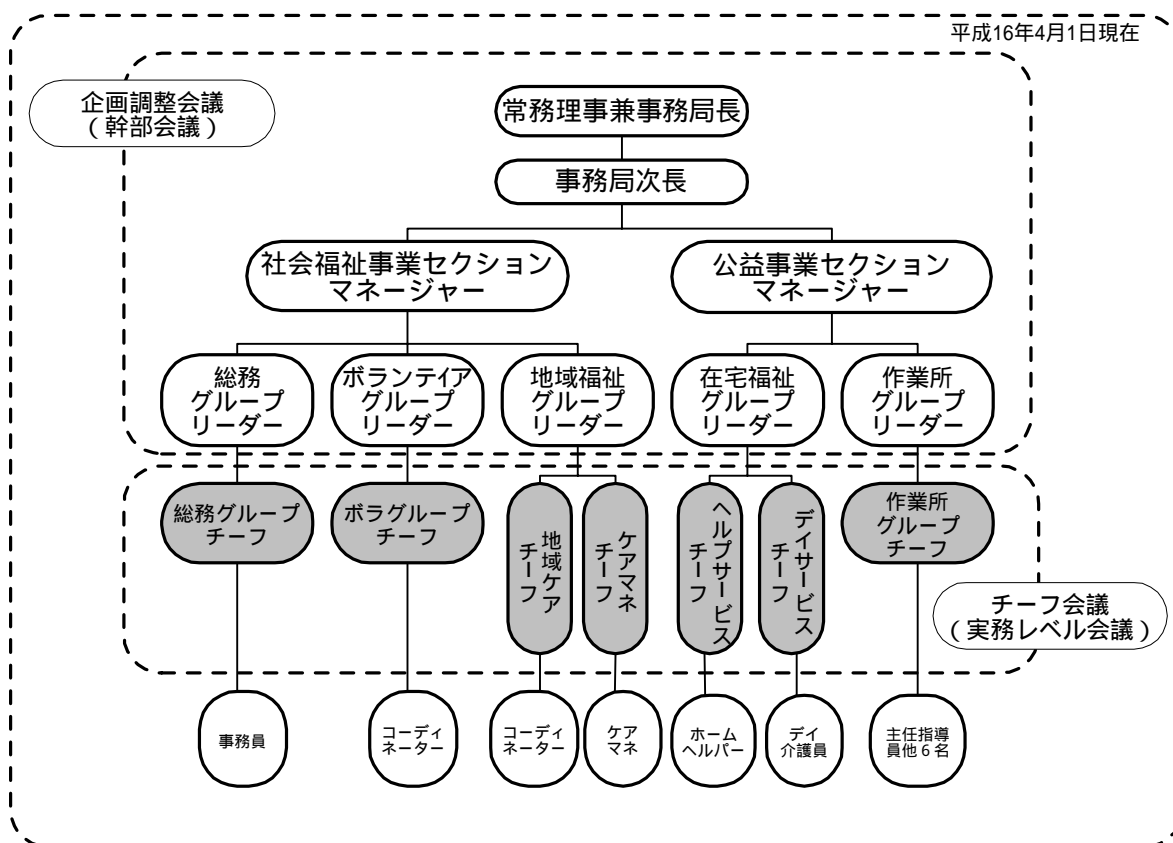
ボランティアセンター事業(ボランティアセンター)

ボランティア総合相談	・ボランティアに関する活動、利用、サークル立ち上げ、助成等どのような相談にも応じます。
ボランティアキャラバン	・車イス・アイマスク・お年寄り・点字・手話等の福祉体験講座を指定の地域、場所で開催します。
ういるかみす	・登録いただいた利用会員(年会費1,000円)宅へ、住民参加のヘルパーが食事作りや買物など家事のお手伝いをします。
理容・美容サービス	・お宅に訪問してヘアカットやメイクをします。
外出支援サービス	・ボランティアが外出困難な方の外出のお手伝いをします。
食事サービス(配食型)	・ボランティアがお弁当をお宅に届けます。(火・水・木・金の昼食)
食事サービス(会食型)	・1人暮らしの高齢者を招き、ボランティアサークル等が食事を作り、演芸などを交えて楽しい会食会を開きます。(年4回)
福祉車両貸出サービス	・車イス利用者とその家族に車イス乗車用福祉車両を貸し出します。

(2) 組織力・職員力の強化

社協組織強化の取り組みとして、2つのセクション（社会福祉事業・公益事業）それぞれにマネージャー、グループリーダー、チーフを配置し、各セクションの使命と責任、それぞれの職員の役割を明確化した。月2回のチーフ会議、月1回の企画調整会議（事務局長・次長・リーダー）を開催し、グループ別・セクション別の課題をそれぞれのレベルで検討し解決策を導き出す取り組みを着実に進め組織を重層的で横断的なものとした。

住民や他機関から寄せられる相談や依頼は個々の職員が福祉相談員として受けつつも、相談・ケースワーク・ケアマネジメント等の進め方、在り方について各グループ毎に毎朝、前日の相談とその対応について報告しグループとしての共通理解を深めるなど、職員個々のレベルアップとリーダーの教育力、指導力の強化を図った。



併せて、毎年6ヶ月ごとに実施してきた「事業評価システム」は、本会活動の全てを社協の活動原則に照らし合わせて厳しく評価することで、常に住民の新鮮なニーズに合わせたものへと切り替えていく・・・といった柔軟性と、本会内部はもとより他機関との有機的な連携なくして被援助者への生活全般にわたる支援は成り立たない・・・という連携活動の大切さを体現することができた。

更に、住民ニーズの把握、相談対応、課題解決に向けた調整、支援の提供、新たなニーズ把握、ケースアクション、ソーシャルアクション等、それぞれの場面でそれぞれに専門的援助技術を発揮しながら被援助者の生活課題を解決していく・・・といった実践を通じて改めて地域における本会の総合的機能を具現化することができた。

事業評価実施の方針 04

H16.9.28

1. 目的

- 住民ニーズに立脚した事業展開
- 定期的な事業の見直しによる社協活動の理念的目的の確認
- 住民・行政との協働システムの構築
- 各職員の資質向上と組織力の向上



2. 評価の実施体制

- 事業担当者及び各グループの役割
- 事業の企画・実施に当たる担当者が、各事業ごとに客観的評価を行い、併せて自己の取り組み姿勢に対する評価を行う。(個人評価)
 - 担当者の事業評価シートを各グループ内で評価し、グループとしての課題の確認、解決方法、役割分担等を明らかにし共通理解を図る。また、2次評価に向けてのスクリーニングを行う。(1次評価:グループ評価)
 - グループ評価のまとめは各チーフが企画調整会議に提出し報告を行う。

- チーフ会議及び企画調整会議の役割
- 2次評価は、企画調整会議に各チーフが参加する形で実施し、他セクション事業の共通理解・社協課題の把握・対策(案)の検討の場と位置付ける。
 - なお、2次評価の位置づけは、中間評価であり事業の見直しの最終判断は、予算調整後、総合企画委員会、理事会で行う。
 - 地域福祉活動計画の進行管理を行う。
 - 事業評価結果を取りまとめる。
 - 事業評価に関して住民から意見や要望提案の窓口となる。
 - 評価の客観性を高めるための検討等、評価システムを改善していくための研究を行う。

3. 評価の種類・対象

- 事業評価と重点課題評価
- 「事業評価」: 個別の事業を評価する。
 - 「重点課題評価」: 地域福祉活動計画の基本構想体系のうち、重点課題別に事業評価シートを取りまとめた上評価を行う。

- 実施評価と事前評価
- 「実施評価」: 前年度及び前期実施事業結果について評価する。
 - 「事前評価」: 次年度事業予算化及び後期事業について評価する。

4. 評価の方式

- 評価観点
- 達成度 (目標値の達成状況は順調か・当年度事業予定に対して事業の達成状況は順調であるか・目標値の設定は妥当か)
 - 必要性 (事業実施が目的にあったものであったか・事業実施にあたり社協の関わりが目標通りであったか・社協が実施すべき事業か・実施事業のニーズはあるか) (実施事業の実施方法が最も効果的か・他事業と比較して妥当か・他事業と統廃合等による経費削減はできるか)
 - 効率性 (各項目の評価を踏まえて今後の事業の在り方、方向性示す)
 - 総合評価

- 評価段階
- 達成度 [極めて良好・良好・不十分] 3段階
 - 必要性 [増大・変化なし・減少] 3段階
 - 効率性 [改善された・問題なし・問題あり] 3段階
 - 総合評価 [積極的推進・着実実施・見直し・廃止及び休止] 4段階

5. 2次評価

- 各グループ内1次評価の後、企画調整会議にて2次評価を行う。
- 2次評価の具体的な内容等
- 評価対象・項目
- 各グループが行ったすべての事業について行うが、総合評価重点度に着目し2次評価を行う。
- 各グループ評価との関係
- 各事業担当グループの評価と2次評価が異なる場合は、2次評価を優先する。

6. 評価結果の活用

- 評価結果は次年度の予算編成並びに事業展開に活用する。
- 職員の意識向上を図る。
- 公私協働のシステム構築に役立てる。



7. スケジュール

- 「一次評価」各グループ内検討及び修正(原稿締め切り) 2004.10.15(金)
- 「二次評価」チーフ会議及び企画調整会議での検討 2004.10.18(月)~20(水)
- 総合企画委員会または、幹事役員会での検討 2004. . .
- 理事会での検討 2004. . .
- 予算編成(役場への要望) 2004.11.上旬

この一連の取り組みは、全国社会福祉協議会「月刊福祉」掲載の実践報告や関東ブロック社協研究協議会での活動発表等を通じて全国に発信され、北海道から沖縄県にいたるまでの社会福祉協議会役員組織による視察や研修会での実践報告依頼という形で評価を得ることができ、職員の大きな自信に繋がるものであった。

10年前には一人もいなかった社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の国家資格や介護保険制度における介護支援専門員(ケアマネジャー)資格の取得者は飛躍的に増加した。社会的責任を担うにふさわしい福祉援助理論と技術、経験を裏付けとして持つソーシャルワーカー、ケアワーカーを各セクションに配置することが可能となり、職員全体の専門職種としての意識が高まり、本会が名実共に地域福祉の向上を目指す専門職集団としての責任と誇りを持ち始めることができた。

年度別、国家資格・ケアマネジャー資格取得者数

資格名	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	総数
社会福祉士	1	1					1	3
精神保健福祉士						1		1
介護福祉士	1	1		2	4		3	11
介護支援専門員	3	4	2	4	1	3	2	19

(3) 高齢者福祉活動からの学び

本会による提言機能では「かみず障害者プラン」や「高齢者保健福祉計画・第2期介護保険事業計画」の策定に地域福祉を推進する中核組織として参画を要請され、それぞれの計画に「地域ケアシステム構築の視点」が盛り込まれ、本会の取り組みの重要性が計画の中で明確化されることとなった。このような行政計画策定を通じたソーシャルアクション・ケースアクションにより、幾つかの制度が利用しやすいものに移行され、また新たな制度が創設されるなど住民にとっての福祉が大きく前進した。

特に高齢者福祉分野では、措置制度の解体と民間介護サービス事業者の自由参入により介護保険対象者の利用できる保険内サービスの充実が図られ、市独自の支援サービスやインフォーマルサポート体制も強化された。行政では高齢者に関する総合相談窓口として基幹型在宅介護支援センターを直営で設置し、高齢者を取り巻く福祉、保健、医療の総合調整、ケアマネジャーの指導、要介護予防事業、痴呆高齢者世帯の支援事業等、高齢者のための地域ケアシステムを公の責任で総合的に展開するようになった。

したがってこれまで本会が展開してきた年齢や障害区分で対象者を分けることなく、全ての住民を対象とした「地域ケアシステム構築構想」から高齢者部分が欠落する形となった。このことによって、本会の担う高齢者福祉分野の取り組みは、介護保険の居宅介護支援事業（ケアマネジメント）と在宅福祉サービス（ホームヘルパー・デイサービス・福祉用具貸与・訪問入浴）各種事業所、わくわくサロンや移送サービス等の地域密着型サービスの提供等へとスリム化を余儀なくされたが、行政が高齢者支援の重要性と取り組み範囲の拡大の必要性を認識し、基幹型在宅介護支援センターというソーシャルワーク機関を重要部所と位置付けたことは、本会による10年間の高齢者地域福祉活動への積極的な取り組みとソーシャルアクションの成果であるとも言える。

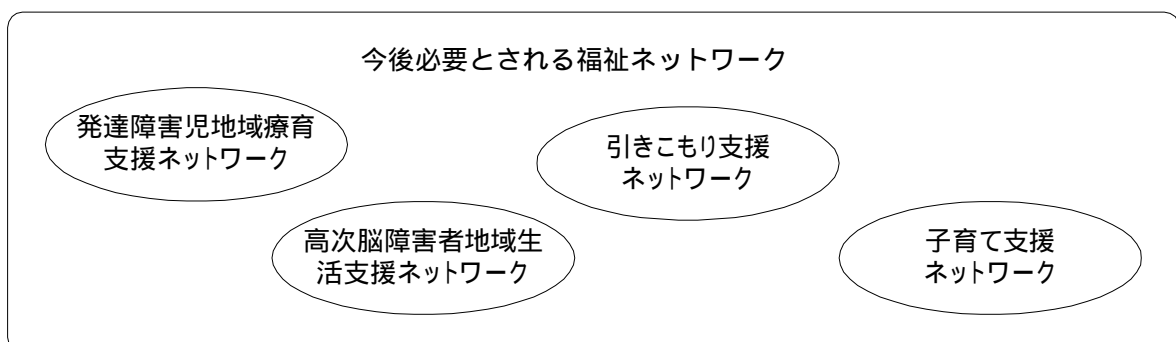


(4) 新しい課題の発生

幾つかの新たな課題が生まれた。地域福祉を推進する手段の一つである在宅福祉サービスの多くが、契約型サービスに転換され民間事業所の自由参入が可能となったことで、本会と民間事業所との間に対等な競合関係が生まれ、社会福祉協議会の中立・公平性が揺らぎ始めた。「介護の社会化」といった介護保険導入の理念よりも、民間業者の参入によりサービスの施設偏重や病院関係の保険制度化における総合化が進められるなど、介護保険制度のひずみがシビアな形でケアの市場化を促進させることとなった。これによりケアの問題を有した形で市場化は、地域をマーケットにケアサービスの販売競争を招くことになり、地域住民の相互連帯意識の醸成どころか不足するケアサービスの購入合戦となってしまった。よって社協と住民との連携を生かした「協働的取り組み」や「地域コミュニティづくりの活動」といった社協本来の使命が全うしにくい環境となった。つまり、今日の神栖市社協には、「ケア市場の中で各種在宅福祉サービス事業所の顧客の獲得を進めながら、一方で地域住民全体の連帯意識を高め地域福祉活動を推進する」といった相反する役割を担わざるを得ない状況となった。改めて本市の地域全体を冷静に見つめ直し、その中での本会の使命を再確認する必要が出てきた。

また、前述したように基幹型在宅介護支援センターが行政直営で設置され、高齢者施策の総体を公の責任において総合的に展開していくこととなったが、現段階における行政機構には福祉専門職の専従的継続配置というシステムが未確立であるため、極めて高い専門性と福祉倫理、更には継続的な対応が求められる基幹型在宅介護支援センターの本来の機能の確保に課題が残った。つまり、配属された職員によって取り組みの手法や支援提供の考え方が変化していくといった危険性を毎年抱えることになり、何よりも本会が目指し展開してきた従来の全住民を対象とした地域ケアシステムを高齢者・障害者・児童といった行政担当課の守備範囲で区わけされてしまう結果となってしまった。

上記のように今日の本会による高齢者支援活動範囲の縮小化と社協の中立性の確保、更には専門相談機関機能の確保という課題が新たに生まれることとなったが、一方で、既存の制度による対応にとどまり社会資源の整備や支援システムの構築途上となっている精神障害者分野、知的障害（児）者分野、発達障害（児）者分野、子育て支援分野など神栖市におけるより一層の「支援の充実が望まれる分野」への積極的関わりに力点をシフトできるようになった。



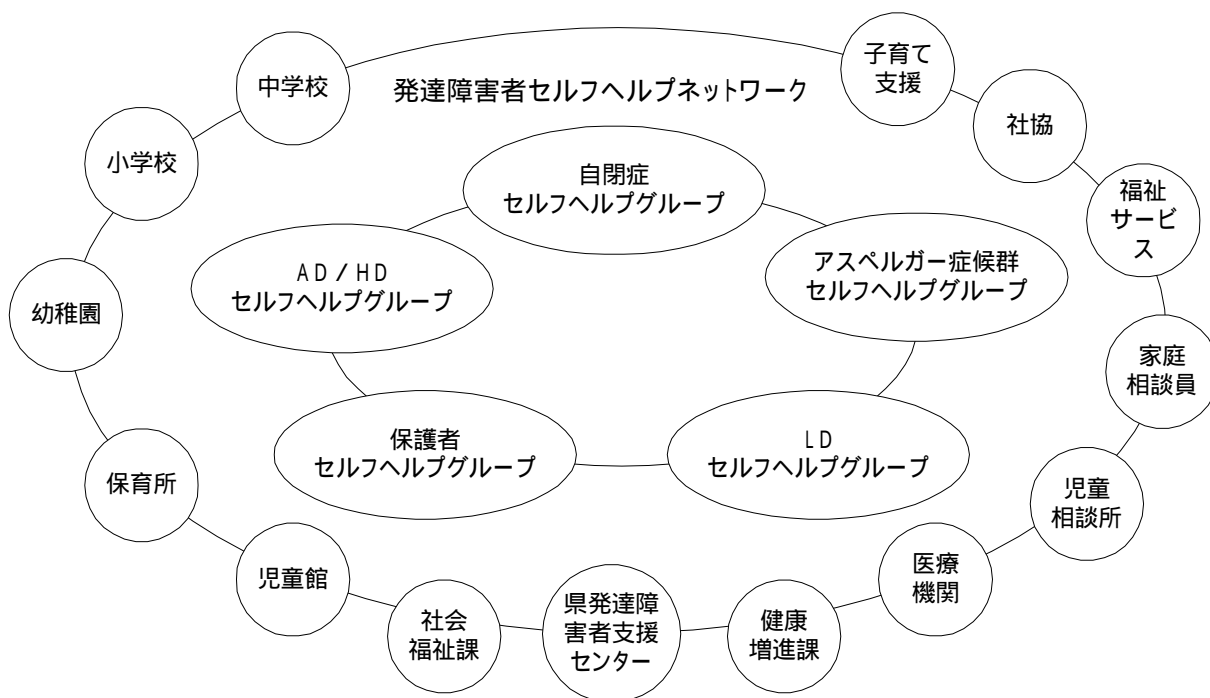
(5) 目的別コミュニティの構築という地域組織化活動

「アスペルガー症候群を考える会（一休の会）」という家族同士の情報交換の場、集いの場としてのセルフヘルプグループの設立は、ある家族からの相談を入り口に本会が「より支援の充実が望まれる福祉分野」への取り組みを推進していくべき組織であることを認識させてくれる契機となった。

本市には自閉症をはじめとするアスペルガー症候群・注意欠陥多動障害（AD/HD）・学習障害（LD）といったいわゆる発達障害者支援法に明示された障害を抱える人々への支援体制は未だ整備されていない状況にあり、本会実施の「ことばと発達の相談室」に数名の利用者がいる程度で、当事者と関わりを持つ保育士や幼稚園教諭、小中学校教師と家族だけが対応や養育課題に奔走しているというのが実態である。

早期発見・早期療育のシステム化を共通の目標としつつ、同じ悩みを抱える者同士が月に1度程度でも顔を合わせ、生活を語り、工夫を伝え、理解を深め合うことで、お互いに支えられ、繋がり合っていると実感できる集いは参加メンバーにとって有意義なエネルギー補給の場となっている。

社会的に不利な立場に置かれた少数派の一人ひとりの声に耳を傾け、生活課題の共有化をはかれるグループ等の経験を通じて個人の成長と発達を促進しようとする取り組みこそ、今日の社会福祉協議会に求められる重要な活動と言える。希薄化した地域社会の人間関係をこのような目的別のコミュニティ形成から進める必要性を確認できるものであった。



更に、精神障害者の社会参加・社会復帰の難しさという課題に対し、平成16年度より精神障害者のピアサポートグループ設立（企画書は参考資料61ページ～）を呼びかけ活動支援を展開した。隣市病院の精神科作業療法士の協力を得、月1回の予定でスタートしたが参加メンバーの増加・メンバーの社会参加に向けたモチベーションの向上から週1回の活動支援に切り替えた。メンバーを通じて、かかりつけの医療機関やP S W、家族との交流も増加した中で、改めて本市における精神障害者の社会参加・社会復帰支援策の少なさを痛感させられるものであった。

人口約5万人の旧神栖町だけでみると、精神保健福祉法第32条（通院医療費公費負担制度）利用者は約200人、精神保健福祉手帳取得者約50人は割合として決して多くはないが、依然として内なる偏見と差別を抱えひっそりと暮らす彼らが自らの努力と意志で社会参加していくための機会の確保を支援し、それらを繋げていく必要性を確認できた。

ピアサポートグループ支援のスタートを契機に、未だ参加できない当事者世帯への定期在宅訪問活動、精神障害者家族の集い支援、精神障害者地域生活支援ネットワーク会議、精神障害者ホームヘルプサービス等々の連携を強化し、併せて社会福祉課とのパートナーシップにより行政による支援範囲と医療機関による支援範囲、社協による支援範囲を柔軟性を持たせた形で明確化できたことは実施後1年の大きな収穫であった。また、これらの取り組みが行政側からの評価を得、平成17年度より本会による週1回の精神障害者デイケアの受託に繋がったことは、本市における精神障害者地域支援システムの構築に向けた大いなる前進であると言える。

このように、要介護高齢者・身体障害者・知的障害者への支援以外の分野には依然として多くの課題が存在している。社会福祉協議会は、全住民を対象に全住民のしあわせを願う団体として、未だ取り残された課題に対し積極的に関わり、住民と共に考え、工夫し、創りあげていこうとするフロンティア精神（開拓者魂）が不可欠であることを改めて実感として持つことができた。また、いかなるハンディキャップがあったとしても本人にとって安心できる豊かな人間関係を構築していくことによって、人は自分自身の誇り（プライド）を自覚し、前向きに自分らしく生きていこうと行動変容していくのだということを確認できるものであった。今後も在宅での暮らしを支援する直接サービスの充実を図りつつ、生活課題を抱える人同士が有意義な人間関係づくりを通じて社会参加への意欲を高められるよう、「集いの場・こころの交流の場」づくりを積極的に進めていくことの重要性を認識することができた。



精神障害者推計

近隣市町を含む精神障害者推計

市町村名	旧神栖町	旧波崎町	鹿嶋市	合計
人口	51,334人	38,909人	63,613人	153,856人
精神障害者総数推計	825人	626人	1,023人	2,474人
入院患者推計	135人	102人	167人	404人
通院患者推計	690人	523人	855人	2,068人
通院医療費公費負担受給者	187人	139人	355人	681人
通院患者公費受給割合(%)	22.7%	22.2%	34.7%	26.5%
精神障害者保健福祉手帳所持者	50人	51人	97人	198人
手帳所持者割合(%)	6.1%	8.2%	9.5%	7.9%
れいめい作業所利用者	3人	0人	9人	12人
保健所デイケア参加者	3人	0人	7人	10人

平成16年3月31日現在 潮来保健所調べ てんかんを含む

平成11年度患者調査

全国人口(H11.10.1)	126,860,000人		
精神障害者総数	2,040,000人	精神障害者総数/全人口	1.61%
入院患者	334,000人	入院患者/精神障害者総数	16.37%
通院患者	1,706,000人	通院患者/精神障害者総数	83.63%

旧神栖町の精神障害者実態

年代別の実態 働ける年代層

	~10代	20~50代	60代~	合計
男	2人	68人	10人	80人
女	6人	78人	19人	103人
合計	8人	146人	29人	183人



疾患別 ~50代まで164人の実態 作業所・授産施設等に通所できる対象者

	統合失調症	そううつ	神経症	薬物依存	その他	不明	合計
男	35人	2人	7人	6人	14人	7人	71人
女	42人	7人	9人	2人	24人	9人	93人
合計	77人	9人	16人	8人	38人	16人	164人

通所場所別 50代まで164人の実態 デイケア・作業所等への通所者数

場所	鹿島病院 デイケア	銚子市立 デイケア	旭中央 デイケア	保健所 デイケア	保健セン ターデイ	れいめい 作業所	合計
人数	17人	1人	1人	0人	7人	1人	27人/164人中

平成15年6月1日現在 神栖町社会福祉課提供

ピアサポートグループ「青空」参加者及び在宅訪問活動の推移

平成16年度	開催回数	参加者総数	訪問実施日数	対象者数
平成16年 6月	3回	14人	-	-
" 7月	3回	16人	-	-
" 8月	3回	15人	-	-
" 9月	3回	14人	3日	8人
" 10月	3回	13人	2日	5人
" 11月	3回	15人	3日	10人
" 12月	3回	17人	4日	8人
平成17年 1月	3回	18人	4日	9人
" 2月	3回	27人	4日	11人
" 3月	5回	47人	5日	12人
10ヶ月間合計	32回	202人	25日	63人

平成17年度	開催回数	参加者総数	訪問実施日数	対象者数
平成17年 4月	4回	46人	4日	10人
" 5月	4回	47人	4日	14人
" 6月	4回	41人	4日	12人
" 7月	5回	69人	5日	20人
" 8月	4回	57人	4日	11人
" 9月	4回	57人	3日	7人
" 10月	4回	54人	4日	13人
" 11月	4回	58人	4日	11人
" 12月	3回	48人	3日	6人
平成18年 1月	4回	48人	4日	13人
" 2月	4回	38人	3日	7人
" 3月	5回	61人	5日	17人
合計	49回	624人	47日	141人

波崎地区 精神保健クラブ活動参加者の推移

平成17年度	開催回数	参加者総数
平成18年 1月	1回	3人
" 2月	1回	6人
" 3月	1回	5人
合計	3回	14人



神栖市デイケア「青空」参加者の推移（平成17年4月～市より受託）

平成17年度	開催回数	午前参加者	午後参加者	参加者総数
平成17年 4月	3回	22人	9人	31人
" 5月	3回	31人	21人	52人
" 6月	5回	51人	42人	93人
" 7月	4回	51人	50人	101人
" 8月	5回	66人	58人	124人
" 9月	4回	43人	36人	79人
" 10月	4回	42人	49人	91人
" 11月	4回	63人	48人	111人
" 12月	4回	57人	50人	107人
平成18年 1月	4回	42人	35人	77人
" 2月	4回	44人	40人	84人
" 3月	5回	49人	46人	95人
合計	49回	561人	484人	1,045人

(6) 根本的機能の強化充実

結果として概ね計画通りに遂行された事業とそれに伴う組織強化が図られ、特に直接問題解決を図るツールとして多くのフォーマルサービスやインフォーマルサポートを持ったことで、住民からわかりにくかった本会が「見える社協」に変わり、質・量の拡充、拡大により「頼られる社協」へと移行してきたことは相談件数、サービス利用実績の推移が物語っている。

相談件数の推移

	窓口 相談	電話 相談	訪問 相談	在宅 訪問	申請 代行	権利 擁護	ボラン ティア	心配 ごと	総数
昭和61年度								21	21
昭和62年度								24	24
昭和63年度								47	47
平成元年度								57	57
平成2年度								51	51
平成3年度								51	51
平成4年度								65	65
平成5年度								35	35
平成6年度	78							25	103
平成7年度	120	68						46	234
平成8年度	114	241		2517	40		38	61	3011
平成9年度	248	535		1903	18		89	37	2830
平成10年度	219	602	50	1862	24		216	61	3034
平成11年度	387	742	636	1385	115		388	56	3709
平成12年度	194	474	27	1527	452		99	19	2792
平成13年度	201	245	24	1537	403	28	165	0	2603
平成14年度	236	251	16	1970	508	75	240	0	3296
平成15年度	193	186	14	2293	3135	118	334	0	6273
平成16年度	111	205	4	1926	2818	46	263	0	5373
平成17年度	240	258	7	3360	3513	32	217	0	7627



このように、本会における第1次計画の策定からの10年間は、社会福祉基礎構造改革を基とする介護保険時代への移行期にあたり、前半期は社協の本来機能である「住民ニーズの把握からケアマネジメント手法を取り入れた生活課題の解決までを1ケース1ケース丁寧に実施していくことを通じて地域福祉の向上を図る」といった本会の根本的機能を形成した期間であったと言える。後半期は介護保険制度、障害者支援費制度の創設にあわせ、在宅福祉サービスの提供機能を拡充、拡大しつつ公的支援策の遅れた分野へのアプローチを展開してきた期間であったといえよう。福祉の大きな転換の中で本市における社会福祉協議会としての在り方について自問自答を繰り返し、社会福祉協議会を名乗る以上曲げることのできない「活動原則」 住民ニーズ基本、 住民活動主体、 民間性、 公私協働、 専門性の5原則を、常に取り組みの核に置く活動を継続できたことは、いわば本会の強化充実を図る10年であったと言え、本会が今後、進んで行くべき道を明確に打ち出すことのできる力量を備え、更にそのビジョンを具現化できる組織としての基礎を創りあげることができたことと振り返ることができる。

平成17年度版「神栖社協の福祉サービス」をご利用ください

相談事業	内容・問合せ先 地域ケアセンター	対象となる方	費用負担	
福祉総合相談	福祉の相談機関として窓口・電話・訪問による相談対応・情報提供から生活課題の解決に向けた総合的な取り組みを展開します	どなたでも		
障害者生活相談	自立生活をめざす身体・知的・精神・発達障害者やその家族の相談に応じ、福祉サービスへの利用や社会参加活動へのコーディネート、専門機関との連携のもとで実施します	身体・知的・精神・発達障害者とその家族	ありません	
福祉サービス利用援助事業 (地域福祉権利擁護事業)	福祉サービスを利用するための契約のお手伝いや、生活費の管理、書類預かり等の支援を行います また成年後見制度利用についての相談にも応じます	判断能力の不十分な高齢者や障害者等	相談は無料です 支援1回 1時間 900円 - 書類預かり1ヶ月 500円	
ことばと発達の相談室	ことばや発達に遅れている子どもとその親を対象に、コミュニケーションの取り方やことばを増やす訓練を実施します(月2回)	ことばと発達に遅れのある子どもとその家族	1時間 2,000円 (予約制)	
生活福祉資金の貸付	茨城県社協が運営する各種貸付資金の申請を受け付けます	高齢者、障害者、低所得者、離職者	利息 年利3%	
在宅福祉サービス				
内容・問合せ先 在宅福祉サービスセンター	対象となる方	費用負担		
居宅介護支援	一人ひとりに合わせた介護支援計画(ケアプラン)を作り、サービスの調整や申請の代行をします	介護保険の被保険者	自己負担金は ありません	
ホームヘルプサービス	心身に障害のある方や高齢者などの家庭を訪問して、家事援助や介護のサービスを提供します	介護保険対象者、虚弱高齢者、身体・知的・精神障害者等		
デイサービス	送迎つきで入浴・食事及び、日行動作訓練等のサービスを提供します	介護保険対象者、虚弱高齢者、身体障害者等	介護度、所得等により 異なります	
訪問入浴サービス	自宅での入浴が困難な方に居室内で寝たまま入れる浴槽を使って入浴サービスを提供します	自宅での入浴が困難な高齢者または障害者		
福祉用具レンタル	在宅の介護負担を軽減できる福祉用具をレンタルします (電動ベッド、車いす、床ずれ防止マット、4点杖等)	介護保険対象者、一定期間必要な方		
移送サービス	在宅のリクライニング式車イス及びストレッチャーで、通院手段の確保ができない方をリフトバスで送迎します	車での移動が困難なストレッチャー利用者等	ありません	
わくわくサロン支援	地域住民が交流できる場を各地域に設け、趣味活動等を近隣ボランティアと一緒に楽しめるサロンづくりを支援を行います	どなたでも		
当事者グループ支援	同じ悩みや生活のしづらさを抱える者同士が互いに支えあえるグループ作りを支援を行います(精神障害者当事者の会(青空)週1回・精神障害者家族の集い 月1回・アスベルガー症候群を考える会(一休の会)月1回・高齢者介護者の会(わかば)月1回が充足)	生活課題のある当事者またはその家族等	実費程度	
精神保健デイサービス	レクリエーションやお話し合いなどのグループ活動、仲間づくりを通じて社会参加のできる集いの場を提供します(週1回)	通院後療養費公費負担利用者・精神障害者		
ボランティアセンター事業				
内容・問合せ先 ボランティアセンター	対象となる方	費用負担		
ボランティア総合相談	ボランティア活動、利用、サークル立ち上げ、活動助成等の相談に対応します	どなたでも		
ボランティア交流サロン	個人、団体を問わず自由に利用できる活動スペースと必要な事務用品等を貸し出します(午前8時30分～午後9時まで)	どなたでも(年中無休)	えがおとおみやり	
ボランティア活動支援	情報提供	県社協や民間団体等の各種活動助成についての情報提供をします	ボランティア活動をしている、または関心のある団体、個人	自己負担200円より
	活動保険	ボランティア活動中のケガや事故等を補償する保険の窓口となっています		
ボランティアキャラバン	車いす・アミマスク・お年寄り・点字・手話等の福祉体験講座をご指定の場所、内容で実施します	学校や企業・商店会等ご要望に応じます	実費程度	
善意金品の預託	現金・物品・使用済切手・ベルマーク等の寄付預託の窓口です 寄付預託は福祉サービスや地域福祉事業に活用されます	個人・団体問わずどなたでも結構です	ありません	
ういるかみす	利用会員(年会費1,000円)宅へ、住民参加のヘルパーが食事づくりや買物など家事のお手伝いをします	障害や病気等で家事ができない方	1時間 700～800円 +交通費 200円	
出張ビューティサービス	外出困難な方のお宅に訪問してヘアカットやメイクを実施します	身体的理由で外出が困難な方	1回 2,000円	
外出支援サービス	ガイドヘルプボランティアが外出困難な方の外出のお手伝いをします(外出の内容は問いません)	視覚・重度心身障害者	実費負担	
食事サービス	配食型	ボランティアがお弁当をお宅に届けます(火・水・木・金の昼食)	一人暮らし高齢者、老夫婦世帯等	1食 400円
	会食型	ボランティアアサール等が食事を作り、演芸などを交えた楽しい会食を開きます(年4回)	一人暮らし高齢者	ありません
福祉車両貸出サービス	車いすのまま乗れるリフトつき福祉車両等を貸し出します	車いす利用者とその家族	車両を貸し出した状態に戻して頂きます	
子育てサロン支援	子育てについての不安や心配などについて同じ立場のお母さんやボランティアと交流を深められるサロンを支援します	就学前の子どもとその家族	飲物をご持参下さい おやつはご遠慮下さい	
身体・知的障害者通所作業所				
内容・問合せ先 福祉作業所きぼうの家	対象となる方	費用負担		
福祉作業所	在宅の心身障害者を対象に作業訓練、生活訓練等を通じて障害者の自立と社会参加の助成・促進を図ります。	身体・知的障害者 (15歳以上65歳未満)	ありません	

社会福祉協議会 神栖町社会福祉協議会 神栖町溝口1746-1 神栖町保健・福祉会館内 平成17年4月1日現在

地域ケアセンター (代表) 在宅福祉サービスセンター TEL 93-0294 ホームページ <http://www.bokuden.or.jp/~kamishakyo/>

ボランティアセンター TEL 93-1029 メールアドレス kamishakyo@bokuden.or.jp

福祉作業所きぼうの家 TEL 92-4113

2. 第2次地域福祉活動計画策定の背景とねらい

(1) 神栖市社協存在意義の明確化

地方分権推進改革の進展により、中央主導から地方主体へと地方自治のあり方が大きく変わろうとしている。また、三位一体改革により国庫補助金の削減・廃止、税源の委譲等が急速に進められるなか、地方財源の再建についても大きな課題となっている。このような状況のなか、自治体においては合併や組織改革等による合理化、効率化に向けた取り組みが進められ、社会福祉協議会も社会福祉法第109条に基づき同様の対応が進められている。福祉の再編とともに社会福祉協議会の機能や役割も、よりそれぞれの地域特性に合った取り組みへと移行していく必要がある。「地域福祉推進の中核組織」を標榜しつつ介護保険や支援費によるサービス提供や行政からの受託事業のボリュームが増大したり指定管理者制度の導入によって本来機能を見失い福祉事業団化した社協が増加してきている。また、本来機能を追求しつつも福祉事業団化した社協との合併を契機に取り組みが契約サービスの提供のみに埋没してしまう危険性もはらんでいる。

平成17年8月1日の波崎社協との合併により新生神栖市社協がスタートしたが、それぞれの旧町における社協活動には大きな差異が存在している。これからの社協活動については、お互いに培ってきた地域住民との関係性を尊重しつつ「社協だからこそできる活動、社協にしかできない活動を責任を持って展開していく」といった本会活動の原則を、旧波崎町地域に早期に広めていかなければならない。社会福祉協議会の存在理由は何か、住民や行政は社会福祉協議会に何を求め、何を期待しているのか、社会福祉協議会としてのあるべき姿はいかなるものかを今一度確認し、本来機能を踏まえた上で新たな活動範囲を見極め、組織全体の意思統一を図る必要がある。

旧神栖社協と旧波崎社協主な業務比較

	旧神栖社協	旧波崎社協
人口	49,359 (H.16.3.31)	38,854 (H.16.3.31)
世帯数	18,202 (H.16.3.31)	12,999 (H.16.3.31)
職員数	83人	11人
国家資格取得者数	28人(ケアマネ含)	0人
コーディネーター配置	2セクション5人	1人
委員会活動	7委員会	ボランティア委員会のみ
福祉総合相談	335件(平成16年度)	該当なし
広報事業	広報紙を月1回全戸配付	広報紙を年3回全戸配付
当事者の組織化	精神、発達障害、介護者等	該当なし
福祉体験講座	70回4067人に実施	29回827人に実施
権利擁護事業	鹿行地域基幹社協として実施	相談受付
福祉用具貸与事業	181件	車椅子30件
移送サービス	876件	該当なし
住民参加型サービス	302件	該当なし
介護保険事業	5事業所	該当なし
障害者支援費事業	2事業所	該当なし
障害者福祉作業所	定員30名で実施	該当なし
精神障害者関連事業	訪問・家族の集い・ヘルパー等	ホームヘルパー
ミニシルバー事業	該当なし	職員4名で実施

詳細は参考資料56ページ～

(2) より一層の「支援の充実が望まれる分野」への積極的な関わりの必要性

この10年間で高齢者支援に関する法整備が進み、様々な社会資源も整備されてきた。この流れは今後も修正を加えられながら継続するものと予測できる。これからはそれぞれのサービスの質が問われ、その評価、指導が地方自治体の責任において実施されることとなる。

本市においても高齢者の社会参加から介護支援に至るまでの社会資源が整備されてきており、本会の高齢者福祉分野における活動も、これまでのもので一定の役割を果たしてきた。今後は現状のサービス充実に努めることが重要で、これ以上の新たな取り組みの必要性は低いと思われる。したがってこれからは、高齢者支援への取り組みで培ったコミュニティ・ソーシャルワークの福祉専門技術と知識を、より総合的な地域福祉支援の求められる精神・知的・身体障害者をはじめ発達障害者支援法に明示された発達障害（児）者等の地域生活支援領域や幼児、児童・生徒の子育て支援、引きこもりへの対応、虐待予防ネットワークの構築といった本市における、より一層の「支援の充実が望まれる分野」で発揮し、これらの活動を積極的に進めていくことが必要となってくる。

更には地域福祉権利擁護事業や成年後見制度利用支援を包括する権利擁護センター等の設置を目指し、事業や制度の限界を少しでも拡大していけるような権利擁護（アドボカシー）の視点を取り組みの核におく総合的な対人援助を展開していく。

今後の社協には社会的に弱い立場にある人々の人間としての尊厳を守り、差別や偏見を払拭していくといった本来的ノーマライゼーション社会を目指すアドボカシー実践を、社協故にもてる福祉の先駆性と柔軟性、安定性と継続性を発揮し押し進めていくといった専門機関としての活動が求められる。

分野別の各種ネットワークづくり関係のつどい及び会議

ネットワーク名	開催頻度	対象者及び内容	主催
精神障害者地域生活支援ネットワーク会議	1回 / 1ヶ月	精神障害者支援に関わる医療・保健・福祉の専門職によるケアカンファ	社協
精神障害者家族の集い支援	1回 / 1ヶ月	精神障害者を抱える家族のセルフヘルプグループ支援	社協
アスペルガー症候群を考える会	1回 / 1ヶ月	アスペルガー症候群を抱える家族と支援者のグループ	社協
高次脳機能障害を考える会	1回 / 1ヶ月	高次脳機能障害を抱える家族と支援者のグループ	社協
知的障害者地域生活支援ネットワーク会議	1回 / 2ヶ月	知的障害者支援に関わる関係機関・団体・ボラ等によるケアカンファ	社協
地域福祉権利擁護事業鹿行社協連絡会	1回 / 6ヶ月	鹿行地域の権利擁護担当者及び生活支援員による研修・ケアカンファ	社協
地域ネットワーク勉強会	1回 / 1ヶ月	自由参加による福祉・保健・医療等に関する自主勉強会	社協
児童虐待防止ネットワーク会議	ケース発生時	児童虐待の予防・発見・対応に関わる関係機関による対策会議	市子ども課
地域ケア会議	1回 / 1ヶ月	生活課題を有する高齢者への地域生活支援に関わる検討会議	市高齢福祉課
ケアマネジャー定例会	1回 / 1ヶ月	市内で活動するケアマネジャーによる情報交換・研修・ケアカンファ	市高齢福祉課

(3) 中立・公正な団体としての機能発揮

本会は住民が社会福祉協議会の存在に気づき、理解し参加することによって福祉意識の醸成を図り、地域福祉の向上を図っていかうとする手段として直接解決機能（各種在宅福祉サービス）を拡大してきた。しかし、福祉基礎構造改革を具現化した新制度「介護保険」のスタートにより民間営利企業との競合関係が生まれ本会の直接サービスは住民から選択されるメニューのひとつになった。つまり、本会のサービスを選択した住民にとっては「解りやすい」「頼りになる」「近い存在」になったが、一方で介護保険参入の当初目的であった他の民間事業者（営利事業所）に対する牽制機能は「ケア市場」に参入した同業者としての立場から機能発揮しにくい状況になった。直接サービスの提供は地域福祉活動の中でも住民の生活課題を解決する重要なファクターであるが、あくまでも本会機能の一部であって決して福祉事業団のようにサービス提供が取り組みの全てではない。本会が介護保険制度や障害者支援費制度で契約型直接サービスを提供している目的は民間営利事業所が様々な理由により撤退した場合でも住民の不利益を最低限にとどめようとする「ミニマムサービスの確保」と、各種福祉サービスの「質的確保に向けた他機関への牽制」ということは今日でも変わらない。が、選ばれるサービスの提供と他の事業所も含めたサービス事業者全体の質的、量的向上を図るという相反する機能の発揮は本会自身に自己矛盾を生む結果となり、このままでは中立公正な機関としての立場は堅守できない状況にある。これら民間営利企業による福祉事業参入の流れは今後も加速すると予測でき、本会が住民全体を対象とした中立公正な福祉専門組織としての機能を発揮していくためには、早急に契約型直接サービス部門の位置付けを整理し、機能分化していく必要が生じてきている。

したがって、本会による在宅福祉サービスの中で、民間営利企業と同様の事業については、住民に対する需給バランスを検証し、民間営利企業による供給で十分に満たされる分野の契約型サービスについては、順次縮小・撤退していくことで本会の中立性を確保していく。ただし、この場合は単に縮小・撤退するのではなく、介護保険制度や障害者支援費制度（障害者自立支援法によるサービス提供）に該当せず、正に制度のハザマにあってサービスに手の届かない人々への支援に切り換えを行う。

具体的には、これまでの福祉用具貸与事業や訪問入浴事業などは、末期癌ターミナル患者が一時的に自宅に帰宅した場合のベット・床ずれ防止マット等の貸出・訪問入浴の提供等への切り換えや、ホームヘルプサービス等は障害者手帳、療育手帳の発行のない発達障害児（者）世帯への支援提供へと切り換えていくなど、本会サービス個々の機能は維持しつつ対象範囲を現行契約制度に合致しない人々へのものへと移行していくことで、民間営利企業との明確な棲み分けを図っていく必要がある。



3 . 第 2 次地域福祉活動計画の構成

基本構想	．．．	住民生活の基本的視点と社会福祉協議会活動の本来的機能を踏まえて実現を目指す方向性を示します。
基本計画	．．．	基本構想の方向に沿って、この計画期間中に展開する活動、実施する福祉サービス等の具体的な計画大綱です。
実施計画	．．．	基本計画で掲げた活動を実際に展開する実行計画です。

・基本構想、基本計画、実施計画に分け、具体的事業展開方法、内容を明記します。

・平成17年4月（2005年）から平成22年3月（2010年）までの5カ年計画です。

* 本改訂版は平成18年4月（2006年）から平成22年3月（2010年）までの4カ年です。

4 . 今後の推進体制

- ・ 計画評価体系の確立

第2次計画策定委員を中心に計画進行管理委員会を設置し毎年定期管理を実施。

また、半年毎に実施している本会の「事業・活動評価」と連動し、各種活動の展開方法、職員体制等を定期的にチェックし、計画の妥当性、効率性を評価し方向修正を行う。また、計画4年次（平成20年度）より地域福祉活動第3次行動計画の策定に着手する。

第2章 各論

1. 基本構想

～ふれ愛プラン 05～

“私たちでつくるやさしいまち”

《改訂版》

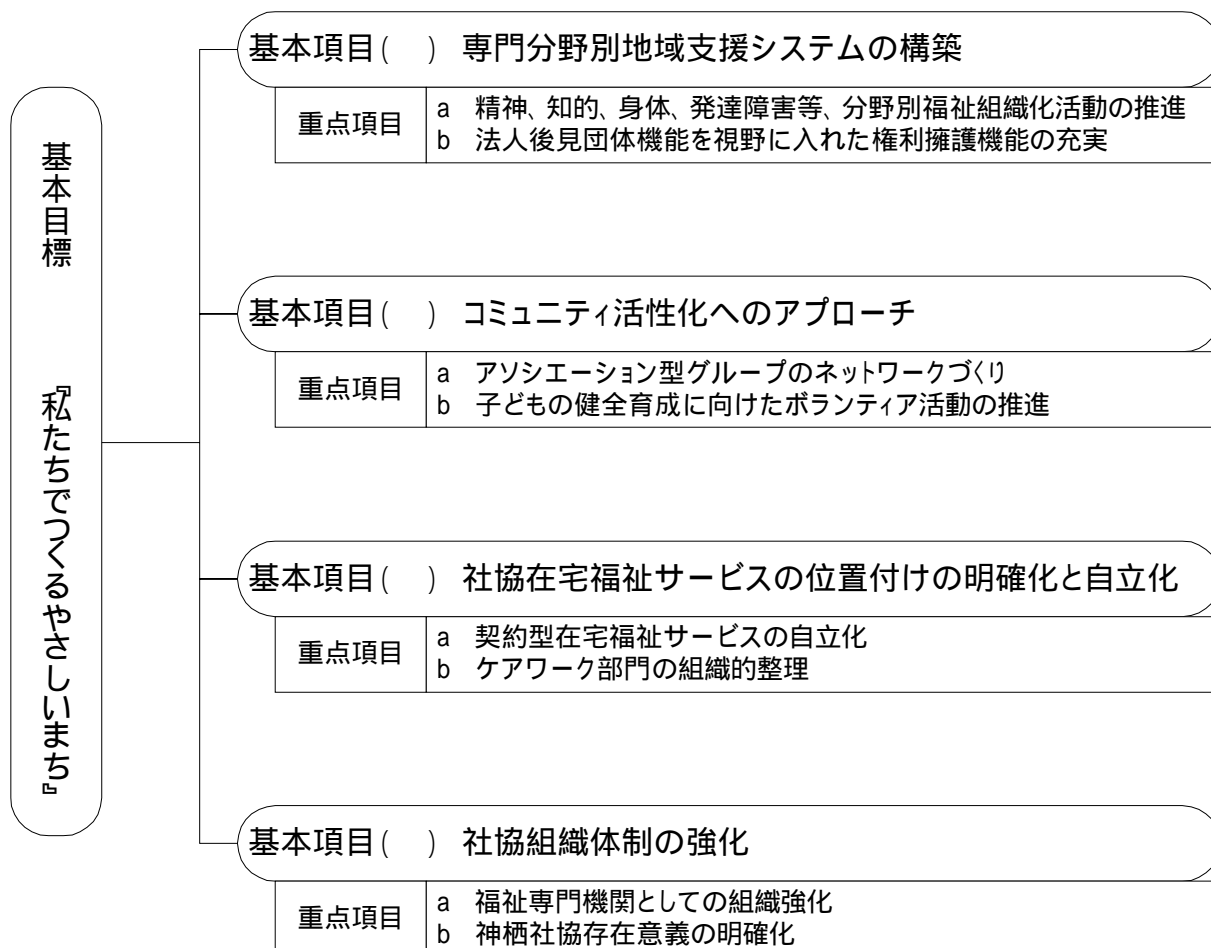
『必要とされる社会福祉専門機関への移行を通じて』

本計画は、社協の活動・行動計画である前計画（第1次神栖町地域福祉活動計画 平成7年～平成16年・神栖町地域福祉活動第2次行動計画 平成12年～平成16年）の後継計画であり、前計画における基本的な考え方を継承しつつ、見直し・発展させるものであるため、神栖市社会福祉協議会が目指す基本計画は、前計画から継続し“私たちでつくるやさしいまち”と設定し、サブタイトルとして新たに『必要とされる社会福祉専門機関への移行を通じて』を付け加える。

2. 基本計画

基本構想の実現を目指して進める、実施計画の骨組みとその方向性を示します。

第2次地域福祉活動計画の全体枠組み



3. これからの社協機能と組織

(1) 専門機能型社協への移行 [各種地域生活支援センター機能の発揮]

市内唯一の地域福祉を推進する中立的組織としての機能を強化・発展させるため、現在の介護保険事業所、支援費事業所の契約型サービス提供部門を組織内分離する。契約型サービス提供部門は、様々な民間事業所と肩を並べながらも極めて公共性の高い団体として各種サービスの質を高め、最低限の量を確保し模範的役割を發揮していくことで在宅福祉サービス事業所のベース（基準）創りをその目標とする。また、地域における契約型サービス提供資源の整備・充実によって住民ニーズの解決が図られる環境となった場合には、本会における契約型サービス提供部門を順次縮小し、法的整備・社会資源の不足している分野へのサービスに切り替えを行う。

更に指定管理者として事業展開することとなる高齢者・障害者デイサービスと福祉作業所きぼうの家については、限られた人員と予算額の中でこれまで実施してきたサービスの質を維持しつつ、指定管理者としての安全配慮義務・善管注意義務を果たしていかなければならない。併せて指定管理者として事業実施していく期間が平成20年度までとなっているため、以降も本会が指定管理者として事業実施していくべきか否か、組織として、その意義を明確化していく。

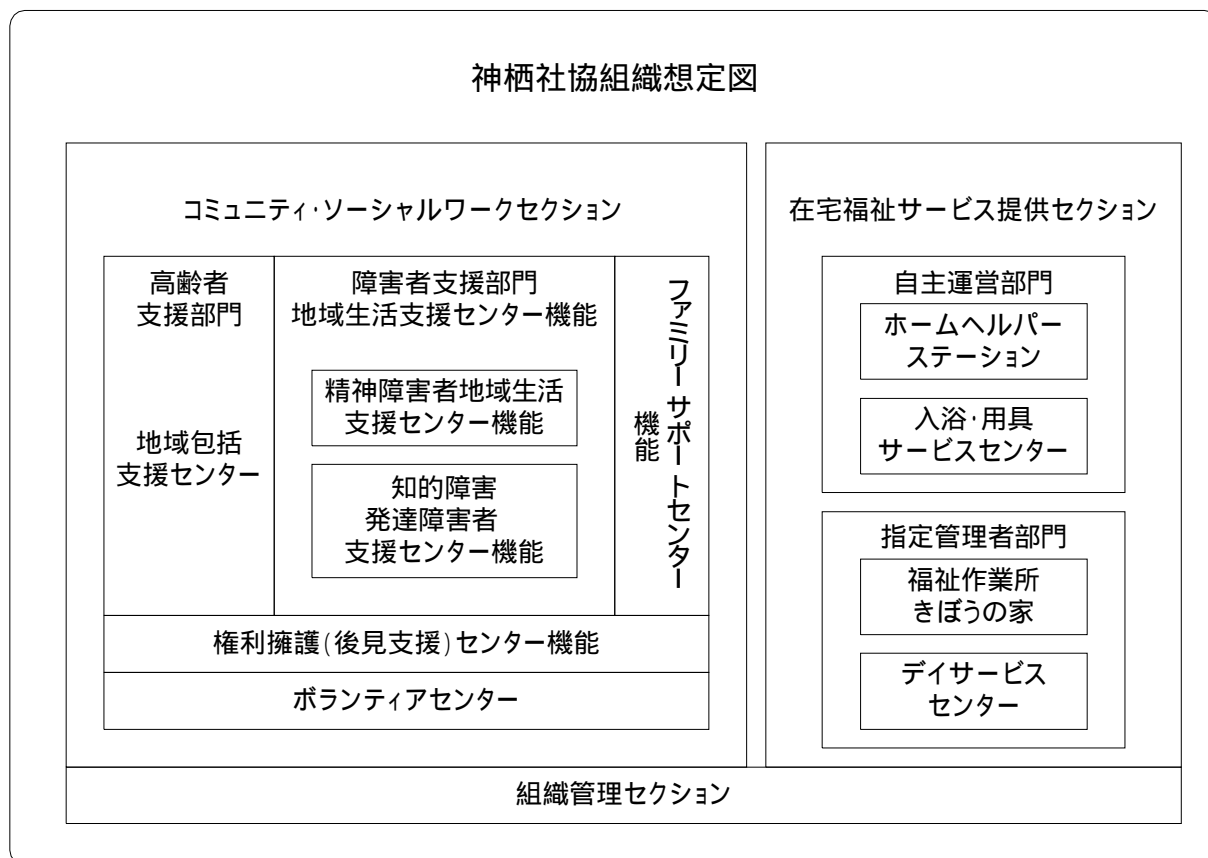
上記以外の部門については、地域福祉の総合部門として地域全体を見渡し、より一層の「支援の充実が望まれる分野」を見極め丁寧に関わっていける体制を確保する。精神障害者支援や発達障害（児）者支援、さらには引きこもりへの対応など、サービスのメニューが少なく、支援の在り方がシステム化されていない分野を検証し、個別支援活動を通じてそれぞれの支援領域における発見から社会参加への流れをシステム化する。つまり、行政やNPOでは質的維持、継続的展開の困難な専門分野に焦点を当て、各福祉関連分野ごとに社会福祉援助のベース（基準）を創りあげていく取り組みを展開する。

これらを達成していくために、地域社会に点在する生活のしずらさや人間関係の結びにくさを抱える人々と適切に関わることのできる職員の質的確保が課題となる。社協職員には様々な地域の問題に気づき、新たなシステムを築いていこうとする姿勢が問われており、福祉職としての最低限の知識・技術と熱意がなければ短期間に結果が出る課題ではないため、長期戦略に基づく信念ある行動が求められる。福祉専門職の対人援助・地域支援技術は単に経験年数を重ねることで獲得できるものではなく、福祉に関する総合的知識の上に経験が積み重ねられて、はじめてその重要性、必要性が理解できるものであり、社協職員にはこれら一連の経験が不可欠となる。ケアワーカー部門職員の専門職化が進む中で社協活動の本流を担うコミュニティ・ソーシャルワーク部門には、各種国家資格（社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、ケアマネジャー等）の倫理綱領を背負い福祉士として責任を持つ職員を配置することによって、様々な社会変化の中でも安定的な社協活動が可能となる。したがって職員全員が何らかの福祉士資格を必ず取得するものとする。

これによって特に専門職種の必置義務のある地域包括支援センター、精神障害者のための地域生活支援センター等は本会の総合機能を活かした形での展開（公設民営）が可能となり、身体障害者・知的障害者・発達障害（児）者等の支援窓口として障害者総合支援センター機能をも発揮することができる。

幸い平成18年度より新市の重要施策に位置づけられている「子育て環境の整備」としてファミリーサポートセンター事業を行政より本会が受託運営することとなった。当事者同士の協働、地域住民との協働、各種子育て機関等との連携を必要とするこの重要事業は、「子どもの育ち環境」をより良いものへと移行していける可能性を秘めている。本会が子育て支援分野での適切な相談窓口として社会的な役割を果たしていくため、財源・人力的に力を入れて実施し、児童虐待対応や引きこもり支援等、家庭支援センター的機能の確保も目指す。

また、それぞれの専門的支援窓口がボランティアセンターとの有機的な連携を図れる組織体制とする。



ここでの「発達障害」とは、発達障害者支援法に示された自閉症・アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害〔PDD〕・学習障害〔LD〕・注意欠陥多動性障害〔AD/HD〕・その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。 発達障害者支援法 第2条

(2) 専門機能型社協への移行〔法人後見団体機能の確保〕

本会は、平成13年度より地域福祉権利擁護事業の基幹社協として判断能力の不十分な方々（認知症・知的障害・精神障害）への在宅福祉サービス利用援助を実施してきた。その中で、増加する契約ケースと共に成年後見人を必要とする判断能力の欠けた状態に置かれた方々のニーズが明らかになってきた。これまでに行った地域福祉権利擁護事業利用から成年後見制度への申し立て支援（3ケース）で「市町村行政の成年後見制度そのものへの理解不足」と「成年後見人候補者（後見団体）の不足」という大きな課題も明らかとなった。

相談の多くが直接援助を提供しているホームヘルパーや施設職員、民生委員や行政職員等から「地域福祉権利擁護事業の利用」として本会に寄せられることから、この入り口場面を契機として初期アセスメントと本人を含めた関係者とのケアカンファレンス、更には地域福祉権利擁護事業からのタイムリーな申し立て支援を援助チームとして丹念に実施していくことで、各支援者や行政担当者に地域福祉権利擁護事業の支援範囲や成年後見制度の重要性・必要性を伝えていく。漠然とした制度理解ではなく一つひとつのケースを通じて、行政だけでなく様々な対人援助職や住民に理解を深めてもらう。これらによって、行政の成年後見利用支援事業の効果的な実施や首長による後見申し立てへのスムーズな対応が期待できる。

他方、「成年後見人候補者（後見団体）の不足」という課題については、新たな成年後見候補者（後見団体）が生まれにくい限り解決は困難な状況にある。特に後見人への報酬を支払う資力のない対象者ニーズに応えられる後見候補者（団体）が多数必要となってくる。茨城県内での後見受任状況から、親族以外の後見人としては弁護士及び司法書士がメインとなっているが、ケースの中には報酬なしで極めてボランティア的な取り組みとして弁護士・司法書士等が後見事務を実施している状況にあり、実はこれらの負担感が後見候補者（団体）の増加を阻んでいるといっても過言ではない。社会福祉協議会が資力は無いが後見人が必要な人々への法人後見団体として名乗りをあげることで、後見候補者（団体）としての棲み分けが可能となり、更には、知的障害者や精神障害者など長期間に渡る後見事務が必要な対象者については、法人組織の利点を活かし安定した支援の継続が可能となる。

これらのことから、地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の法人後見団体としての機能を総合的に発揮できる権利擁護（後見支援）センター的機能の確保を目指す。

また、この取り組みが地域福祉を推進する中立・公正な機関の担う活動として、地域住民から信頼を得、安定的・継続的に展開できるよう、現在の社会福祉士国家資格取得者が担当し、権利擁護（後見支援）センター開設までに地域ケアコーディネーター全員（3人）が日本社会福祉士会主催の「成年後見人養成講座（1年）」を受講し適切に展開していく。

前述の各種地域生活支援センター機能の確保と同様に、社協だからこそより住民の近いところで、専門性と継続性を維持し、他の機関では継続的 pursuit の困難な分野を担っていくという特徴を最大限に発揮する。これは社協が福祉専門団体として住民から必要とされるための、新たな社会福祉協議会活動のベース（基準）をつくっていく取り組みでもある。

(2) 福祉人材の開発・派遣型社協としての機能

市制施行にあわせ行政では福祉事務所が設置された。新設福祉事務所の守備範囲にあたる生活保護法、老人福祉法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法のいわゆる福祉六法の適正運用に際し、本会職員のもつ福祉理論と経験に裏付けされた専門性を行政サービスに活かす形で住民の福祉向上を図ることも可能となる。

福祉の再編や合併等により、これまで実施されてきた制度やサービスを再評価し適切なアセスメントに基づいて自立のための支援を展開しようとするれば、当然福祉事務所に社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職の配置が必要となってくる。平成18年4月より新市直営の地域包括支援センターに、本会職員1名(ケアマネージャー)の派遣要望があり、主任ケアマネージャーとして対応することとなった。

このように本会職員の専門職化を進め行政とのパートナーシップを確保することにより、今後も行政からの専門職派遣要望という形で新市福祉事務所関連業務に関わる可能性は高くなる。公的福祉の分野に本会による民間福祉の視点を入れた住民福祉の向上を目指していくことができ、ひいては適正な公的支援・公的扶助の浸透、地域福祉のあるべき姿の追求、増大し続ける行政の福祉関係費用や医療費の抑制に繋がるといったプラス効果が期待できるものである。

今後、公的機関に求められると予測される相談分野と資格名

	想定される事業 ケースワーカー等	担当相談分野	活動分野・内容	専門資格名
福 祉 事 務 所	生活保護 ケースワーカー	生活保護担当員	調査・生活指導	社会福祉士
	児童ソーシャル ワーカー	児童・家庭相談員	母子・児童育成相談 障害・発達障害療育相談	保健師 社会福祉士
	障害者ソーシャル ワーカー	支援費制度 障害者自立支援相談員	支援費利用・社会参加・ 就労支援	社会福祉士 精神保健福祉士
	高齢者ソーシャル ワーカー	介護保険制度 高齢者自立支援相談員	地域包括支援センター	社会福祉士 主任ケアマネ 保健師
	精神障害者 S ワーカー	精神障害者自立支援 相談員	地域生活支援センター	精神保健福祉士
	成年後見制度 相談	生活支援相談員	成年後見・任意後見制度 利用相談	社会福祉士

(3) コミュニティの在り方の整理によるネットワーク型社協としての機能

福祉コミュニティの在り方が問い直されている今日、多くの市町村社会福祉協議会が地域組織化活動として「ある一定の地域を福祉コミュニティに位置付け、住民相互の協働を促進し福祉課題の解決を図ろう」とする取り組みを進めてきた。これらの多くは地区・支部社協の設置により自己完結され、ひとり暮らし高齢者への訪問活動や食事サービスの提供、地域で行われるイベントへの招待や広報紙の配付など、社協や行政によるサービスをより効率的に提供できる組織としての位置付けが強く、とりわけ「福祉」を全面に出した組織化の弊害から一部の住民の取り組みに終始している場合が多い。

住民の生活形態の変化から個々人の価値観が多様化する中、「福祉」というキーワードで住民にコミュニティの必要性を伝えていくことの難しさは、今日の社会福祉協議会による地域組織化活動の限界とも言える。住民自身が生活に密着した地域コミュニティの必要性を認識し、主体的な取り組みを進めていこうとする動機付けには、いわゆる狭義の「福祉」だけではなく環境・防災・教育・文化・スポーツなどあらゆる住民生活ニーズにマッチした繋がり合いという魅力がなければ誰もが不安なく暮らせるといったコミュニティ形成は困難である。

本市発展の歴史の中で昭和30年代の鹿島開発により経済的な潤いが出た反面、それまでの良い意味での村社会的地域コミュニティが再編され、人々の繋がりが希薄化した。「住民同士の助け合いから公的制度による援助へ」といった制度・行政依存が更に福祉コミュニティの必要性を実感しにくいといった環境を形成してしまった。加えて地域福祉のオピニオンリーダーとなる自治会、女性の会、老人クラブ等の代表者は毎年交代するかたちが根付き、継続的に地域に関わる住民が極めて少ない状況もこれに拍車をかけている。

しかしながら、具体的なケースを提示し関わりの必要性、重要性を伝えれば断る住民はほとんどいないことも事実である。これには、もともとキッカケさえあれば協力しあい、支え合い、繋がりがあおうとする日本人意識・文化の力が消えていないことを意味しており、この部分にあえて地域ケアシステムといった看板を掲げる枠組みを当てはめ、組織立てようとする取り組みがなじむのだろうか？むしろ日常の自然な人間関係を尊重し、必要なクライアントのために地域の人々に関わりの機会を提供していく手法が本市における地域組織化活動として最も適していると考えられる。

前述のように本市における今後の地域組織化活動としては、単に地面を区切ったエリアで「つながり・支え合い」を押しつけるような福祉コミュニティの構築手法は取らず、住民それぞれの日常生活における人間的繋がり合いを基本としたコミュニティづくりを進める。

具体的には、生活課題を抱え孤立している当事者と家族をつなげ、支援者となり得る近隣やボランティアをつなげ、更に専門機関をつなげ・・・と福祉課題を持つ個人を中心とした支援ネットワーク化を丹念に展開していく。更にこれらの小コミュニティ同士をつなげていくといった多種多様な目的別の繋がり合いを結びつけていく取り組みを通じて、住民の自主的・主体的な活動を喚起していくことが最も適していると考えられる。

コミュニティ・ソーシャルワーク機関として質の高い相談窓口を設置し、様々な生活ニーズに合わせたケアマネジメントを展開しつつ、目的別のボランティアな住民活動や当事者活動を支援していくことで、より一層の「支援の充実が望まれる分野」における社会資源を増やしていく。社協はこれらを積極的に推進していくために、これまで以上に保健・医療・福祉・教育・環境・ボランティア等の既存の団体・事業所・地域組織・グループ等と地域コミュニティの在り方、必要性について確認し合い繋がっておかなければならない。

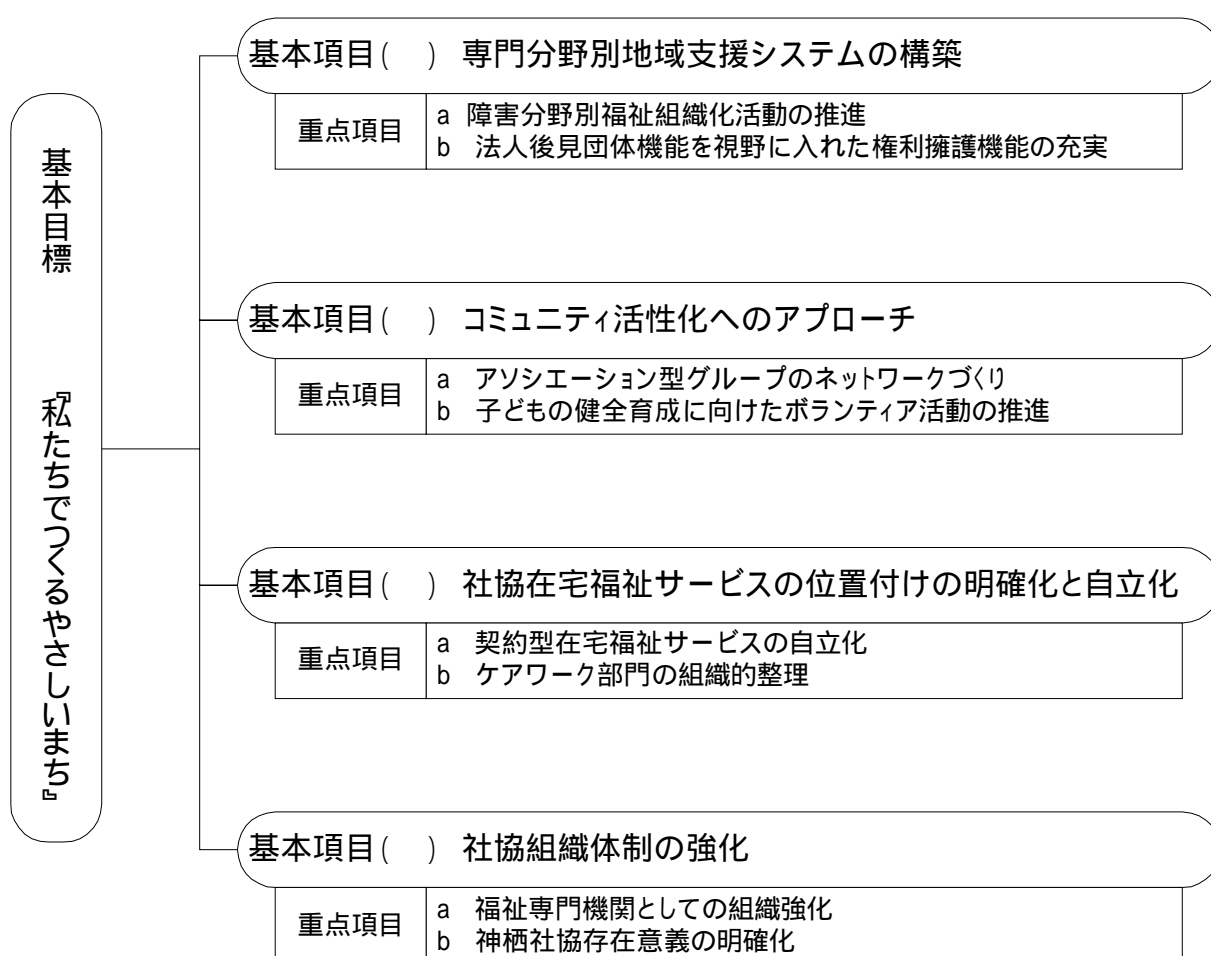
つまり、「地域の組織化」を進めていくには「福祉の組織化」が不可欠で、この福祉の組織化を進めていくために生活課題を抱える一人ひとりへの支援対応をケアマネジメント手法をもちいて他機関と共に着実に進めていくことが必要なのである。相談受付からアセスメント、更にはケアカンファレンスを通じて支援ネットワークを築き、それぞれのネットワークメンバーが自身の組織や機関の対応範囲の拡大に向けた努力を続ける・・・これら一連の流れをシステム化していくことによって継続的で安定的なコミュニティケアが可能となってくる。

現在専門組織間ネットワークを結んでいる精神障害者、知的障害者、児童虐待防止分野等に加え、今後は発達障害者支援法にいう発達障害（児）者や引きこもり、高次脳機能障害などの目的別の福祉組織化を積極的に立ち上げ、それぞれのネットワークが地域コミュニティの力を見つめ、引き上げていく取り組みができる様なアプローチを展開していく。また、現在グループ支援を継続している精神障害者のピアサポートグループやアスペルガー症候群を考える会、介護者の会などの福祉的グループや、多くの社会教育関係グループ等のアソシエーション型の組織化活動を今後も積極的に進めつつ、それらの小グループを有機的につなげネットワーク化を図っていくことで地域の組織化を総体的に進めていく必要がある。

第3章 実施計画

1. 実施計画の明記にあたって

本会の実施している各取り組みに関する年度毎目標の設定、半年毎の評価、評価に基づく修正・変更は新生神栖市社協となった今日でも継続される予定である。したがって本計画の「実施計画」については、平成21年度の到達目標に向けた各種活動の最も重要とされる柱的活動について表記するスタイルとする。また、下記以外の全ての活動、事業については基本的に継続充実を図るため参考資料として掲載する。



2. 実施計画

基本項目()専門分野別地域支援システムの構築

a 障害(精神、知的、発達障害等)分野別福祉組織化活動の推進

4年後(平成21年度)到達目標

・精神障害者地域生活支援分野における活動を充実強化し、地域生活支援センター機能を有する。精神障害者デイケア・ピアサポートグループ青空支援を中心に在宅訪問活動、家族のつらい支援を継続し専門相談・ピアカウンセリング等の新たな活動を組み入れる。

また、地域ケアシステムによって医療、保健分野との連携のベースをつくり、関係機関の守備範囲をより明確化することでクライアントの発見から社会参加・社会復帰までのトータルな支援システムを構築していく。

・知的障害者地域生活支援分野については、福祉的就労、一般就労支援に必要なジョブコーチ制度の導入を視野に入れた研究を開始し、組織内に最低1名のジョブコーチを確保する。

・発達障害者支援法に明示された発達障害(児)者地域生活支援分野については、アスペルガー症候群を考える会支援の継続からAD/HD(注意欠陥多動性障害)、LD(学習障害)など、同じ生活課題を抱える家族同士のセルフヘルプグループ立ち上げ支援を展開し、グループ化を図り、これら発達障害関連分野の家族支援を柱に展開する。

・発達障害児に関わる保育士、幼稚園教諭等を対象とした早期療育研修の開催し、21年度までに市内全ての保育所・幼稚園に最低1名の修了者を確保する。更に修了者を中心に福祉・保健・医療・教育分野による支援ネットワークを立ち上げる。

また、専門家による集団場面への訪問相談を新規事業として展開する。

・地域包括支援センターの受託運営を目指し、専門職の確保及び契約型事業所部門の組織内分離を実施する。行政との具体的な調整に着手する。

活動名	1年次 (平成17年度)	2年次 (平成18年度)	3年次 (平成19年度)	4年次 (平成20年度)	5年次 (平成21年度)
ピアサポートグループ 青空支援	週1回実施	週2回実施	完全 自主活動化		
精神障害者 デイケア	週1回実施		毎日型を 行政と協議	回数の増加	毎日型に移行
精神障害者地域生活 支援センター機能	兼務で実施	兼務で実施	必要性を 行政と協議	精神保健福祉 士を2名確保	占有スペース の確保
知的障害者就労支援 ジョブコーチの確保	研究・研修		兼務で 1名確保	具体的活動を 開始	
発達障害児者の 当事者グループ支援	アスペ グループ支援	父親会の 検討・調査	父親会の 設立	活動支援	
発達障害児療育者 研修	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
発達障害児者支援 ネットワーク	準備	1回/2ヶ月	月1回実施		最低月1回 その他随時
発達障害児 早期療育支援相談	準備	保育等への 訪問相談			制度化への アクション
地域包括 支援センターの受託	契約サービス 部門の分離	分離第2段階	行政との受託 協議開始	支援センター の受託	

b 法人後見団体機能を視野に入れた権利擁護機能の充実

4年後(平成21年度)到達目標

- ・社協における法人後見の在り方についての研究を開始する。
- ・日本社会福祉士会主催の成年後見人養成講座修了者を最低3名確保(地域ケアコーディネーター全員・認知症担当、知的障害者担当、精神障害者担当)し、組織としての後見活動を可能とする。また、法人後見団体になるための環境整備を進め、(仮)権利擁護センター機能を有する。

活動名	1年次 (平成17年度)	2年次 (平成18年度)	3年次 (平成19年度)	4年次 (平成20年度)	5年次 (平成21年度)
成年後見候補人の確保	1名確保		1名増員		1名増員
法人後見団体研究	研究・研修		法人後見団体機能の確保		
権利擁護(後見支援)センターの設置	研究・研修				センター設置



基本項目() コミュニティ活性化へのアプローチ

a アソシエーション型グループのネットワークづくり

4年後(平成21年度)到達目標

- ・既存のわくわくサロンの支援はもとより、新たなサロン立ち上げのアプローチを積極展開し住民の主体的な地域支援活動(目標値20カ所以上)を促進する。また、その他の目的別グループ(子育て・引きこもり・ボランティア等)同士のネットワーク化を進める。
- ・防災、災害時の社協対応マニュアルづくりを通じて、災害弱者支援体制を整える。

活動名	1年次 (平成17年度)	2年次 (平成18年度)	3年次 (平成19年度)	4年次 (平成20年度)	5年次 (平成21年度)
わくわくサロン 設立支援	2カ所増 (9カ所)	3カ所増 (14カ所)	3カ所増 (17カ所)	3カ所増 (20カ所)	3カ所増 (23カ所)
課題別セルフヘルプ グループの研究	引きこもり 課題の研究	引きこもり の実態把握	支援者の グループ化		
課題別セルフヘルプ グループの研究	子育て支援G の自立支援	自主活動の 拡大支援			
地域活動Gの交流	交流会の実施	共働活動支援			
防災・災害対応 マニュアルの作成	地域活動Gと 問題の共有化	作成作業開始	対応シュミレー ションの実施		

b 子どもの健全育成に向けたボランティア活動の推進

4年後(平成21年度)到達目標

- ・ファミリーサポートセンター事業の受託運営にあわせ、子育て支援の総合相談体制を整備する。
- ・ボランティアキャラバンの年齢別メニューの明確化と体系化を進め、より積極的な福祉教育を学校、地域住民とともに展開する。新たに、子供会、PTA、青年会議所等との連携を進め、共同活動プログラムを展開する。

活動名	1年次 (平成17年度)	2年次 (平成18年度)	3年次 (平成19年度)	4年次 (平成20年度)	5年次 (平成21年度)
ファミリーサポート センターの受託運営	受託に向けた 協議	受託		総合相談 体制の強化	
キャラバン サポーターの育成	入門講座の 開催	専門講座の 開催		入門講座の 開催	
ボランティア キャラバンの活性化	マニュアル 見直し	新規マニユアルにて実施	サポーターに よる実施		
関係団体・組織との 交流活動	年1回実施	年2回実施		共働活動の 実施	

基本項目()社協在宅福祉サービスの自立化

a 契約型在宅福祉サービスの位置付けの明確化と自立化

4年後(平成21年度)到達目標

- ・グループ別研修体系を明確化し、各種サービスの質的向上を図る。
- ・介護保険及び障害者支援費制度における各種契約型在宅福祉サービス事業所(居宅介護支援・ホームヘルプ・訪問入浴・福祉用具貸与)の管理的職員以外はケアワーカーとし独立採算性を高める。

活動名	1年次 (平成17年度)	2年次 (平成18年度)	3年次 (平成19年度)	4年次 (平成20年度)	5年次 (平成21年度)
グループ別研修の体系化	グループ毎定期研修実施				
居宅介護支援事業所	専任2名、兼務3名体制	専任2名兼務1名(法改正)	専任2名(非常勤職員)		
ホームヘルプ事業所	正規職員2名		正規職員1名		

b ケアワーク部門の組織的整理

4年後(平成21年度)到達目標

- ・介護保険及び障害者支援費制度における本会独自の各種契約型在宅福祉サービス事業所部門(居宅介護支援・ホームヘルプ・訪問入浴・福祉用具貸与)は、他の社会資源の整い状況に合わせて縮小化を図る。
- ・高齢者デイサービス、障害者デイサービス、福祉作業所きぼうの家は平成18年度より3年間の指定管理者としての運営に切り替わる。指定管理者としての運営期間は安全配慮義務、善管注意義務を果たせる取り組みに重点を置く。
- ・指定管理者としての運営事業については、社協が指定管理者となる意義を明確化し方針を決定する。

活動名	1年次 (平成17年度)	2年次 (平成18年度)	3年次 (平成19年度)	4年次 (平成20年度)	5年次 (平成21年度)
契約型サービス部門の組織内整理	検討	契約サービス部門の整理	事業規模の検討		
高齢者・障害者デイサービス	行政と協議	指定管理者として運営			/
福祉作業所きぼうの家	行政と協議	指定管理者として運営			/
指定管理者としての本会の在り方検討	組織内検討	組織内検討	組織内検討	方針決定	

基本項目()社協組織体制の強化

a 福祉専門機関としての組織的強化

4年後(平成21年度)到達目標

- ・理事の事項別担当制(事業・組織・財政)を明確化し、社協活動への関わりを強化する。
- ・職員の専門職種化を進め、社会福祉士6名、精神保健福祉士3名(重複)を最低限確保し、各分野毎にコミュニティソーシャルワーカーを配置する。将来的(平成26年)には本会正職員全員が国家資格(社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士)取得を達成する。
- ・地域包括支援センターへの本会専門職派遣の開始。
- ・福祉事務所への本会専門職派遣の協議開始。
- ・職員採用規程、処遇に関する規程を整備する。

活動名	1年次 (平成17年度)	2年次 (平成18年度)	3年次 (平成19年度)	4年次 (平成20年度)	5年次 (平成21年度)
理事の事項別担当制	検討	事業・組織・財政部会設置			
職員の専門職種化1	社会福祉士 2名	社会福祉士 1名増員	社会福祉士 1名増員	社会福祉士 1名増員	社会福祉士 1名増員
職員の専門職種化2	精神保健 福祉士1名		精神保健福祉 士1名増員		精神保健福祉 士1名増員
地域包括支援センターへの職員派遣	行政と協議	1名派遣			/
福祉事務所への職員派遣	行政と協議		1名派遣		1名派遣
職員採用・処遇関係規程の整備	検討	新規再検討	新規定施行		

b 神栖社協存在意義の明確化

4年後(平成21年度)到達目標

- ・社協合併後も本会理念を継承した活動が展開できるよう、研修体系に基づく職員意識の向上を図るための定期研修を実施し、本会の存在理由、あるべき姿を全ての職員が理解する。

活動名	1年次 (平成17年度)	2年次 (平成18年度)	3年次 (平成19年度)	4年次 (平成20年度)	5年次 (平成21年度)
定期全体研修	実施				
支所別研修	実施				
神栖社協職員倫理綱領の作成	プロジェクト方式で着手	完成			

参考資料

1. 寄稿文	
茨城大学 生涯学習教育研究センター 助教授 長谷川幸介先生	36
流通経済大学 社会学部 教授 佐藤克繁先生	37
立教大学 コミュニティ福祉学部 教授 森本佳樹先生	38
2. 神栖市社会福祉協議会活動年表	39～40
3. 各専門部会による検討内容	
・高齢者専門部会	41～44
・障害者専門部会	45～47
・ボランティア専門部会	48～49
・組織強化・合併専門部会	50～55
4. 旧波崎町社会福祉協議会との活動比較表	56～60
5. 新規事業企画書（精神障害者ピアサポートグループ支援事業）	61～63
6. 平成16年度事業評価検討結果一覧表	64～69
7. 第2次地域福祉活動計画策定委員及び各専門部会委員名簿	70～73
8. 第2次地域福祉活動計画策定委員会及び各専門部会計画策定経過 ...	74～75
9. 神栖市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要項	76～77
10. 用語の解説	78～80

神栖町社協「第2次活動計画」の実現に期待する

神栖町社協は前向きにひたむきに突き進んでいる社協だと感じています。実践しながら検証し、常に住民の幸せ(=福祉)を実現するために挑戦し続けていると感じています。それは、自分たちの福祉実践への自負と欠点を大胆に修正し続けてきた姿勢にも現れていると思います。

最も特徴的なのは、福祉単位(福祉のネットワーク)を地域社会におくか、生活課題(福祉課題)の解決を基礎とした目的別のネットにおくかという選択に示されています。住民の幸せを創造し発展させていくのは後者であるとの判断を明確にしたのが本計画であると思います。

第1次計画では、福祉コミュニティを地域社会に位置づけ展開を図りました。なかなか思うように進まない地域組織化の現実を前にしてスタッフは悩みもがいたに相違ありません。その結果、神栖町の現況を見つめ直し、より実践的な戦略転換を行ったのだと思います。

大きな転換ですが、きっと連続する課題であるとの認識があったと思います。最終ゴールは住民の幸せでしかありません。その決意を胸に新しい出発点が描かれたのです。そのような意味で、本計画は過去と未来をつなぐ幸せ交差点のような性格をもっているかもしれません。

福祉コミュニティの性格には多様な定義がなされています。決して一様ではありません。神栖町社協の実践に裏づけされた定義が日本中の多くの社協を励ましてくれるはずで、アソシエーション型の人間関係をベースに地域社会を再形成するという課題は大変魅力的です。地域社会の崩壊を加速させることになるのか、それとも地域社会を生まれ変わらせることになるのか、少なくともその一步を踏み出したということです。

大いなる期待とわずかながらの不安を抱きながら神栖社協の挑戦を応援したい気持ちでいっぱいです。日本全体が21世紀の福祉イメージを明確に提示できず、地域包括支援センター等の施策が次々打ち出されています。社協の意味は、法律で明示されたにもかかわらず、実態的には不分明になってきているように感じられます。このような状況だからこそ、自らがよって立つチャートが不可欠なのだと思います。神栖社協が描いたチャートは勇気を持って、背筋を伸ばして、大腿に歩き始める姿を見せています。下向きにならざるを得ない状況の社協に発信してほしいと思います。

そして、このような決断をともに背負った委員の皆さんの判断に拍手を送りたいと思います。

合併した新しい神栖市でもこの考え方が踏襲されることを願っています。さあ出発です。

(文責：茨城大学 生涯学習教育研究センター 助教授 長谷川幸介)

雑感：針の穴から神栖町社協活動をのぞいて見たら

神栖町の「第2次地域福祉活動計画」に関わって雑感を述べさせていただきます。ただし、私は龍ヶ崎市に住居を構えていて、神栖町住民としての生活実感を有しているわけではありませんので、どちらかと言えば「針の穴」から社協活動の風景を垣間見ることしかできませんので、あらかじめお断りしておきます。

まず、神栖町社協には「元気」を感じます。これは、非常に良いことだと思います。比較的若いスタッフが揃い、活動にメリハリを感じます。戦後の社協を担ってきた世代を3期に分けると、ちょうど第3期目の世代がうまく育っているという感じです。第1期は、昭和30年～40年代の社協を担ってきた人々を指し、第2期は50年代～平成の初頭まで、そして第3期はその後ということになりますね。社協活動の基本は、「住民ニーズを大切にすること」と一言でいいますが、これは非常に難しいことです。基本的にニーズの把握は、把握する当人（主体）の対人関係のアンテナや時代意識の精度に非常に強く関係する事柄です。ですから、ニーズ把握のベースには、「人間」と「時代」を見抜く感覚が必要なのでしょう。スタッフの若さは、「熟慮に欠ける」という点で前者の力に欠けるという弱点もありますが、時代の流れや生活の流れをキャッチする「動体視力」みたいなものが豊かであるという長所があるとも言えます。

次に感じるのは、「一生懸命さ」であります。神栖社協の活動は、ただがむしゃらに一生懸命活動をしているのではなく、何かにこだわっている姿が垣間見えます。おそらくそのこだわりは、今回の「2次計画」に表現されている社協活動の「専門化」、社協スタッフの「専門職化」なのでしょう。

しかし、苦言を一言。福祉の「専門化」や「専門職化」は大切なことですが、落とし穴もあります。ややもすれば、素人的な感覚（生の実感）を失うという点だろうと思います。一般的に専門家を自称する人々は、「客観的」に物事を把握することの正当性を主張し、そうでない人々を素人と称し「主観的」にしか物事を見ないとしてその欠点を批判します。しかし、福祉の分野でもっとも大切なことは、「他者の主観」をつかむことです。私たちの生活は、ちょうどクモが自分の巣をはり一定のテリトリーで生きるように、人間も自己のテリトリー（その意味では主観）を創り、自己を生きているのではないのでしょうか。まさに、主観で生きているのです。そう仮定すると、主観で生きている人間をあたかも客観的な定規やものさしで測ることができると思えば独善的に思い込んでいるところに専門家の落とし穴があるのではないのでしょうか。人々が理解し合い共同で生きていくためには、相手の生き様を（人の主観を）自分の生き方（自分の主観）に置き換えて、換言すると客観的理解から離れて、自分が生きている現場から理解する（つまり、主観的理解）部分は軽視できないのではないかと考えます。

最後に雑感。神栖町は、「自然風土」に恵まれ（不幸にも新聞紙上を賑わせた「毒ガス」騒ぎのように、人為的な自然破壊を除いて）経済社会的環境からして比較的豊かな町であると思います。ですから、私にはこのような自然環境や経済社会的環境を社協活動にどう活かすかが、大きな課題であると思います。

社協活動は、人々がいかに繋がり良い共同体を形成するか、そのために社協は何に尽力できるかを基本におかなければならないと考えます。どんな時代においても、「人と人との交わり」をきちんと見据え、与えられた風土や自然と共存していく知恵が必要だろうと思います。もし、神栖社協がそのような共同体的生の知恵を生み出すことができれば、きっと素晴らしい実践になるだろうと確信します。

（ 文責：流通経済大学 社会学部 教授 佐藤克繁 ）

「ふれ愛プラン'05『私たちでつくるやさしいまち』」への期待

神栖町社協が策定を進めていた第2次地域福祉活動計画「ふれ愛プラン'05『私たちでつくるやさしいまち』」が完成した。神栖町社協の実践に以前から強い関心を持っていた私にとって、策定作業の一部に関わらせていただいたことにお礼を申し上げるとともに、この計画が着実に実施されることを期待して止まない。

当たり前の話であるが、計画は実施してこそ策定した意味があるのだが、残念ながら各地で策定された地域福祉計画や地域福祉活動計画のなかには、計画の実施期間中ズーっと寝かせておいて「熟成」させ、進捗管理も評価も行わないという場合も少なくない。

それに反して神栖町社協では、この計画の終期である5年後には、今回の計画の主要重点項目の多くが相当程度実現されていると期待できる。というのも、ここ数年、神栖町社協は事業計画について、半期ごとにシビアな自己評価を課してきているからである。その意味で、今回の計画は、計画のために策定されたものではなく、こうした着実な積み重ねの延長線に出てきたものであり、したがって、実現性が高いと思われるのである。

しかし、だからと言って、今までのペースで日常業務を行っていけば計画が達成できるというような単純なものではない。これも当たり前の話であるが、計画は、状況の変化に応じて、ルーティンワークを脱する必要性あるいは脱したいという強い思いがあって、初めて立てられるものだからである。

今、社会福祉とりわけ社協を取り巻く状況には、厳しいものがある。思いつくだけでも、コミュニティワーカーやコミュニティ・ソーシャルワークを組織存立の基本に置いていた社協にとって、地域での総合相談システム（ニーズ発見から課題解決まで）構築は、本来的な役割であるが、「地域包括支援センター」構想とどのように機能分担するのか。

1980年代後半からの「事業型」社協からの展開をどのように図るのか。

コミュニティ・ソーシャルワーク実践の場としての総合的な成年後見システムへ向けて、地域福祉権利擁護事業をどのように拡充強化するのか。

社協が基盤としてきた従来型の地縁組織と、急速に力を付けつつあるテーマ型NPOとの調和を図るために、社協はどのようなスタンスをとればよいのか。

指定管理者制度、公益法人の見直し、「三位一体」の改革などの流れのなかで、公共的団体としての社協は、どのように組織再構築をすればよいのか。

市町村合併によるサービスレベルの低下や地域内格差の解消をどのような形で図るのか。

課題に取り組むための、組織体制、人材、財源などをどう確保すればよいのか。

というような課題が挙げられる。

これらの課題は、何も、神栖町社協だけに限られたものではなく、全国の市町村社協が直面している課題であるが、しかし、こうした課題を一つひとつ確実に取り組んでいけるだけの力量を有する市町村社協は、それほど多くはない。私自身は、神栖町社協は、そうした力量を持つ数少ない社協の一つだと考えている。神栖町社協の今後の活躍に期待するとともに、私自身がその実践に少しでも役に立てれば幸甚である。

(文責：立教大学 コミュニティ福祉学部 教授 森本佳樹)

神栖市社会福祉協議会活動年表 1

1986年	昭和61年 6月	神栖町社会福祉協議会法人認可化
1986年	昭和61年 7月	福祉活動基金積み立て 開始
1986年	昭和61年 7月	介護機器貸出事業 開始
1986年	昭和61年10月	寝たきり、ひとり暮らし高齢者訪問調査 開始
1986年	昭和61年10月	わがまちボランティアの指定
1986年	昭和61年11月	社協だより「たんぽぽ」創刊号 発行
1986年	昭和61年12月	住民の福祉意識調査（3200検体）以降3年毎に実施
1987年	昭和62年 1月	ボランティア集会 開始
1987年	昭和62年 2月	ひとり暮らし高齢者会食型給食サービス 開始
1987年	昭和62年 3月	寝たきり、ひとり暮らし高齢者在宅訪問活動 開始
1987年	昭和62年 3月	ふれあいウォークラリー 開始
1987年	昭和62年 8月	夏の子ども自然教室 開始
1987年	昭和62年10月	母子世帯の実態調査 実施
1987年	昭和62年12月	児童生徒の健全育成標語 開始
1988年	昭和63年 3月	独居老人遠足 開始
1988年	昭和63年 4月	簡易火災警報機設置事業 開始
1988年	昭和63年11月	高齢者給食サービスニーズ調査 実施
1989年	平成元年 2月	紙おむつ使用状況調査 実施
1989年	平成元年 7月	精神発達遅滞児の実態調査 実施
1989年	平成元年10月	ことばと発達の相談室 開始
1989年	平成元年10月	地域ケアモデル事業 指定
1989年	平成元年10月	老夫婦世帯実態調査 実施
1989年	平成元年10月	ボランティア入門講座 実施
1990年	平成 2年 1月	在宅福祉推進委員会 開始
1990年	平成 2年 5月	在宅障害児プレイ 開始
1990年	平成 2年 6月	点字ボランティア講座 開始
1990年	平成 2年 6月	リーディングサービスボランティア講座 開始
1990年	平成 2年 9月	配食型給食サービス 実施
1990年	平成 2年10月	地域ケア推進委員会 開始
1990年	平成 2年10月	視覚障害者ニーズ調査 実施
1991年	平成 3年 4月	ボランティア連絡協議会 設立
1991年	平成 3年 8月	ふれ愛フェスティバル 開始
1991年	平成 3年11月	ボラントピア事業 指定
1992年	平成 4年10月	在宅障害児者通所訓練事業 開始
1993年	平成 5年11月	全国社会福祉大会優良社協表彰
1994年	平成 6年 6月	福祉作業所きぼうの家設立 事業開始
1995年	平成 7年 2月	地域ケアシステム専門ケアチーム会議 開始
1995年	平成 7年 3月	地域ケアシステムサービス調整会議 開始
1995年	平成 7年 3月	第1次地域福祉活動計画「私たちでつくるやさしい町」策定
1995年	平成 7年 5月	ミニデイホームわくわくサロン（痴呆・虚弱高齢者） 開始
1995年	平成 7年 7月	ふれあいのまちづくり推進事業指定
1995年	平成 7年 7月	ふれあい総合相談 開始
1995年	平成 7年 7月	移送サービス事業 開始
1995年	平成 7年 8月	心身障害児者の実態調査 実施
1995年	平成 7年 9月	3級ホームヘルパー養成講座 実施
1995年	平成 7年10月	地域福祉センター設置要望書 提出

神栖市社会福祉協議会活動年表 2

1995年	平成 7年10月	ホームヘルプサービス受託要望書 提出
1995年	平成 7年12月	中学校区別民生委員・児童委員研究会 開始
1996年	平成 8年 1月	福祉情報管理システム 導入
1996年	平成 8年 4月	住民参加型在宅福祉サービス「ういるかみす」 開始
1996年	平成 8年 4月	在宅福祉サービス申請代行 開始
1996年	平成 8年 7月	企業ボランティア活動推進連絡協議会 開始
1997年	平成 9年 4月	在宅福祉サービス一覧ポスターの作成 実施
1997年	平成 9年 7月	在宅介護者の介護状況調査 実施
1997年	平成 9年10月	社協各種事業の定期評価検討 開始
1997年	平成 9年11月	地域ネットワーク勉強会 開始
1998年	平成10年 3月	福祉関係団体長会議 開始
1998年	平成10年 4月	地区別わくわくサロン（アクティビティサービス） 開始
1998年	平成10年 4月	企業ボランティアキャラバン 開始
1999年	平成11年 4月	緊急食材支援事業 開始
1999年	平成11年 9月	介護保険居宅介護支援事業所 設置
1999年	平成11年 9月	ボランティアセンター交流サロン管理運営 開始
2000年	平成12年 2月	介護保険指定訪問介護事業所 設置
2000年	平成12年 2月	介護保険指定福祉用具貸与事業所 設置
2000年	平成12年 4月	生活援助ホームヘルプサービス 受託
2000年	平成12年 4月	福祉車両貸出事業 開始
2000年	平成12年 4月	身体障害者デイサービス 受託
2000年	平成12年 9月	どきどきジュニア体験（青少年ワークキャンプ事業） 開始
2001年	平成13年 3月	地域福祉活動第2次行動計画「私たちでつくるやさしい町」策定
2001年	平成13年 3月	地域福祉権利擁護事業鹿行地域基幹型社協 受託
2003年	平成15年 4月	精神障害者ホームヘルプサービス 開始
2003年	平成15年 5月	介護保険指定訪問入浴介護事業所 設置
2003年	平成15年 8月	精神障害者地域生活支援ネットワーク会議 開始
2003年	平成15年 9月	知的障害者地域生活支援ネットワーク会議 開始
2004年	平成16年 1月	アスペルガー症候群（広汎性発達障害）を考える会（当事者）設立
2004年	平成16年 4月	知的障害者ホームヘルプサービス 開始
2004年	平成16年 4月	障害児ホームヘルプサービス 開始
2004年	平成16年 4月	子育てサロン「ダンボ」設立 活動支援 開始
2004年	平成16年 4月	通院送迎サービス 開始
2004年	平成16年 4月	保育サポーター「ひよこ」活動支援 開始
2004年	平成16年 6月	精神障害者ピアサポートグループ「青空」設立 活動支援 開始
2004年	平成16年 8月	神栖町・波崎町社協合併実務者検討会発足
2005年	平成17年 1月	精神障害者家族の集い活動支援 開始
2005年	平成17年 2月	神栖町・波崎町社協合併調印式
2005年	平成17年 4月	精神障害者デイサービス受託事業 開始
2005年	平成17年 7月	第2次地域福祉活動計画「私たちでつくるやさしいまち」策定
2005年	平成17年 7月	高次脳機能障害家族セルフヘルプグループ設立 活動支援開始
2005年	平成17年 8月	新生神栖市社会福祉協議会 発足
2005年	平成17年11月	第1期軽度発達障害療育者研修（全5回）開始
2005年	平成17年 4月	精神障害者デイサービス受託事業 開始
2006年	平成18年 1月	波崎地域精神障害者デイサービスクラブ活動 開始
2006年	平成18年 2月	第100回地域ネットワーク勉強会記念講演会（障害者自立支援法の解説）
2006年	平成18年 3月	第101回地域ネットワーク勉強会記念カイパ講演会（発達障害者支援法）
2006年	平成18年 3月	第2次地域福祉活動計画「私たちでつくるやさしいまち」改訂版 策定

第1次計画の達成状況と検討事項(高齢者専門部会)

検証・項目検討内容			
国の取り組み	町の取り組み	神栖町社協の取り組み	
		神栖町社協第1次計画 H7～16	計画 新実施 継続 見直し
ゴールドプラン21 H12～16	神栖町保健福祉計画・第2期介護保険 事業計画 H15～19	基本計画(目標)及び実施項目・内容等	
具体的施策・重点項目	実施項目及び具体的な目標・指針等	計画 新実施 継続 見直し	実際 新実施 継続 見直し
<p>人材確保と研修強化 在宅サービスを担当ホームヘルパー等の人材の養成確保を行う</p> <p>介護関連施設の整備 特別養護老人ホームや老人保健施設などニーズに合わせた整備をすすめる</p> <p>施設処遇の質的改善 遅れがちなリハビリテーションの充実など施設処遇の改善を図る</p> <p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者ヘルパー受講事業 ・マンパワーの確保 ・宅老所 ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・ケアハウス ・養護老人ホーム ・老人休養ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 ・充実 ・充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施 ・実施 ・実施
分野別福祉活動の充実強化			
<p>合併に際し(波崎町の状況等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・波崎社協による実績はほとんどない ・社会福祉実習生の受け入れ、訪問介護員実務研修、地域福祉権利擁護事業生活支援員の育成について、全ての取り組みを継続実施する ・ソーシャルワーカー、ケアワーカーの質の向上を目指す ・職場内外の各種研修へ積極的に職員を派遣する 	<ul style="list-style-type: none"> ・各実習生、研修生の受け入れこれまで通り神栖町出身の対象者への支援として実施 ・社協ヘルパーの視点として、口腔ケアの重要性を認識できる研修の実施及び歯科衛生士等の活用を検討 ・ホームヘルパー等ケアワーカーの社会福祉士、介護福祉士等の資格取得を積極的に支援し職員の質的向上を図り、名実共に「福祉の口集団」として住民や他機関、行政から頼られる組織を目指す ・本会のケアワーカーが福祉職としてふさわしい知識、技術を身につける努力に対し、継続的な就労を可能とする処遇体系を再検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケアシステム、個別ケア支援を通してケアアクション、ソーシャルアクションにより住民の施設利用ニーズを充足できる取り組みを継続する ・波崎地域における地域ケアシステム、居宅介護支援事業の強化
<p>今後の課題(部会での協議経過)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備については、社協による独自設置は財源的に困難であるし、介護保険制度の適正運用、必要ニーズにあわせた社会資源の整備は行政の役割であるため、本会で集約した住民ニーズを地域ケア会議や専門ケアチーム会議を通じて提言していく機能を発揮し施設サービスの充実につとめる ・社協による施設サービス(特養・老健)等の運営実施について行政からの要望があった場合は、その時点で再検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議や在宅ケアチームを通じて各施設との連携を深め、施設サービスの内容を正しく把握し施設利用相談に適切に対応できるようにする ・職員研修の充実 ・家族交流会、訪問活動等を通じて介護ノウハウを在宅に正しく伝える 	<ul style="list-style-type: none"> ・波崎社協職員の直接サービス経験が少ないため、神栖社協ヘルパー、ソーシャルワーカー、ケアワーカー等での研修を実施し、ケアワーカーとしての意識付けを行う
<p>介護サービス基盤の整備(いつでもどこでも介護サービス)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町介護保険課、介護支援センターの連携 ・行政に対する提言機能はケア会議等を通じて実施 ・住民への福祉相談、福祉サービスのインフォメーションをこれまでに以上充実させる ・介護認定審査会への参画は、行政からの要望があれば複数参加できる体制を整えておく 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 ・継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・波崎町地域ケアシステムによるソーシャルアクションという機能はない ・波崎町社協は介護保険関連サービスを実施していないため、制度の理解から進める必要がある ・波崎地域にケアマネ、ヘルプ事業等を拡大していくために有資格者を確保する必要はある

第1次計画の達成状況と検討事項(高齢者専門部会)

核証・項目検討内容		神栖町社協の取り組み		今後の課題(部会での協議経過)		合併に際し(波崎町の状況等)	
町の取り組み		神栖町社協第1次計画 H7～16		計画		実際の	
神栖町保健福祉計画・第2期介護保険事業計画 H15～19		基本計画(目標)及び実施項目・内容等		新実施年度		推定見直し	
実施項目及び具体的な目標・指針等		継続		継続		継続	
<p>ゴールプラン21 H12～16</p> <p>具体的施策・重点項目</p> <p>痴呆性老人グループホームの整備 痴呆介護に対する需要の高まりに え、グループホームの整備を推進する</p> <p>痴呆介護の質的向上 痴呆介護研究・研修体制の整備を 通じて痴呆介護の質的向上を図り、 痴呆介護の専門職を養成する</p> <p>痴呆性高齢者支援対策の推進 (高齢者が尊厳を保ちながら暮らせる社会づくり)</p>	<p>痴呆対応型グループホーム 痴呆対応型協同生活介護</p> <p>痴呆理解のための講座等の開催 訪問看護による痴呆の個別ケア 痴呆相談の充実 徘徊高齢者家族支援サービス事業 痴呆性高齢者家族やらぎ支援事業 家族会・ボランティア団体の活動支援と情報提供</p>	<p>施設サービス利用ニーズを地域ケア会議及び専門ケアチーム会議等を通じて行政機関に提言する(ソーシャルアクション)</p> <p>家族会等当事者グループの支援</p>	<p>進捗</p> <p>進捗</p>	<p>・住民ニーズを集約し行政に必要度を提言 ・グループホームの社協による設置は行政からの要望があった時点で検討する</p> <p>・現ケアマネジャーの研修等を充実し痴呆介護に関する相談を適切に受けることのできるケアマネジャーを配置する ・痴呆介護への各種サービスの企画等については、町基幹型在宅介護支援センターが中心となり、ケアマネジャーへの情報提供、やすらぎ支援員の養成を行っているため、支援センターとの連携を充実させ痴呆介護世帯へのコーディネート機能の向上を図る</p> <p>・介護者の会わかばやわか(サロン等、各種目的別サークルの組織化支援を実施し介護家族や活動意欲のある住民の主体的な取り組みを支援する</p>	<p>・波崎地域における住民ニーズ調査、ケアマネジメント等は実施されていない</p> <p>・波崎社協における当事者支援活動はない ・介護保険制度の居宅介護支援事業の中で展開する ・地域ケアコーディネーターの配置によりわか(サロン等)の予防的事業を展開する</p>		
<p>権利擁護体制の充実 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を活用した人権保護をすすめる</p> <p>権利擁護体制の充実 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を活用した人権保護をすすめる</p>	<p>・サービス利用者及びその家族等のプライバシーの保護 ・成年後見制度利用支援事業 ・地域福祉権利擁護事業 ・苦情処理体制の整備</p>	<p>分野別福祉活動の充実強化</p> <p>地域福祉権利擁護事業 成年後見制度相談対応</p>	<p>充実</p> <p>進捗</p>	<p>・地域福祉権利擁護事業については、社協が中立、公正なソーシャルワーク機関であるからこそ実施を認められる事業であり、地域社会の中で不十分な判断力しか持ち得ず、更に支援者の少ない対象者の福祉サービスを利用する権利と社会経済活動への参加を保障する重要な事業であるため、広報活動を充実させ今後とも積極的な展開を図る</p> <p>・成年後見制度の相談対応については、社会構造の変化に伴い脆弱高齢者や同居の身体、知的、精神障害者等が今よりも増加していることが予測でき、多くの相談が寄せられるといえる、これまでに他市町で成年後見申し立てを数件実施したがいずれも身内に協力者が確保できず後見人になってくれる人も少ない状況にある、更に本町には後見候補人としてのリーガルサポート登録司法書士や弁護士が存在しないため、希望者がいても身近な地域に後見人を確保できないという危険性が高い</p> <p>従って社協自身が法人として後見団体を目指し判断力が不十分もは克服して地域で生活していきたいと願うハンディキャップを持つ住民の様々な権利を守っていく取り組みを新たに展開していく必要がある</p> <p>・増加が見込まれる成年後見制度利用者のために、不足している後見機関としての準備として福祉職としての職業倫理を守り、対人援助に関する適切な知識、技術、価値観を持つ専門職を確保するため、社会福祉士、精神保健福祉士の資格取得を事業所として支援する</p> <p>・成年後見制度の法人後見団体になっていくための準備として後見人養成講座への職員派遣を行う</p> <p>・地域ケアセンター業務の専門機関化によるため専門職(社会福祉士・精神保健福祉士)のみの配置を目指す、更に増員を図る</p>	<p>・波崎社協による相談対応はほとんどないため、地域ケアシステム内でのコーディネーター配置により適切な対応を行う</p>		

第1次計画の達成状況と検討事項(高齢者専門部会)

検証・項目検討内容			
国の取り組み	町の取り組み	神栖町社協の取り組み	
ゴールドプラン21 H12～16	神栖町保健福祉計画・第2期介護保険事業計画 H15～19	神栖町社協第1次計画 H7～16	
具体的施策・重点項目	実施項目及び具体的な目標・指針等	計画 新実施 期要終了	実際 新実施 期要終了
<p>利用者保護と信頼できる介護サービスの育成</p> <p>情報化と利用者保護の推進 事業による情報開示、介護サービスの質の評価を促進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 在宅復帰支援サービス費の支給 在宅介護支援福祉用具購入費の支給 在宅介護支援訪問介護サービス費の支給 訪問介護利用者負担助成事業 社会福祉法人等による利用者負担助成事業 介護サービス利用者負担額の減免 介護サービス利用者負担額等助成事業 介護保険料徴収猶予及び減免 介護保険短期入所支援事業 介護保険移送サービス助成事業 相談窓口等での情報提供 多様な情報提供 総合相談事業の充実 福祉情報システムによる共有化 身近な相談所の設置 地域ケアシステム事業 保健・医療・福祉の連携強化 	<p>充実 充実 充実 充実 充実 充実 充実 充実</p>	<p>推進 推進 推進 推進 推進 推進 推進 推進</p>
<p>多様な事業者の参入促進 多様な事業者の参入を促進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 通所介護 通所リハビリテーション 福祉用具貸与 居宅療養管理指導 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入所者生活介護 	<p>継続 継続 継続 継続</p>	<p>実施 実施 実施 実施</p>
<p>福祉用具の開発普及 生活ニーズに合わせた福祉用具の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具購入費の支給 	<p>継続</p>	<p>実施</p>
<p>長寿科学の推進</p>			
<p>福祉教育の推進 介護福祉士等、福祉専門職の確保、合わせて学童、生徒のボランティア活動を推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 家族介護教室 家族介護者交流事業 地域出前講座等の実施 福祉教育 	<p>継続</p>	<p>実施</p>
<p>国際交流の推進</p>			
<p>高齢者の保護 (保健福祉推進事業を主とする社会的課題の解決)</p>		<p>分野別福祉活動の充実強化</p>	
<p>今後の課題(部会での協議経過)</p>		<p>今後の課題(部会での協議経過)</p>	
<p>合併に際し (波崎町の状況等)</p>		<p>合併に際し (波崎町の状況等)</p>	

第1次計画の達成状況と検討事項(障害者専門部会)

検証・項目検討内容			
国の取り組み	町の取り組み	神栖町社協の取り組み	
新身障害者プラン H15～19	神栖町障害者プラン H14～18	神栖町社協第1次計画 H7～16	
具体的施策・重点項目	実施項目及び具体的な目標・指針等	計画 新実施 新規継続	実際 推進 継続 新規継続
<p>活動し参加する力の向上のための施策</p> <p>障害の原因となる疾病の予防と治療・医学的リハビリテーション</p> <p>福祉用具の研究開発とユニバーサルデザイン化の促進</p> <p>情報バリアフリー化の促進 デジタル・デバイドの解消 情報提供の充実 研究開発</p> <p>欠格条項見直しに伴う環境整備</p> <p>生活支援 利用者本位の相談支援体制の充実</p>	<p>実施項目及び具体的な目標・指針等</p> <p>乳幼児健康診査 訪問指導 訪問健康診査 おはなほ広場 通所リハビリ(機能回復訓練) 医療福祉費の支給 ことばと発達相談室</p> <p>やさしい福祉の発行 ホームページによるサービス情報の提供* 障害者情報(AI)アプリ化支援 図書館利用に障害のある人々へのサービス 声・点字広報 障害者向けの防災グッズサービス 各種レクリエーション、スポーツ大会 重度心身障害者社会参加支援 神栖町身体障害者福祉協議会活動支援</p> <p>専門相談機関の設置 相談窓口の専門職員配置 地域ケアシステムの推進* ふれあい福祉総合相談*</p> <p>ホームヘルプサービス*</p> <p>身体障害者デイサービス* 重度心身障害者訪問入浴サービス* 福祉用具の貸与* 家族介護用品支給 障害児通園(デイサービス)つくしほほ ガイドヘルプ* 精神障害者デイサービス 地域福祉権利擁護事業* 理容・美容サービス 障害児タイムケアサービス レスパイトサービス</p>	<p>ことばと発達の相談室</p> <p>分野別福祉活動の充実強化</p> <p>ホームページによる情報の提供 社協ニュースの発行 福祉サービス一覧ポスターの配布 盲入用録音物貸出事業 福祉関係団体への活動支援(身体障害者福祉協議会)</p> <p>ふれあい総合相談 職員の研修 相談管理集計ソフトの導入 専用相談室の確保 地域ケアシステムの推進</p> <p>身体障害者ホームヘルプサービス 知的障害者ホームヘルプサービス 障害児ホームヘルプサービス 身体障害者デイサービス 重度心身障害者訪問入浴サービス 福祉用具の貸与 住民参加型在宅福祉サービス(ういのかみず) ガイドヘルプボランティアの育成 地域福祉権利擁護事業</p> <p>分野別福祉活動の充実強化</p>	<p>今後の課題(部会での協議経過)</p> <p>鹿島養護学校においてことばと発達の相談が受けられるようになるまでは継続実施となっているが、養護学校では実際全体的な授業はことばと発達の勉強となっており、あらためてことばと発達だけの授業は難しい現状にある。 長谷川委員より真岡市で実施されている三つ子の魂育成事業について報告があり、真岡市では健康増進課、児童家庭課、社会教育課、市民課等が連携し、婚姻届、母子手帳の交付時等を利用して、0歳児からの健全育成の為の連携ができています。特に障害児の早期発見には有効で、このような取り組みが本町でも展開できるようなソーシャルアクションを起こしていこう。</p> <p>継続実施していく中で特に視覚・聴覚障害者の情報の得にくさを把握するため、アンケートを実施。 身障協書年活動のレク活動に他市町村の障害者も参加希望がある。</p> <p>介護保険と支援費制度が統合する可能性が高いため、身体的・精神的なケアマネジメントを展開できるよう職員としてのソーシャル・ワーカーとしての地域ケアシステムによる福祉の組織化を進める。将来的には地域生活自立支援センター機能を社協が担い問題の発見、相談が解決まで一貫した取り組みができるよう準備を進める。</p> <p>高齢者福祉サービスと比較し、特に知的、精神障害者の福祉サービスについては質、量ともに不足しており、加えて社会参加、就業等も含む包括的ケアマネジメント体制を確立するにはあまりにも社会資源が少なすぎる実態がある。他の機関がなかなか手を着けられなかった分野であり、今後社協が積極的にサービス提供し、利用者の拡大を図る必要がある。 近い将来定員を超える可能性の高い福祉作業所「きぼうの家」、イササービスとしての本来の機能を果たせるよう、授産、作業所・デイサービス等各利用者レベルに合わせた通所型サービスを早急に確保する必要がある。 最も重要なケアマネジメント従事者については社協組織に身体的・知的、精神それぞれ専門分野別のソーシャルワーカー(社会福祉士、精神保健福祉士)を確保し、ソーシャルワークの専門機関としての役割を担う。 各ヘルプサービス(身体、障害児、知的、精神)については、高齢者へのサービスとは別に研修が必要となし、経験年数に応じて昇格レベルの研修会へ参加していく。また、内部の定例研修会で各自ヘルプの研修が図れる体系を整備していく。 デイサービスについては、身体障害者(精神)等のため、小規模授産施設(身体、知的、作業所(精神)等)の施設を将来社協で授産していく方向で検討していく。身体的・知的の小規模授産は福祉的就労を目指し、デイサービスは生きがいとレスパイトを目的に実施していく。</p>
<p>合併に際し(波崎町の状況等)</p> <p>波崎町社協では波崎町からの委託事業として、言語聴覚士1名と委託契約を結び就学前の児童のみを対象に相談室を運営、本会との対象者範囲、頻度、予算額に違いが大きい。</p> <p>波崎町社協では年3回行政区経由による広報紙「おもいやり」の配布。 ホームページによる情報提供、サービス一覧ポスター発行、盲入用録音物貸出等は波崎町社協では全(実施していない)。</p> <p>波崎町社協では2つの中学校校区に1名の地域ケアコーディネーターを配置し、相談対応、コーディネート、モニタリング等を行うシステムがない。</p> <p>波崎社協では身体・知的障害者、障害児ホームヘルプサービス、重度心身障害者訪問入浴サービス、福祉用具貸与の実施なし、合併後はサービス提供エリアを新市全体に拡大し、波崎地域におけるニーズを把握し、必要度に合わせた営業範囲の拡大をはかる。</p> <p>波崎社協での住民参加型在宅福祉サービスの取り組みなし。 波崎社協での福祉車両貸出、移送サービスの実施なし。</p>			

第1次計画の達成状況と検討事項(障害者専門部会)

検証・項目検討内容			
国の取り組み		町の取り組み	
新身障者プラン H15～19	神栖町障害者プラン H14～18	神栖町社協第1次計画 H7～16	
具体的施策・重点項目	実施項目及び具体的な目標・指針等	基本計画(目標)及び実施項目・内容等	計画 新身障者 規模拡大
<p>生活環境 ・障害者が安心して暮らせる生活環境の確保</p>	<p>町内循環バス無料バス交付 ・身体障害者のための住宅設備の紹介 ・道障等のバリアフリー化 ・相互協力体制、緊急応援連絡体制の整備 ・防災組織体制の整備、防災教育、訓練の実施 ・生活必需品の調達及び配布を行う際の配慮 ・緊急通報システム ・小地域ネットワークづくり</p>	<p>地域ケアシステム</p>	<p>継続</p>
<p>保健・医療</p>	<p>相談窓口の専門職配置 ・専門相談機関の設置</p>		<p>充実</p>
<p>福祉 ・在宅サービス</p>	<p>精神障害者ホームヘルプサービス* ・精神障害者デイサービス ・精神障害者ケアマネジスト ・精神障害者ショートステイ</p>	<p>精神障害者ホームヘルプサービス ・地域福祉権利擁護事業</p>	<p>実施 実施</p>
<p>施設サービス</p>	<p>精神障害者グループホーム</p>		
<p>共生社会に関する国民理解の向上</p>	<p>ふれ愛フェスティバルへの参加* ・精神障害に関する広報啓発</p>	<p>ふれ愛フェスティバル ・在宅福祉サービス一覧ポスター ・ホームページ ・社協ニュース ・ポータルサイト ・地域ネットワークコミュニケーション ・理事通信 ・やわらか通信 ・きぼうの家ニュース ・ポータルサイト集会</p>	<p>継続 継続 継続 継続 継続 継続 継続 継続 継続 継続</p>
<p>精神障害者施策の充実</p>	<p>分野別福祉活動の充実強化</p>	<p>分野別福祉活動の充実強化</p>	
<p>合併に際し (波崎町の状況等)</p>	<p>波崎社協では地域ケアコーディネーターを1名配置しているがその対象者は主に高齢者となっている。 ・波崎町社協での地域ケアカンファレンスは月1回開催されているが、参加メンバーは責任者レベルで実質的なカンファレンスにはなっておらず、事例報告担っている。 ・波崎町社協では委員を委嘱し費用弁償を支払っている。</p>	<p>今後の課題(部会での協議経過)</p> <p>・知的障害者支援ネットワーク会議及び、精神障害者支援ネットワーク会議を通じて、利用者別の福祉の組織化を進め、各クライアントごとに地域で安心して暮らせるためのケアチームを組織している。これらの取り組みを専門的に進めていけるコミュニケーション・ソーシャルワーカーを社協内に養成する。 ・障害者が日頃から参加できるスポーツ、文化活動を増やしていく支援が必要。</p>	<p>合併に際し (波崎町の状況等)</p> <p>・波崎地域では地域ケアコーディネーターを1名配置しているがその対象者は主に高齢者となっている。 ・波崎町社協での地域ケアカンファレンスは月1回開催されているが、参加メンバーは責任者レベルで実質的なカンファレンスにはなっておらず、事例報告担っている。 ・波崎町社協では委員を委嘱し費用弁償を支払っている。</p>

第1次計画の達成状況と検討事項(障害者専門部会)

検証・項目検討内容						
町の取り組み		神栖町社協の取り組み				
国の取り組み	神栖町障害者プラン H14～18		神栖町社協第1次計画 H7～16			
新身障害者プラン H15～19	実施項目及び具体的な目標・指針等		基本計画(目標)及び実施項目・内容等			
具体的施策・重点項目			計画	実際		
			新身障害者 規模拡大	障害者 推進		
			充実	見直		
関係機関・団体との連携による公共サービス事業者に対する障害者理解を促進する						・波崎社協では地域ケアシステム事業として月1回定期的にサービス調整会議を開催しているが、その対象の多くは高齢者となっている。
一貫した相談支援体制の整備	更生巡回相談(県)との連携 ・身体・知的障害者相談員による相談(県) ・ふれあい福祉総合相談* ・精神保健福祉に関する相談	・ふれあい総合相談 ・地域ケア専門ケアチーム会議 ・在宅ケアチーム会議 ・地域ネットワーク勉強会 ・介護実務研修会 ・介護講習会実習生の受入 ・体験学習受入 ・福祉系大学・専門学校実習生受入 ・各種講座の開催(点字・手話・リリーディング入門) ・中学校区別民生委員・児童委員研究会	充実 - - - - - 継続 充実	実施 実施 実施 実施 実施 実施 見直	・0歳児から高齢期までのライフステージでみた場合、社協は養護学校卒業前までの情報が不足している。更生医療、1歳6ヶ月以降、障害児保育、特殊学校教育といった成長過程で情報がスームズにバトンタッチされていない(みづり)が必要である。医療、保健、教育の各段階で専門者が関わり、それまでの養成歴や情報が一連の流れでまとまっていれば、地域で生活を始める際に有効である。 ・ボランティアキャラバンに障害者が参加することで、障害者自身の生活意欲向上にも役立つ。人前に出ることを拒む障害者もあるが、その壁を乗り越えられるような支援が必要。	
専門機関の機能の充実と多様化	幼稚園・保育園での障害児受入 ・障害児における学童保育の実施 ・ボランティアキャラバンの推進* ・ボランティアセンター機能の充実* ・ボランティアの育成*					・ボランティアキャラバン、ボランティアセンター機能の充実、ボランティア養成についてはボランティア部会で議論
指導力の向上と研究の推進	・児童生徒介護士の派遣					
施設のバリアフリー化の推進	・公共施設のバリアフリー化					
雇用・就業の確保	・障害者雇用促進補助 ・自動車運転免許取得費 ・自動車改造費補助 ・生活福祉資金利子補給 ・民間企業への障害者雇用の働きかけ ・重度身体障害者(児)交通費支給 ・重度障害者(児)住宅リフォーム事業補助金 ・心身障害者扶養共済制度 ・心身障害者扶養共済掛金補助	分野別福祉活動の充実強化				・養護学校での就職支援と地域での就労支援が段階的に出来るようにし、一度就職に失敗しても再度挑戦できる仕組みが必要。 ・身体障害者には自動車運転免許取得費の補助制度があるが、知的には使えない。また、仕事は出来ても通勤手段が無いために就職できない場合がある。 ・今後障害者種別毎に小規模控産施設、小規模作業所を設置し、その中でジョブコーチも育成していく方向で検討されている。
職業訓練の実施等	・福祉作業所運営「きぼうの家」* ・福祉的就労支援	生活福祉資金貸付制度 ・福祉作業所運営「きぼうの家」 ・福祉的就労支援	継続 継続 継続	実施 実施 実施	・現在きぼうの家ではヘルパーエプロン・クリーニング、ディスプレイの掃除、ヘルパーカーの洗濯といった仕事をしている。このような身近な仕事から訓練していき、徐々に活動の場を広げられるよう委員からは期待されているが、ジョブコーチ足り得るスタッフの確保、不景気な中で職場開拓等大きな課題が残されている。また、精神障害者の就労支援も大きな課題である。	
						・生活福祉資金貸付は波崎社協でも実施しており、合併後もこれまで通り実施する。 ・波崎社協では福祉作業所の取り組みなし。

第1次計画の達成状況と検討事項(ボランティア専門部会)

第2次ボランティア・市民活動推進5ヵ年プラン(平成15年)		検証・項目検討内容		神栖町社協第1次計画 H7～16		今後の課題(部会での協議経過)		合併に際し(波崎町の状況等)	
重点目標	実施項目・指針等	実施項目及び具体的な目標・指針等	地域住民を主体とした活動の促進	計画	実際	計画	実際	計画	実際
生涯学習支援計画	・ジュニアボランティア活動のサポート ・成人向けの福祉や介護の体験学習 ・福祉学習サロン(センター)の開設 ・大学等教育機関と連携した市民講座 ・福祉学習サポーター講座、福祉教育実践基礎、スキルアップ研修	〔身〕福祉協力校推進 〔身〕ボランティアキャリア(ン)に障害者自ら参加し、障害者理解のための活動の充実 〔身〕ガイドヘルプボランティア活動の充実 〔身〕住民参加型在宅福祉サービスの充実 〔身〕理・美容サービスの充実 〔高〕サロンリーダーの育成 〔高〕シルバーボランティア活動支援 〔高〕痴呆高齢者世帯を支える為の高齢者世帯の安否見守り活動支援 〔高〕会食、配食サービスボランティア支援 〔児〕児童による保育所や学童保育クラブでの保育支援活動 〔児〕高校生会の育成、青少年ボランティア参加促進 〔児〕保育ボランティア組織の育成、地域の互助機能の再生 〔児〕子育てサポーターの活動支援とファミリーサポートセンターの設置	地域住民を主体とした活動の促進	計画 新規実施終了	実際 新規実施終了 推進実施直上	基本計画(目標)及び実施項目・内容等 ボランティアキャリア(ン) ・高齢者福祉体験 ・町、県ボランティア普及活動事業協力校事業 ・高校生会の活動支援 ・ガイドヘルプボランティア(視覚・身体)の支援 ・ボランティア集会 ・緑草、点字ボランティアの支援 ・理美容ボランティアの連絡調整 ・言人用録音物質出し事業 ・運転ボランティアの連絡調整 ・ボランティアアドバイザーの育成 ・子育てボランティアの育成支援 ・シニアボランティアの育成 ・ボランティア講座、専門講座の開催 ・防災ボランティアの育成 ・地域型のボランティアの育成 ・わいわ(わ)サロン拡充 ・ふれ愛フェスティバルの開催 ・ボランティアの相談、登録、斡旋 ・ボランティアコーディネーターの設置 ・ボランティア情報発信し、参加しやすいボランティアの環境づくり、ボランティア活動家の活動支援機能の充実が必要である。	・神栖社協はボランティアキャリア(ン)事業を普及活動協力校事業を併せ、福祉教育を重点事業として取り組んでいる。社協のめざす誰もが住みよい「やさしい町づくり」を推進する為には子どもたちの福祉教育は重要であり、今後この取り組みを充実・強化して推進してゆくに必要である。また地域住民が福祉教育に参加することによって、子どもだけではなく大人が地域の子どもたちの為に貢献できる、やりがいを感じるボランティア活動になっていく。地域の福祉マインドを育てる良い機会とされている。 ボランティアキャリア(ン)を継続、そして充実したメニューを提示し推進する為には、学校と社協そして既存のボランティアの協力だけにとどまらず、地域の様々な人材を福祉教育に活かす為の人材育成に各機関との連携や広報等住民に参加を働きかけ、協力を養育することが必要である。 ・既存のボランティア団体や活動家、また新規ボランティア活動支援を行なう為には、ボランティアコーディネーターが専門性を高め、活動に関する助成金情報や新しい活動や幅広い情報を提供できる機能を充実させることが必要である。今後とも支援を継続実施する。 ・社会問題となっている児童虐待や少子化の問題解決の為に、子育て中の親子を支える仕組みの整備が求められているが、神栖町では住民参加の子育て支援活動の取り組みが始まったばかりで、子育て支援の人材育成は急務である。そして活動支援する機関が少なく、子育て支援に関する行政機関と連携しながら、ボランティアコーディネーターやアドバイザーが支援できる体制を整備する必要がある。 ・今後団塊の世代が退職を迎え、シニア世代のボランティア活動家の人材増加が予想される。シニア世代の人材を活かした活動メニューの開発、また活動をアドバイザーが支援する為には、アドバイザーの育成が必要である。 ・継続実施 ・神栖町のボランティア活動の形態は、主としてサロン型と拠点型に分けられる。また活動の内容も福祉だけでなく、環境や国際協力、生涯学習、スポーツ、市民活動等多岐にわたっている。ボランティアセンターで全ての活動を網羅し、支援することは困難であり、それぞれの活動を支援する関係機関と連携を取りながら、人材育成や支援活動を他機関に働きかけていくことが今後の課題である。また、ふれ愛フェスティバル等、住民全般へボランティアや福祉意識を広げる啓発活動は社会福祉協議会の目指す、やさしい町づくり(り)活動のプログラムとして取り組む必要がある。	・波崎町社協による取り組みはない ・波崎町社協では総合教育への協力として福祉体験教室を実施。 ・波崎町社協ではボランティア交流会を1回/年実施。 ・波崎町社協指定で1カ所実施。 ・波崎町社協による取り組みはない ・波崎町社協による取り組みはない 波崎町社協によるコーディネイトはボランティア紹介のみで施設等とボランティアが直接調整する。 ・波崎町社協による取り組みはない ・波崎町社協は平成14年度に手話講座を4回コースで実施。 ・波崎町が直接子育てでサポーター事業を展開。 ・波崎町社協による取り組みはない。 ・波崎町社協は町よりひと暮らし、寝たきり高齢者等の名簿を預かっている。 ・地域型よりも、目的型の活動が主体。 ・波崎町社協では回/月の会食サービスをボランティアの協力を得て実施。 ・波崎町社協は福祉の集いとして町と共催で実施。 ・波崎町社協では行政との共催で年1回、福祉のついでを開催。 ・ボラ保障加入により、把握出来ている。転勤などにより定着化ははげない。 ・波崎町社協ではボランティア担当者の専属配置はない。	
市民活動推進者の養成	・ボランティアアドバイザーの拡充 ・リーダー等へのマネジメント研修 ・起業家(プロフェッショナル)講座、起業支援者(エンジェル)講座	〔身〕ふれ愛フェスティバルを通じ住民相互理解と協力促進、啓蒙活動推進 〔高〕わいわ(わ)サロンの実施場所の拡充 〔児〕一声ボランティア活動(地域の子どもと大人の社会的信頼関係の形成)		新規	実施				
活動プログラムの開発	・能力開発、活用型のプログラム ・サロン、拠点型プログラム ・まちづくり型プログラム			充実	実施				
ボランティアネットワークの構築	・受け入れ型コーディネーターの設置促進			継続	実施				

第1次計画の達成状況と検討事項(ボランティア専門部会)

検証・項目検討内容			
神栖町社協第1次計画 H7～16			
計画	実際	今後の課題(部会での協議経過)	
新実施	新実施		
継続	継続		
充実	充実		
新規	新規		
継続	継続		
継続	継続		
<p>第2次ボランティア・市民活動推進5ヵ年プラン(平成15年)</p> <p>神栖町第2次高齢者プラン・障害者プラン・エンゼルプラン</p> <p>実施項目及び具体的な目標・指針等</p>	<p>全社協の取り組み</p> <p>実施項目・指針等</p> <p>・フラットホーム型サービス提供システム</p> <p>・学校、大学、学生ボランティア等ネットワーク</p> <p>・企業、労組の社会貢献ネットワーク</p> <p>・防災、災害ボランティア支援ネットワーク</p> <p>・ボランティア、市民活動推進協議会、懇談会</p>	<p>地域協働プラットフォーム構想</p>	<p>合併し難し(波崎町の状況等)</p> <p>・委員会の要項等はほぼ同一。</p> <p>・波崎町社協による取り組みはない。</p> <p>・波崎町社協による取り組みはない。</p> <p>・波崎町社協による取り組みはない。</p> <p>・波崎町社協による取り組みはない。</p> <p>・波崎町社協による取り組みはない。</p> <p>・茨城県社協の防災ボランティアの把握</p> <p>・波崎町社協による取り組みはない。</p> <p>・子育て支援ボランティアの保険加入のみ波崎町社協が実施。</p> <p>・必要に応じて実施。</p> <p>・波崎町社協による取り組みはない</p> <p>・お金は寄付金として社協へ、物はセンターや施設へ、人は社協がお膳立てをし依頼、ボランティア加入により、施設等の個人、ボランティアも把握出来ている。</p> <p>・社協にて継続実施。</p> <p>3回/年社協広報紙として全戸配布。内容的に限り有り、掲載できない事もある。</p> <p>・波崎町社協による取り組みはない</p> <p>・専用ルームは、センターの1室を使用。ボランティア以外の事業の利用もある。</p> <p>・波崎町社協による取り組みはない</p>
<p>活動促進のためのルールと仕組みづくり</p>	<p>・ボランティアセンターの連携促進</p> <p>・「マナー」を定める基礎制度(税制度)の拡充、情報開示、効果測定、市民理解の促進</p>	<p>社会貢献マ</p>	<p>・町内でボランティアの相談窓口、コーディネートする機関はボランティアセンターのみとなっている。しかし現在のボランティアセンターはボランティアや福祉に関する情報ばかりで、生涯学習や環境、スポーツ等ボランティアの情報はほとんど把握していない。また住民が気軽にボランティアの相談や情報を得られるようなボランティア相談窓口の設置や情報の共有化についてボランティアセンターが各機関と連携し、福祉という狭義ではないにボランティアネットワークづくりに取り組む必要がある。</p> <p>・災害時のボランティア活動支援については、行政の防災担当課、近隣社協と連携しながら、神栖社協の防災マニュアルを整備しねければならない。</p> <p>・子育て支援の相談窓口は、社会福祉課・児童センター・健康増進課・保育所・学校教育課・幼稚園・学校・病院・社協等、相談窓口は点在しているが子育て支援ネットワークは確立されていない。児童のライフステージごとにかかわるサービスや相談機関、住民参加の子育て支援団体等をつなぐネットワークづくりを確立し、安心して子育てができる環境づくりを進めてゆかねばならない。</p> <p>・ボランティア活動を支えるための民間助成金を活用した資金づくりやボランティアの人材の紹介等、ボランティア活動支援機能をボランティアセンターが充実、強化することにより、ボランティア活動の活性化につなげることができ。</p>
<p>社会貢献マ</p>	<p>・資金、人材紹介センター</p> <p>・共同募金会との連携促進</p> <p>・「マナー」を定める基礎制度(税制度)の拡充、情報開示、効果測定、市民理解の促進</p>	<p>[高]住民活動支援のためのボランティアの情報充実</p> <p>[身]小地域ネットワークづくりの推進</p> <p>[身]ボランティア情報を広く提供し、障害者やボランティア、一般住民が自由に同等に使えるスペースを提供</p>	<p>・ボランティアへの助成金情報の提供</p> <p>・福祉活動基金管理運営委員会の設置、運営</p> <p>・善意銀行</p> <p>・ボランティア保険情報提供と受付窓口</p> <p>・善意銀行</p> <p>・共同募金事業</p>
<p>社会貢献マ</p>	<p>・ボランティア情報ネットワークの充実</p> <p>・「マナー」を定める基礎制度としてのボランティアセンターネットワークの充実</p>	<p>ボランティア情報ネットワークの拡</p>	<p>・現在の「ボランティア」という言葉の持つ、余裕(お金、時間、心のゆとり等)がある人がやること、というイメージを払拭する為には、どの人の心にもあるボランティアな気持ちを実現できるような「自然な形で出来るボランティア活動」を、広報紙やホームページ、交流サロンを活用して広義のボランティアの情報ネットワークを構築することが必要である。</p> <p>・現在の「ボランティア」という言葉の持つ、余裕(お金、時間、心のゆとり等)がある人がやること、というイメージを払拭する為には、どの人の心にもあるボランティアな気持ちを実現できるような「自然な形で出来るボランティア活動」を、広報紙やホームページ、交流サロンを活用して広義のボランティアの情報ネットワークを構築することが必要である。</p>
<p>社会貢献マ</p>	<p>・ボランティア情報ネットワークの充実</p> <p>・「マナー」を定める基礎制度としてのボランティアセンターネットワークの充実</p>	<p>ボランティア情報ネットワークの拡</p>	<p>・利用目的が否否確認から食の確保に変化し食費の増加と配食ボランティアの確保が必要である。</p> <p>16年度に利用対象者に調査を実施し民生委員と検討する</p> <p>参加者が固定化・高齢化しており事業の見直しが必要</p> <p>利用目的が否否確認から食の確保に変化し食費の増加と配食ボランティアの確保が必要である。</p> <p>16年度に利用対象者に調査を実施し、17年度に町と事業の方向性を検討</p> <p>ボランティアの確保、参加者増加に伴う場所の確保。自立化にむけて継続支援</p>
<p>社会貢献マ</p>	<p>・ボランティア情報ネットワークの充実</p> <p>・「マナー」を定める基礎制度としてのボランティアセンターネットワークの充実</p>	<p>ボランティア情報ネットワークの拡</p>	<p>・配食サービス事業</p> <p>・食料型給食サービス・遠足事業の調査事業</p> <p>・一人暮らし高齢者の遠足事業</p> <p>・配食サービス事業</p> <p>・配食サービスに関する調査事業</p> <p>・食料型給食サービスの事業</p> <p>・福祉団体への事務支援</p>
<p>社会貢献マ</p>	<p>・ボランティア情報ネットワークの充実</p> <p>・「マナー」を定める基礎制度としてのボランティアセンターネットワークの充実</p>	<p>ボランティア情報ネットワークの拡</p>	<p>・配食サービス事業</p> <p>・食料型給食サービス・遠足事業の調査事業</p> <p>・一人暮らし高齢者の遠足事業</p> <p>・配食サービス事業</p> <p>・配食サービスに関する調査事業</p> <p>・食料型給食サービスの事業</p> <p>・福祉団体への事務支援</p>

第1次計画の達成状況と検討事項(組織強化・合併専門部会)

国の取り組み		町の取り組み		神栖町社協の取り組み		今後の課題(部会での協議経過)		今後の方向性(取り組み内容)	
新・基本要綱 H4	市区町村社協経営指針 H15	実施項目及び具体的な目標・指針等	基本計画(目標)及び実施項目内容等	計画	実施	新元組織構築	新元組織構築	新元組織構築	新元組織構築
重点項目	地区社協、住民自治組織、当事者等の組織、又は住民参加	住民参加・協働による福祉社会の実現 社会福祉事業の「担い手」としての住民参加	行政区を経由した住民委員会の取組	計画	実施	新元組織構築	新元組織構築	新元組織構築	新元組織構築
	社会福祉に関する活動を行う団体(ボランティア・NPO法人)	幅広い市民活動団体の、地域福祉や社協への参加を働きかける 介・介護・福祉関連の民間企業やNPO法人等を構成員として明確に位置づけ	ボランティア登録の呼びかけ Vセンター・交流サロンのご案内 ゼロワンへのN & Nへの情報提供等	計画	実施	新元組織構築	新元組織構築	新元組織構築	新元組織構築
社協の組織体制	社会福祉施設・サービス事業者	社協という組織への理解を得る	実務者へは「専門アワード会議」等 全ての施設に対して構成員という位置付けは不十分	継続	実施	継続	継続	継続	継続
	社会福祉行政機関	さらなる連携が必要であり、社協の主要な構成員として位置づける	担当部課との打合せ定例化						
理事	構成員・団体から適切な人材選出	住民組織、ボランティア、関係団体等 会長、常務理事、担当理事 行政職員、学識経験者 その他	構成員・団体から適切な人材選出 理事選出区分(平成16年2月現在)						
	民間人の登用	行政職員の社協経営への参画	費用弁償のみ(会議出席時、地域懇談会への参加時等) 民間人の登用 (現在茨城県内で16社協)						
役員体制	勤務実態に応じた役員報酬の検討	社協事業経営に専念し経営判断を常時行える適任者を地域の中から選出	社協についての理解促進定例研修の実施 会議の充実、事務局との関係強化 理事向け通信の発行(平成14年12月～)						
	一定の役員報酬の支給	行政職員の社協経営への参画	費用弁償のみ(会議出席時、地域懇談会への参加時等) 民間人の登用 (現在茨城県内で16社協)						
代表権を有する事業担当理事	代表権の分掌	会長以外に特定の事業や業務について代表権を有する理事を置く	事項別担当制の導入・社協活動に日常的に関わる体制づくり(16年4月の任期満了改選時より各委員を各幹事役員が担当(予定)、担当制への足がかり)						
	事業経営上必要な専門性	財務、労務、法務、リスクマネジメント等	適切な人材選出 町(健康福祉部長) 地域の代表(民協副会長) 専門者(民間)						
監事	外部監査の検討	社協事業を客観的に評価できる仕組みとして	適切な人材選出 町(健康福祉部長) 地域の代表(民協副会長) 専門者(民間)						
	社会福祉法に基づき「選出規程」	構成員組織から適切な選出過程を経て選出することを明確に	社会福祉法に基づき「選出規程」 民生委員24名、関係団体10名、医・薬関係3名、企業関係2名、老健1名 現在計40名						
評議員会	評議員会の公開・傍聴制度	審議内容についてHP上で公開 検討事項に関するパブリックコメント	社会福祉法に基づき「選出規程」 民生委員24名、関係団体10名、医・薬関係3名、企業関係2名、老健1名 現在計40名						
	社会福祉法に基づき「選出規程」	構成員組織から適切な選出過程を経て選出することを明確に	社会福祉法に基づき「選出規程」 民生委員24名、関係団体10名、医・薬関係3名、企業関係2名、老健1名 現在計40名						

第1次計画の達成状況と検討事項(組織強化・合併専門部会)

国の取り組み		町の取り組み		神栖町社協の取り組み		今後の課題(部会での協議経過)		今後の方向性(取り組み内容)	
新・基本要綱 H4	市区町村社協経営指針 H15	実施項目及び具体的な目標・指針等	基本計画(目標)及び実施項目・内容等	計画	実施	計画	実施	計画	実施
重点項目	重点項目	重点項目	重点項目	新発案・推進	継続	新発案・推進	継続	新発案・推進	継続
<p>地域の多様な意見・参加が求められる委員等</p> <p>社協の組織体制</p>	<p>地域福祉の諸活動の活性化や福祉サービスの開発</p> <p>社協事業への住民参加・協働</p> <p>関係団体や専門職等の連絡・連携</p> <p>経営管理事や専門家・担当職員による構成し、クロスで運営</p> <p>第三者性が求められる委員等</p>	<p>地域福祉の諸活動の活性化や福祉サービスの開発</p> <p>社協事業への住民参加・協働</p> <p>関係団体や専門職等の連絡・連携</p> <p>経営管理事や専門家・担当職員による構成し、クロスで運営</p> <p>第三者性が求められる委員等</p>	<p>基本計画(目標)及び実施項目・内容等</p> <p>総合企画委員会</p> <p>ボランティアセンター運営委員会</p> <p>地域福祉活動計画策定委員会</p> <p>福祉活動基金管理運営委員会(専門ケアチーム会議?)</p>	継続	実施	継続	実施	継続	実施
<p>社協の組織体制</p>	<p>住民委員会制度</p> <p>構成員組織(団体)としての明確な位置付け</p> <p>構成員組織(団体)からの理事及び評議員選出についての規定を設ける</p>	<p>自覚ある加入を広げる中で全戸加入を目指す</p> <p>年額1,200円を当面の目標に</p>	<p>H10 7,654,000 (69.2%)</p> <p>H11 7,623,000 (65.2%)</p> <p>H12 7,714,000 (65.8%)</p> <p>H13 7,990,000 (68.0%)</p> <p>H14 7,900,000 (66.6%)</p> <p>H15 7,913,000 (66.8%)</p>	継続	実施	継続	実施	継続	実施
<p>民間財源</p>	<p>費助会員制度</p>	<p>特別会費(一口5,000円)</p>	<p>H10 290,000</p> <p>H11 235,000</p> <p>H12 245,000</p> <p>H13 180,000</p> <p>H14 170,000</p> <p>H15 200,000</p> <p>H10 3,340,000</p> <p>H11 3,670,000</p> <p>H12 3,600,000</p> <p>H13 3,300,000</p> <p>H14 3,030,000</p> <p>H15 3,050,000</p>	継続	実施	継続	実施	継続	実施
<p>公費財源</p>	<p>寄付金</p> <p>共同募金配分金</p>	<p>無指定</p> <p>H10 1,330,719</p> <p>H11 5,221,139</p> <p>H12 6,210,616</p> <p>H13 2,246,750</p> <p>H14 1,368,458</p> <p>H15 2,757,436</p> <p>H10 6,551,858</p> <p>H11 9,670,254</p> <p>H12 5,134,326</p> <p>H13 2,887,576</p> <p>H14 3,733,284</p> <p>H15 1,953,118</p>	<p>H10 2,035,778</p> <p>H11 1,003,190</p> <p>H12 2,637,127</p> <p>H13 2,620,798</p> <p>H14 2,950,956</p> <p>H15 2,831,624</p> <p>H10 3,038,968</p> <p>H11 571,200</p> <p>H12 581,200</p> <p>H13 617,800</p> <p>H14 788,600</p> <p>H15 865,300</p>	継続	実施	継続	実施	継続	実施
<p>公費財源</p>	<p>補助金</p>	<p>地域福祉推進等社協運営の基本費用(人件費・事務費)</p> <p>公共性の高い事業(総合相談、権利擁護事業など)</p>	<p>H10 79,118,000 (うち人件費 53,489,000)</p> <p>H11 78,019,900 (" 55,230,000)</p> <p>H12 64,619,440 (" 46,947,440)</p> <p>H13 61,969,000 (" 49,414,000)</p> <p>H14 63,755,000 (" 48,754,000)</p> <p>H15 78,831,430 (" 63,481,000)</p>	継続	実施	継続	実施	継続	実施
<p>社会福祉法第九十九条に社会福祉協議会が地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置付けられる</p>	<p>町条例(社会福祉法人に関する助成金)によりこれまで通り確保</p> <p>合併後は、職員増となるため事前協議により理解を得ておく必要有り</p>	<p>町条例(社会福祉法人に関する助成金)によりこれまで通り確保</p> <p>合併後は、職員増となるため事前協議により理解を得ておく必要有り</p>	<p>町条例(社会福祉法人に関する助成金)によりこれまで通り確保</p> <p>合併後は、職員増となるため事前協議により理解を得ておく必要有り</p>	継続	実施	継続	実施	継続	実施

第1次計画の達成状況と検討事項(組織強化・合併専門部会)

国の取り組み		町の取り組み		神栖町社協の取り組み		今後の課題(部会での協議経過)		今後の方向性(取り組み内容)	
新・基本要綱 H4	市区町村社協経営指針 H15	実施項目及び具体的な目標・指針等		神栖町社協第1次計画 H7～16		計画	実施		
重点項目	公費財源	委託費	ボランティア・市民活動センター、福祉のまちづくりセンターなど地域福祉推進のための基盤事業	基本計画(目標)及び実施項目内容等	新元年度 規正前年度	新元年度 規正前年度	新元年度 規正前年度		
社協の組織運営	公費財源	委託費	ボランティア・市民活動センター、福祉のまちづくりセンターなど地域福祉推進のための基盤事業	<受託金決算額>	13年度	14年度	15年度	・地方自治法の改正による、指定管理者制度への対応が課題となる また、地方自治体の財政難から縮小傾向となる可能性有り	・社協ならではの質の高い在宅福祉サービスを公的責任において適切に提供していく努力を継続し、住民や行政からの信頼を得る
	事業収入	介護報酬・支援費	介護保険事業	H10 45,886,000 (うち人件費 19,591,951) H11 79,832,429 (" 51,961,674) H12 109,761,240 (" 74,043,837) H13 124,793,887 (" 87,657,429) H14 111,319,340 (" 93,723,089) H15 99,824,156 (" 82,564,654)	居宅 8,338,010 介護 18,648,558 用具 8,073,827 訪問 0 支へ 0 計 35,060,395	14年度 9,566,490 15年度 13,055,500	13年度 9,566,490 14年度 13,055,500 15年度 18,825,804	・各種サービスについては、年々増収となってきている 一方で、民間事業所との競争により本会の介護保険・支援費サービス提供の本来の意味が薄れつつある	・ミニマムサービスの確保を最優先としながら、採算のとれる質を確保する
財務運営	助成事業や地域福祉財源としての基金	助成事業や地域福祉財源としての基金	助成事業や地域福祉財源としての基金	・地域の実情に即して収益事業を実施	自販機 雑収入 H10 512,600 490,447 H11 615,431 347,460 H12 575,432 418,491 H13 602,955 715,588 H14 634,385 734,505 H15 1,384,516 815,511	計 1,003,047 962,891 993,923 1,318,543 1,368,890 2,200,027		・特に自販機設置手数料収入の取扱(福祉活動基金への繰入など) ・財団等、他の助成金制度の有効活用	・自動販売機設置手数料については合併後も神栖方式で実施予定 また、各種助成金制度については積極的に活用する
	財政的効率的運用	効果的・効率的な自律経営	効果的・効率的な自律経営	・効果的・効率的な自律経営	・財政調停積立金の設置(12年度より) ・福祉活動基金の充実	積立累計 運用益 H10 9,300万円 531,042円 H11 9,600万円 752,200円 H12 10,000万円 724,351円 H13 10,400万円 690,056円 H14 10,700万円 656,436円 H15 11,100万円 269,682円		・社会資源の整い具合にあわせて計画的に、新増サービスを提供し、その収益から更に新たな地域課題に取り組みことで、住民への還元を確保する	・合併後も財政調停積立金ルールを維持し、減収時に備える
事務所の確保	中長期的な財政計画の策定	中長期的な財政計画の策定	中長期的な財政計画の策定	・第三者性をもった配分のための委員会設置 福祉活動基金管理運営委員会(昭和63年度～)	・基金の状況 H10 9,300万円 H11 9,600万円 H12 10,000万円 H13 10,400万円 H14 10,700万円 H15 11,100万円			・原資は充実するも、超低金利により運用は困難に	・基金果実の運用を図る要項を今日の、超低金利状況に合わせて改正する
	事務所の確保	事務所の確保	事務所の確保	・第三者性をもった配分のための委員会設置 福祉活動基金管理運営委員会(昭和63年度～)	・第三者性をもった配分のための委員会設置 福祉活動基金管理運営委員会(昭和63年度～)			・行政財産使用許可申請により無償貸与	・これまで通り福祉活動基金管理運営委員会で実施
事務所の確保	従たる事務所の確保	従たる事務所の確保	従たる事務所の確保	・行政財産使用許可申請により無償貸与				・これまで通りに実施	・合併後は策定を検討する
	地区社協等の事務所の設置に対する支援	地区社協等の事務所の設置に対する支援	地区社協等の事務所の設置に対する支援	・地域の実情に即して収益事業を実施				・本所・支所制を検討する	・これまで通りに実施
事務所の確保	活動推進に必要な機材・機動力の確保	活動推進に必要な機材・機動力の確保	活動推進に必要な機材・機動力の確保	・固定資産物品に関しては買い替え費用を計画的に積立				・行政財産使用許可申請による	・備品購入積立金の創設を検討

社会福祉法第百九条に社会福祉協議会が地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置付けられる

第1次計画の達成状況と検討事項(組織強化・合併専門部会)

国の取り組み		町の取り組み		神栖町社協の取り組み		今後の課題(部会での協議経過)		今後の方向性(取り組み内容)	
新・基本要綱 H4	重点項目	市区町村社協経営指針 H15	実施項目及び具体的な目標・指針等	神栖町社協第1次計画 H7～16	計画	実施	計画	実施	計画
				基本計画(目標)及び実施項目 内容等	新発案 新規業務 新規取組	推進 既成業務 推進取組	新発案 新規業務 新規取組	推進 既成業務 推進取組	新発案 新規業務 新規取組
職員の確保・確立	事業規模に即した職員の確保	事業収入・委託費で賅う部分と公費財源で確保されるべき部分の明確化	事業収入・委託費で賅う部分と公費財源で確保されるべき部分の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 事業規模に即した職員の確保 正規 契約 パート 登録 計 H10 11 7 2 20 H11 12 14 4 30 H12 17 21 16 54 H13 17 21 21 59 H14 17 23 21 63 H15 17 25 22 8 72 	実施	実施			
	職員の確保・確立	専任事務局長の検討	専任事務局長の検討	<ul style="list-style-type: none"> 専任事務局長の検討 					
社協の組織運営	必要な資質・専門性を持った職員の配置	介護支援専門員、3福祉士の増員(資格取得への支援)	介護支援専門員、3福祉士の増員(資格取得への支援)	<ul style="list-style-type: none"> 必要な資質・専門性を持った職員の配置 介護支援専門員 14名確保(手当1,000円/月) 社会福祉士 2名確保(手当3,000円/月) 介護福祉士 12名確保(手当1,000円/月) 精神保健福祉士 1名確保 職員育成・労務管理の充実 職員研修の体系化 現業部門での体系化(13年度より) 	継続	実施	継続	実施	<ul style="list-style-type: none"> 3福祉士の具体的な増員計画 経理・税務・労務関係の担当職員もより一層の専門性が必要
	社協の組織運営	職員育成・労務管理の充実	職員育成・労務管理の充実	<ul style="list-style-type: none"> 職員育成・労務管理の充実 職員研修の体系化 現業部門での体系化(13年度より) 	継続	実施	継続	実施	<ul style="list-style-type: none"> 経験年数に応じた研修体系整備
社協の組織運営	行政職員との人事交流・出向の取組	業務内容や派遣期間、給与負担について対等の立場で協議	業務内容や派遣期間、給与負担について対等の立場で協議	<ul style="list-style-type: none"> 町と職員派遣契約(3年間、事務局長のみ) 施設や県社協との人事交流職員が多様な経験を待つ双方の業務内容理解 					
	社協の組織運営	正規職員の採用・昇格等	正規職員の採用・昇格等	<ul style="list-style-type: none"> 3級 4級昇格時の要件設定(13年度より) 提供責任者、チームリーダー制導入(賞与に特別加算設定) 介護職は、事前の100時間研修が必須に 登録介護員(14年度より導入) 	実施	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> 6級以降の昇格基準明確化 各関係規定の見直しを行い、将来的には人事考課制度の導入を図る
社協の組織運営	多様な職員の採用	多様な職員の採用	多様な職員の採用	<ul style="list-style-type: none"> 他の雇用形態との整合性を図りつつ労働時間等を柔軟に運用 	実施	実施	実施	実施	
	社協の組織運営	給与・規程の整備	給与・規程の整備	<ul style="list-style-type: none"> 給与・規程の整備 処遇の改善・退職金制度の運用 全社協制度から中退協に移行(14年度期首) 	継続	実施	継続	実施	<ul style="list-style-type: none"> 合併を契機に行政に準拠したスタイルから能力をより意識した社協独自規定への移行を検討する

旧神栖町社会福祉協議会・旧波崎町社会福祉協議会活動比較表

旧神栖町社会福祉協議会	旧波崎町社会福祉協議会	比較による課題
<p>1 広報紙発行事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協ニュース年12回発行15,800部 ・社会福祉協議会パンフレット発行年1回15,000部 ・在宅福祉サービス一覧ポスター発行 年1回320部 (公的機関、病院、診療所、薬局、薬店、美容店、美容室等に掲示依頼) ・個別世帯向け在宅福祉サービス一覧表の発行 年1回 15,000部 ・個別世帯向け民生委員活動紹介パンフレット 3年毎 15,000部 ・社協ホームページ公開および更新 更新月1回 ・地域ネットワークニュースの発行 保健・医療・福祉機関および住民向け 月1回120部 ・デイサービスセンター利用者及び家族向け やわらぎ通信年4回120部 ・福祉作業所きぼうの冢通所者及び家族向け きぼうの冢新聞月1回50部 <p>2 緊急生活支援関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策事業 (生保受給までのつなぎとして食材を1万円以内で現物支給)平成15年度30件対応 ・低所得者対策事業 (住所不定者)に対し、最低限度の援助として現金500円を支給)平成15年度7件対応 <p>3 地域福祉権利擁護事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力が不十分な者が自立した地域生活が送れるよう福祉サービスの利用援助を行うことにより、その者の権利擁護に資することを目的とする。 鹿嶋、潮来市を含む鹿行地域の基幹社協として県社協より事業の一部委託を受け実施 平成15年度未契約者 痴呆高齢者13名、知的障害者2名、精神障害者3名 平成15年度相談件数118件、平成15年度援助件数422回 ・地域福祉権利擁護事業鹿行運営委員会の開催 クライエントごとのカンファレンス開催(平成15年度60ケース、延べ参加者数318名) ・生活支援員および各市町村社協担当者研修会の実施 ・市町村別権利擁護事業説明会の開催(7回、延べ参加者数200名) <p>・成年後見制度相談の受付</p> <p>4 各団体等への支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動の向上を目指し、福祉活動に関わる地域住民、民間団体、ボランティアサークル等の自主的で継続的な福祉活動を育成・助長するため、活動費・研修費等を助成 平成15年度は7団体へ31万4,500円助成 ・ボランティア協力校支援(町内の小中学校すべてに対し、児童・生徒のボランティア活動活性化のため、助成を行う) 各校5万円 ・老人クラブ連合会活動への支援 ・身体障害者福祉協議会活動への支援 ・神栖町遺族会活動への支援 ・母子福祉会活動への支援 ・傷痍軍人会活動への支援 ・福祉団体会長会議の開催 	<p>1 広報紙発行事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年3回発行 12,000部 ・広報編集委員会 年間6回開催 延べ参加委員数20名 <p>2 法外支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし、ねたざり高齢者歳末見舞品支給 ・施設入所者(児)歳末見舞金支給:一人 3,000円 ・災害遺児歳末見舞金支給:一人 5,000円 ・災害見舞品支給:火災全焼 50,000円、布団等 ・小口貸金事業 総貸付件数21件 償還率28.9% <p>3 地域福祉権利擁護事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町相談窓口として実施 <p>4 各団体等への助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町身体障害者福祉協議会、ボランティアサークル等に対し、事業活動資金の助成を行う 	<p>広報の種類、質的、量的、違いが課題</p> <p>神栖社協の食材支援と現金支給の違い</p> <p>神栖社協に小口貸付制度はない 波崎町社協には専門職 (社会福祉士、精神保健福祉士等) 配置がない</p> <p>福祉活動基金の有・無 福祉関係団体への事務・金銭支援</p>

旧神栖町社会福祉協議会	旧波崎町社会福祉協議会	比較による課題
<p>5 広報かみす・社協ニュース・議会だより等の点訳・録音テープ作成をボランティアに依頼 ・ボランティアが希望登録者に配布</p> <p>6 福祉用具貸与事業 ・介護保険制度に移当しない障害者等に対し、一定期間ベッド、マット、車いす等の福祉用具を貸与する 平成15年度129件 ・高齢者、障害者以外の突発的なハンディキャップを負う者に対し、短期間(1週間)車いす、松葉杖等を無料で貸与する 平成15年度52件</p>	<p>5 広報はさき点字・録音テープ配布事業 ・視覚障害者(希望者)に対し配布 平成15年度延べ1.8回実施 6 車椅子の貸出事業 ・病气や事故等で車椅子が必要な方に対し、2ヶ月を上限に無料で貸出(介護保険非該当者)平成15年度30件</p>	<p>介護保険事業所としての運営</p>
<p>7 新入学児童祝い金支給 ・県社協が支給する交通遣への小・中・高校入学祝い金該当者の調査を実施、報告</p> <p>8 ボランティアセンター事業 ・ボランティアセンターおよび交流サロンの運営 平成15年度利用者数2,184名 ・ロッカーの貸出 平成15年度35グループ ・コピーカードの貸出 平成15年度23グループ ・ボランティアセンター訪問活動 平成15年度522件 ・ボランティア相談 平成15年度334件 ・ボランティア登録者数 個人72名、43グループ ・ボランティア保険の加入受付 530名</p> <p>・町内施設との連絡調整、ボランティア連絡協議会活動への支援 ・ボランティア集会の開催 平成15年度1回開催、延べ参加者数71名</p> <p>・ボランティア入門および専門講座の開催 平成15年度未実施 ・善意寄付金品の預託受付および払出 ・ボランティアセンター運営委員会の運営 ・福祉活動基金管理運営委員会の運営 ・防災ボランティアの育成</p> <p>・共同募金事業の実施 平成15年度8,181世帯で実績額4,331,943円 ・歳末助け合い運動の実施 平成15年度32地区 配分総額865,300円 ・育児サポートボランティアの育成 ・ボランティア活動 高校生会活動への支援 ・運転ボランティア活動への支援</p>	<p>・火災通知器取り付け事業 平成15年度32件設置 7 母子・父子家庭新入学児童祝い金支給事業 ・母子・父子家庭で小学校に入学する児童に対し祝い金1人 3,000円支給 8 ボランティア旅費対策事業 ・広報活動 各種パンフレット、報告書作成 平成15年度6回開催、延べ参加者数13人</p> <p>・合同視察研修 1泊2日 平成15年度1回実施、参加者数10名 ・ボランティア交流会の開催 平成15年度1回開催、参加者数21名 ・ボランティア研修会の開催 平成15年度1回開催、参加者数12名 ・手話教室の開催 2回実施 延べ参加者数20名</p> <p>・あい・あい教室の開催 1回実施 波崎2中 参加者数77名</p> <p>・ボランティア日帰り研修会開催 1回実施 参加者数8名 9 福祉のつどい事業 ・町民が一同にとどい、交流やふれあいの中で、お互いに意思の疎通を図りながら、助け合う心と地域福祉への理解を深める</p> <p>10 福祉体験学習事業 ・児童・生徒を対象に、みんなが持っている思いやりの心を育み、地域社会の中で共に生きていくことの大切さを感じ取る 平成15年度受講者数827名 講座のべ開催数 29回</p>	<p>神栖町高齢福祉課が実施 地元社協としての上乗せの有・無 神栖社協による金銭給付事業はない ボランティアセンター(活動拠点)の有・無 育成事業及び各種講座の量的違い</p>
<p>9 ふれあいフェスティバルの開催 お互いの理解を深めるイベントの実施 平成15年度647名のボランティア活動家と社協による共同企画で約10,000人が来場</p> <p>10 ボランティアキャリアバン事業 ・小中高校生および企業、商店街等の人々を対象に高齢者・障害者の疑似体験を通じてノーマライゼーション理念の浸透を目指す 平成15年度受講者数4,067名 講座のべ開催数 70回 ・職業体験希望の中学生、高校生のデイサービスセンターおよびヘルパーステーション、きぼうの家への実習生受入平成15年度154人、延べ11日</p>	<p>協力ボランティアの数</p> <p>実施回数、及び受講者数の違い</p>	

旧神栖町社会福祉協議会	旧波崎町社会福祉協議会	比較による課題
<p>11 低額診療事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮世帯に対し、社会福祉法人立病院および介護老人保健施設を低額な料金で利用できる制度の申請窓口として実施 実施主体：波崎済生病院、白十字総合病院 平成15年度24件対応 該当なし、地域ケアシステム事業で実施 	<p>11 低額診療事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 低所得世帯等に対し、無料又は低額な料金で診療を行う制度 実施主体 波崎済生病院、白十字総合病院 平成15年度7件対応 	<p>特になし</p>
<p>12 低所得者支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活福祉資金(離職者支援資金)平成15年度までの総貸付件数14件 県社協の実施する貸付制度で低所得者、障害者、高齢者世帯、離職者等で日常生活を送るうえで経済的に困っている方の制度申請窓口としてとして実施 生活福祉資金調査委員会の開催 償還指導の実施 平成15年度新規貸付3件 償還世帯14件 	<p>12 低所得者支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> はんどちゃんネットワーク運動事業 町内に住むすべての人々が、住み慣れた地域で安心して健やかに生活するためのやさしい町づくり、福祉を中心とした新しいコミュニティづくりを行う 平成15年度までの貸付総件数 6件 	<p>特になし</p>
<p>13 重度心身障害者社会参加支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常的に外出することが困難な重度心身障害者を対象に社協所有のリフトカーを活用した社会参加の機会を確保する事業 遠足・買い物 	<p>14 さわやかが会食事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度12回実施 延べ360名の参加 協力ボランティア延べ人数80名 	<p>実施回数の違い</p>
<p>14 会食型食事サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消および社会参加の促進を図ることを目的として実施 平成15年度4回実施 延べ150名の参加 協力ボランティア延べ人数80名 ひとり暮らし老人遠足 希望高齢者とボランティアにより日帰りの遠足を実施 平成15年度1回実施 浅草寺等見学 参加者 48名 	<p>15 敬老会</p> <ul style="list-style-type: none"> 敬老会実行委員会事務の支援 実行委員会4回実施 運営委員会1回実施 東部地区553名出席(出席率30.4%) 西部地区573名出席(出席率29.7%) 運営・敬老会実行委員会 ふれあい総合相談 	<p>実施回数の違い</p>
<p>15 敬老会</p> <ul style="list-style-type: none"> 敬老会実行委員会事務の支援 実行委員会4回実施 運営委員会1回実施 東部地区553名出席(出席率30.4%) 西部地区573名出席(出席率29.7%) 運営・敬老会実行委員会 ふれあい総合相談 住民のあらゆる福祉相談に応じ、相談内容に合わせた適切な問題解決機関へ繋ぐシステムを構築する 平成15年度窓口相談193件、電話相談186件、訪問相談14件、合計393件 	<p>16 ことばと発達の相談室</p> <ul style="list-style-type: none"> ことばと発達の治療相談事業(受託事業) 言語聴覚士による年間48回開催で延べ209人の利用 	<p>実施回数の違い</p>
<p>16 ふれあい総合相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民のあらゆる福祉相談に応じ、相談内容に合わせた適切な問題解決機関へ繋ぐシステムを構築する 平成15年度窓口相談193件、電話相談186件、訪問相談14件、合計393件 ことばと発達の相談室 言語や発達に問題のある子どもとその親を対象にスピーチセラピストがコミュニケーションの取り方や言語治療を行う 平成15年度開催数25回 利用者数91名 	<p>17 ことばと発達の治療相談事業(受託事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ことばと発達の治療相談事業(受託事業) 言語聴覚士による年間48回開催で延べ209人の利用 	<p>神栖社協は営業日全てが相談日 弁護士相談は役場で実施</p>
<p>17 ことばと発達の相談室</p> <ul style="list-style-type: none"> 言語や発達に問題のある子どもとその親を対象にスピーチセラピストがコミュニケーションの取り方や言語治療を行う 平成15年度開催数25回 利用者数91名 	<p>18 地域ケアシステム推進事業(受託事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉推進の中核機関として早期のニーズ把握、ケアマネジメント技術、ケア会議、ケアアクション、ソーシャルアクション等を発揮しコミュニケーションのシステムづくりを行う 在宅訪問活動 福祉二一スの把握のため、要支援・要介護世帯を定期的に訪問活動する 平成15年度訪問件数 2,293件 専門ケアチーム会議(実務者によるケアカンファレンス) 平成15年度12回開催12ケースの検討のべ169名の参加 在宅ケアチーム会議(クライアントごとのカンファレンス) 平成15年度60回開催 地域の医療機関(MSW・PSW)との情報交換 平成15年度10カ所と実施 	<p>神栖社協では委員委嘱なく組織への依頼 神栖社協では費用弁償なし</p>

旧神栖町社会福祉協議会	旧波崎町社会福祉協議会	比較による課題
<p>18 地域ケアシステム推進事業（受託事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請代行(各種在宅福祉サービスの代理申請)平成15年度3,135件対応 知的障害者支援ネットワーク会議の開催(実務者によるケアカンファレンス)隔月で6回開催 精神障害者支援ネットワーク会議の開催(実務者によるケアカンファレンス)隔月で6回開催 ケアマネジメント (多様な福祉ニーズを持つクライアントの相談役として社会資源の利用支援を実施) 	<p>18 地域ケアシステム推進事業（受託事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「該当なし」 「該当なし」 「該当なし」 「該当なし」 「該当なし」 「該当なし」 「該当なし」 「該当なし」 「該当なし」 「該当なし」 	
<p>19 当事者グループの組織化支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神保健ピアサポーターグループ支援事業 在宅介護者の会(わかばの会)の活動支援 アスペルガー症候群を考える会(ひとやすみの会)の活動支援 当事者グループへの協力 	<ul style="list-style-type: none"> 「該当なし」 	
<p>20 地域別サロン設置支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護予防として虚弱高齢者や軽度身体障害者で集える場所づくりを支援する 平成15年度8カ所 延べ72回開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「該当なし」 	
<p>21 中学校別民生委員による学習会を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童委員研究会 中学校別の民生委員による学習会を開催 平成15年度未実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「該当なし」 	<ul style="list-style-type: none"> リフト車両の確保
<p>22 移送サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 寝たきり高齢者や重度障害者の通院手段の確保 平成15年度実施件数876件 利用者数69名 リフト付き車両貸出事業 平成15年度貸出件数9件 総貸出日数10日 低床カー貸出事業 平成15年度貸出件数21件 総貸出日数36日 	<ul style="list-style-type: none"> 「該当なし」 「該当なし」 	<ul style="list-style-type: none"> リフト車両の確保
<p>23 住民の福祉意識調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民の福祉意識の経年観察として、3年に1度約2,600検体で実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「該当なし」 	
<p>24 住民参加型在宅福祉サービス(ういるかみず)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民参加の支援協力員と利用会員による会員相互の助け合い活動 具体的内容については子育て支援、知的障害者世帯支援等 平成15年度活動回数302回 総活動時間563時間 	<ul style="list-style-type: none"> 「該当なし」 	
<p>25 地域ネットワーク勉強会</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月1回、福祉・保健・医療・教育等のテーマを中心に住民から専門者まで広く参加できる自主勉強会を開催 平成15年度12回開催 延べ参加者数385名 自主勉強会へ幹事役として協力 	<ul style="list-style-type: none"> 「該当なし」 	
<p>26 配食型食事サービス(受託事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内のひとり暮らしおよび虚弱高齢者等を対象にお弁当の配達をボランティアにより実施 平成15年度152回実施、延べ配食数4,621食 	<ul style="list-style-type: none"> 「該当なし」 	
<p>27 介護保険通所介護事業所の運営(受託事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度延べ利用者数4,330名 	<ul style="list-style-type: none"> 「該当なし」 	<ul style="list-style-type: none"> 専門職の配置 看護士・介護福祉士
<p>28 身体障害者サービス事業(受託事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度延べ利用者数1,458名 	<ul style="list-style-type: none"> 「該当なし」 	
<p>29 虚弱高齢者向けデイサービス事業(受託事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度延べ利用者数87名 	<ul style="list-style-type: none"> 「該当なし」 	<ul style="list-style-type: none"> 専門職の配置 看護士・介護福祉士
<p>30 身体障害者ホームヘルプサービス事業(受託事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度延べ派遣件数1,110件、延べ派遣時間1,619時間 	<ul style="list-style-type: none"> 「該当なし」 	
<p>31 虚弱高齢者向けホームヘルプサービス事業(受託事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度延べ派遣件数564件、延べ派遣時間959時間 	<ul style="list-style-type: none"> 「該当なし」 	<ul style="list-style-type: none"> 専門職の配置 社会福祉士・介護福祉士

旧神栖町社会福祉協議会	旧波崎町社会福祉協議会	比較による課題
<p>32 精神障害者ホームヘルプサービス事業(受託事業) 実利用人数7名、合計対応件数27件</p> <p>33. 福祉作業所きぼうの家の運営(受託事業) 平成15年度延べ利用人数5,788人</p> <p>34 介護保険 要介護認定調査(受託事業) 平成15年度実績143件</p> <p>35 重度身体障害者訪問入浴事業(受託事業) 延べ利用件数113件(15年7月～16年3月)</p>	<p>32 精神障害者居宅介護等事業(受託事業) 実利用人数9名、合計対応件数77件 ・「該当なし」 ・「該当なし」 ・「該当なし」 ・機能回復訓練事業(受託事業) 毎週火～土曜日延べ利用人数6,555人 ・レクリエーション事業(受託事業) 毎月2回カラオケ、茶道等延べ利用人数265人 ・友愛訪問サービス事業(受託事業) 延べ1192人へ延べ1272回の訪問 ・愛の定期便事業(受託事業) 延べ2643世帯へ延べ401,18本の牛乳配布 ・身障者(児)紙おむつ支給事業(受託事業) 延べ24世帯へ配布 ・健康づくりお楽しみ会事業(受託事業) 延べ20回開催 延べ1022名参加 ・「該当なし」</p>	<p>専門職の配置 社会福祉士・介護福祉士 専門職の配置 介護福祉士 専門職の配置 看護師・介護福祉士 神栖町高齢福祉課で実施 神栖町高齢福祉課で実施 神栖町老人クラブ連合会で実施 神栖町高齢福祉課で実施 高齢者に神栖町高齢福祉課で実施 神栖町高齢福祉課で実施 介護支援専門員15名 専門職の配置 社会福祉士・介護福祉士 専門職の配置 看護師・介護福祉士</p>
<p>36 介護保険 居宅介護支援事業所の運営(ケアマネジメント) 被保険者のケアプランの作成 平成15年度1,423件 ・ケアマネージャーの確保 延べ15名</p> <p>37 介護保険 訪問介護事業所の運営(ホームヘルプサービス) 平成15年度延べ派遣件数7,086件、延べ派遣時間9,706.55時間、利用者数633名</p> <p>38 介護保険 福祉用具貸与事業所の運営 平成15年度延べ利用人数1,337名、実利用人数106名、177アイテム</p> <p>39. 介護保険 訪問入浴事業所の運営 延べ利用件数249件(15年7月～16年3月)</p> <p>40 各種委員会活動 ・総合企画委員会(年4回) ・生活福祉資金調査委員会(年2回) ・ボランティアセンター運営委員会(年3回) ・福祉活動基金管理運営委員会(年2回) ・福祉作業所運営委員会(年4回) ・共同募金運営委員会(2回) ・地域福祉権利擁護事業推進委員会(年1回) 41 社会福祉関係実習生の受入 ・地域ケアセンター、ホームヘルプステーション、デイサービスセンター、きぼうの家において 平成15年度2名、延べ35日間</p> <p>42 内部プロジェクトの設置 ・感染症予防プロジェクト(7回) 感染症予防マニュアルの作成 ・事業評価システム 社協内部事業(約130事業)について半年に1度、全ての職員が評価を行い、後にグループ内評価、全体評価を行い、次年度事業の方向性を定める。(1ヵ月間) ・広報プロジェクト 社協の発行するあらゆる広報物の企画、発行を実施。</p>	<p>40 各種委員会活動 ・ボランティアセンター運営委員会(年3回) ・「該当なし」 ・「該当なし」</p>	
<p>43 ミニシールバー人材センター事業 ・「該当なし」</p>	<p>43 ミニシールバー人材センター事業 社協男性職員7名実施</p>	<p>神栖町は法人化済</p>

事業企画書

神栖町社協による精神障害者ピアサポートグループ支援に関する取り組み

1. 企画理由

我が国では現在 204 万人の人々が精神の病いで医療を利用している。(この人々を精神障害者という)これは、全人口 1 億 2 千万人のこの国で、約 60 人にひとりが精神障害者ということと言える。例えば従業員 500 人の企業の中で、精神の病いにより通院している人が 8 名くらいいても不思議ではない。人口比でいえばそのくらいいてあたり前の普通の病いである。しかし、なかなかそのように理解されていない現実がある。

204 万人のうち 33 万人が精神科病棟に入院している事や、地域で暮らす 171 万人の中にも精神の病いで通院していることが知られないように、ひっそりと息をひそめて暮らしている人々が沢山いるのである。最近ではリストラや倒産等で職を失ったり、複雑な現代社会に疲れ果て、また将来や老後の不安、子育ての不安、いじめ、不登校等のストレスでうつになったり、不幸にも自らの生命を絶ってしまう人も急増している。今や自殺者の数は交通事故死の 3 倍を超える国家的な課題であるが、緊急時に安心して利用できる身近な相談窓口や福祉や医療のサポートがあれば、命を落とさなくてもすんだ人も多いのではないだろうか。

国による精神障害者施策は、社会防衛的な観点で立法された精神病患者監護法(1900年)から精神障害者を福祉の対象と明確に位置づけた精神保健法(1993年一部改正)まで、様々な変遷を経て精神障害者の地域社会での生活を拡大できるよう変化を遂げてきた。

国、県、市町村それぞれの役割が明確化され、相談窓口や精神障害者が地域で利用できる在宅福祉サービスもメニューとしては増加してきている。しかしながら神栖町を中心とする鹿行南部地域(鹿嶋、潮来、波崎、神栖)には社会資源が特別少なく、通所系保健福祉サービスは潮来保健所で実施されているデイケアと、同じく潮来市にある共同作業所「れいめい」の2カ所のみとなっている。訪問系サービスであるホームヘルプについては1999年の精神保健福祉法の改正により市町村事業として実施されてはいるが、それまで在宅福祉サービスの利用経験の少ない精神障害者にとっては、利用しやすいものとはなっておらず、支援者であるヘルパー側にも精神障害への知識不足から不安が多く制度の有効利用にはつなげていない。神栖町が平成14年度よりスタートさせた精神障害者デイサービスも月1回の頻度から増加することが困難な様子である。

つまり、法制度は整っても社会資源の改善や増加には至っておらず、顕在化されているニーズへの対応や、潜在的なニーズの発掘も積極的には展開されていないのが現状といえる。

国は、今後10年間で全国の精神科病棟から7万2千人の社会的入院患者をそれぞれの地域社会に帰属させるべく取り組みに着手した。町においても、近隣にある精神科病棟から社会復帰の可能性をもつ長期入院患者が地域に戻ってくることが予測される。

社会福祉協議会が地域住民の生活課題を把握し、先駆的に柔軟な形で事業展開し、実績を積み上げ社会的ニーズとして行政にソーシャルアクションを起こしていく団体であるならば、精神障害者の社会復帰支援は、とりわけ民間やNPOにとっても未知の取り残された課題であり、社会福祉協議会として取り組む必要性の極めて高い分野といえる。

現在、神栖町には約 200 人の通院医療費公費負担制度（32 条）利用者がおり、その 4 分の 1 の約 50 人が精神障害者手帳を所持しているが、既存の公的福祉サービスを利用している人はわずか 10 人に満たない状況である。精神障害者が様々な福祉サービスを利用し社会復帰に向けて積極的に社会に関わろうとするためには、なによりも本人が自らところを開き、自室もしくは自宅から外出する動機づけが必要であり、安心できる仲間、場所の確保が必要と考えられる。したがって、他者との関わりが不得手な精神障害者だからこそ、同じ悩みを持つ者同士（ピアサポートグループ）で理解し合える部分も多く、家族以外の人との関わりを通じて孤独感、孤立感を緩和し、社会復帰へのキッカケづくりを行うことが大切なのである。月 1 回程の集い（町デイサービス）では次回までの期間が長く参加者の仲間意識、グループへの帰属意識が醸成されにくいと考えられる。ならば、どの程度の支援が必要か？ 精神障害者の社会復帰に必要な社会資源は行政の責任において取り組まれ、必要量が確保されることが望ましいが、どのくらいのメニューと質が求められているのかを把握するには障害の特殊性とこれまでの立ち後れた支援施策のあり方、プライバシーを極めてデリケートな問題ととらえている本人もしくは家族側等々の課題からアンケートや訪問調査でニーズを確認することは困難であろう。が、それは潜在化されているだけと考えられる。サービスを作るには「ニーズを調査し確認して支援策を作る」という手法のみではないとするならば、「支援策をまず作り上げることによってニーズを確認できる」ことも場合によっては重要な取り組みといえよう。今回のピアサポートグループ支援の取り組みは、まさに後者に当たり、ニーズを作り出す取り組みである。行政が真剣に公的サービスとして精神障害者支援策を考え、小規模授産施設や地域生活支援センター等の設置を具体化していくことを社会福祉協議会が後押しする形で展開していく必要がある。精神障害者の社会復帰支援として最低限必要なデイサービスの頻度を週 1 回（1 週間の生活リズムの中に位置づける）に設定し、この頻度を行政の直接サービスで対応困難であるとするならば、ピアサポートグループ支援という形で頻度を確保し、ニーズが明らかになった時点で制度化を提言し、専門職を確保している社会福祉協議会が受託することを一つの方法として考えられる。

社会福祉協議会にとっては、これらの支援を通じて精神保健ボランティア等を育成していくことで地域に正しい精神障害理解を広めることもできよう。幸い平成 15 年度より地域ケアシステムで精神障害者支援ネットワーク会議を発足し、社会資源不足を改めて確認することもできたし、近隣市町の精神病院や保健所等ともネットワークの基礎づくりにも着手した。また、家族会との接点も増え、家族側の社会資源不足による生活のしにくさの量も明らかになりつつある。希望ではあるが、平成 18 年から 19 年頃には神栖町が行政の責任において精神障害者地域生活支援センター機能と通所系サービス（小規模授産施設等）の確保を決定し、それらを社会福祉協議会の専門性を活用して設置（公設民営）していただけることを目標としたい。

上記、大テーマへの足がかりとして少人数制のピアサポートグループを組織化し、支援していく取り組みを本年度前半期より展開していきたい。

2. 展開方法

町で月1回実施している精神障害者デイサービスを利用しているメンバーに声をかけ、本人たちの自主的なグループ活動として集うことを促す。支援開始から約1年間は参加者にとって2回（健康増進課主催1回・本会による支援1回）の集いの確保を図り、参加メンバー状況、意欲、グループとしての成熟度を見極めた上で支援実施回数の増加を目指す。

支援開始から3年後（平成18年度）を目途に週1回の集いの確保を目標とする。

- | | |
|-------------|--|
| 3. 予定人数 | 3～7名 |
| 4. 開催頻度 | 月に1回から3回（参加者の意志を尊重し集いとして実施するのであれば回数は増加できるものとする） |
| 5. 開催場所 | 神栖町保健福祉会館及び館外 |
| 6. 担当セクション | 地域ケアセンター担当者 橘田（社会福祉士・精神保健福祉士）
名雪（社会福祉士） |
| 7. 活動メニュー | グループの話し合いで決定（必要経費は各参加者負担）
・ レクリエーション
・ スポーツ
・ 料理教室
・ 話し合い
・ その他移動活動等 |
| 8. 活動保険 | 行事保険（地域ケア推進費）
もしくはボランティア保険 200円（自己負担） |
| 9. グループワーカー | 鹿島病院精神科作業療法士に依頼
（地域ケア推進費） |
| 10. その他の活動費 | 2,000円×10回=20,000円（地域ケア推進費） |
| 11. 活動目標 | (1) 参加者ひとり一人の社会復帰
(2) 行政への精神障害者社会復帰施策への取り組み促進
(3) 精神障害者地域生活支援センターの設置促進
(4) 精神障害者小規模授産施設の設置促進
(5) 精神障害者地域生活支援センター及び小規模授産施設の社協受託
(6) その他、本会による様々なピアサポートグループ支援活動の定着化 |

以上

文責

地域グループ 橘田

平成16年度 社協事業評価検討結果一覧表 セクシヨン別協議段階

平成16年10月18日～

担当部門	事業名（検討項目）	達成度	必要性	効率性	総合	予算案 増減	一次検討	二次検討	総合	重点 課題
社福事業 地域	1 地域福祉グループ総括	良好	増大	問題あり	積極的推進	同	二 要	委 要	積極的推進	
社福事業 地域	2 ふれあい総合相談	良好	増大	問題なし	着実実施	同	内 部	実 施	着実実施	二一 把握
社福事業 地域	3 ケアマネジメント（支援費・権利等）	不十分	増大	問題あり	着実実施	同	内 部	実 施	着実実施	
社福事業 地域	4 地域住民への啓発活動	不十分	増大	問題あり	見直し	減	二 要	実 施	見直し	情 報 強 化
社福事業 地域	5 ことばと発達の相談室	良好	変化なし	問題なし	着実実施	減	二 要	実 施	着実実施	
社福事業 地域	6 居宅介護支援事業総括	良好	減少	問題なし	見直し	減	二 要	委 要	見直し	
社福事業 地域	7 居宅介護支援事業給付管理	良好	変化なし	問題なし	着実実施	増	二 要	実 施	着実実施	
社福事業 地域	8 居宅介護支援ケアマネ研修	良好	変化なし	改善された	着実実施	同	二 要	実 施	着実実施	
社福事業 地域	9 生活福祉資金貸付事業	良好	変化なし	問題なし	着実実施	同	内 部	実 施	着実実施	問 題 解 決
社福事業 地域	10 小口貸付資金の回収	不十分	減少	問題なし	廃止及び休止	減	二 要	実 施	見直し	
社福事業 地域	11 低額診療	良好	増大	問題あり	着実実施	同	内 部	実 施	着実実施	
社福事業 地域	12 緊急対策事業	良好	変化なし	問題なし	着実実施	同	内 部	実 施	着実実施	
社福事業 地域	13 低所得者対策事業	良好	変化なし	問題なし	着実実施	同	内 部	実 施	着実実施	
社福事業 地域	14 地域福祉権利擁護事業	良好	増大	改善された	積極的推進	同	内 部	実 施	積極的推進	
社福事業 地域	15 地域ケアシステム	良好	増大	問題あり	着実実施	同	二 要	実 施	積極的推進	
社福事業 地域	16 地域ケア専門ケアチーム会議	良好	増大	問題なし	着実実施	同	内 部	実 施	着実実施	
社福事業 地域	17 地域ケア在宅ケアチーム会議	不十分	増大	問題あり	着実実施	同	二 要	実 施	見直し	
社福事業 地域	18 当事者グループの組織化（わかば）	不十分	変化なし	問題あり	着実実施	同	内 部	実 施	着実実施	
社福事業 地域	19 精神保健 P S G 青空	良好	増大	問題あり	積極的推進	同	二 要	委 要	積極的推進	
社福事業 地域	20 アスペルガー一症候群を考える会支援	良好	増大	問題なし	着実実施	同	二 要	実 施	着実実施	
社福事業 地域	21 地域サロン設置支援事業	不十分	増大	問題あり	見直し	同	二 要	実 施	見直し	
社福事業 地域	22 地区別民生委員研修会	良好	増大	改善された	着実実施	同	内 部	実 施	廃止及び休止	
社福事業 地域	23 住民の福祉意識調査	良好	変化なし	問題あり	着実実施	同	内 部	実 施	着実実施	地 域 福 祉

担当部門	事業名(検討項目)		達成度	必要性	効率性	総合	予算案 増減	一次検討	二次検討	総合	重点 課題
公益事業	地域	福祉用具貸与事業	不十分	増大	問題あり	見直し	増	二要	実施	見直し	問題 解決
公益事業	地域	移送サービス(ストレッチャー・リクライニング)	良好	変化なし	問題あり	着実実施	同	二要	実施	着実実施	
公益事業	地域	訪問入浴事業(運営)	良好	増大	改善された	着実実施	減	二要	実施	着実実施	問題 解決
公益事業	地域	訪問入浴事業(業務)	良好	増大	問題あり	着実実施	増	二要	実施	着実実施	
福祉事業	地域	総合企画委員会	良好	変化なし	改善された	着実実施	減	二要	実施	着実実施	整基 整備
福祉事業	地域	生活福祉資金調査委員会	良好	変化なし	問題なし	着実実施	同	内部	実施	着実実施	
公益事業	訪介	訪問介護センター(ヘルパー)総括	極めて良好	増大	改善された	見直し	増	二要	委要	見直し	問題 解決
公益事業	訪介	ケアマネジャー、他機関との連携	良好	変化なし	改善された	着実実施	同	内部	実施	着実実施	
公益事業	訪介	アセスメント・個別援助計画の作成	良好	増大	問題なし	着実実施	減	内部	実施	着実実施	問題 解決
公益事業	訪介	生活支援・身体介護援助技術	良好	変化なし	問題あり	着実実施	同	内部	実施	着実実施	
公益事業	訪介	介護実務研修会	良好	変化なし	問題なし	着実実施	同	二要	実施	着実実施	基盤 整備
公益事業	訪介	ヘルパーリスクマネジメント	良好	変化なし	問題なし	着実実施	同	内部	実施	着実実施	
公益事業	訪介	運営費の適正管理	不十分	変化なし	改善された	着実実施	減	内部	実施	着実実施	問題 解決
福祉事業	訪介	全体ヘルパー研修の体系化	極めて良好	増大	問題なし	積極的推進	同	二要	実施	積極的推進	
福祉事業	訪介	通院送迎サービス	不十分	減少	問題あり	見直し	同	二要	実施	見直し	問題 解決
公益事業	デイ	通所介護センター(デイサービス)総括	不十分	増大	問題あり	着実実施	同	二要	委要	着実実施	
公益事業	デイ	アセスメント・個別援助計画の作成	良好	変化なし	問題あり	着実実施	同	内部	実施	着実実施	問題 解決
公益事業	デイ	送迎サービス	不十分	変化なし	問題あり	見直し	減	内部	実施	見直し	
公益事業	デイ	入浴サービス	良好	増大	問題あり	積極的推進	同	内部	実施	積極的推進	問題 解決
公益事業	デイ	食事サービス	良好	変化なし	問題あり	着実実施	減	内部	実施	着実実施	
公益事業	デイ	レクリエーション・リハビリテーション	良好	変化なし	問題あり	着実実施	同	内部	実施	着実実施	問題 解決
公益事業	デイ	家族・介護者支援、広報活動	良好	変化なし	問題あり	着実実施	同	内部	実施	着実実施	
公益事業	デイ	実習生・ボランティアの受入	良好	変化なし	問題なし	着実実施	同	内部	実施	着実実施	

担当部門	事業名(検討項目)		達成度	必要性	効率性	総合	予算案 増減	一次検討	二次検討	総合	重点 課題
公益事業	デイ	47 デイサービスリスクマネジメント	不十分	変化なし	改善された	積極的推進	同	内部	実施	積極的推進	基盤整備
公益事業	デイ	48 消耗品・リネン・医薬品の管理	良好	変化なし	問題なし	着実実施	同	内部	実施	着実実施	
公益事業	デイ	49 運営費の適正管理	不十分	変化なし	問題あり	着実実施	同	二要	実施	着実実施	基盤整備
公益事業	デイ	50 全体研修関係	良好	増大	改善された	着実実施	同	内部	実施	着実実施	
社福事業	ボラ	51 ボランティアアセンダー総括	良好	変化なし	問題あり	着実実施	減	二要	委要	着実実施	情報強化
社福事業	ボラ	52 ボランティア情報イノベーション/HP	良好	増大	問題あり	着実実施	同	二要	実施	着実実施	
社福事業	ボラ	53 交流サロンの運営・活動拠点整備	良好	変化なし	問題なし	着実実施	増	二要	実施	着実実施	問題解決
社福事業	ボラ	54 配食サービス	良好	増大	問題あり	着実実施	同	二要	実施	着実実施	
社福事業	ボラ	55 ついるかみず	良好	変化なし	問題なし	着実実施	同	二要	実施	着実実施	ボラ推進
社福事業	ボラ	56 福祉車輻貸出事業	良好	変化なし	問題なし	着実実施	同	内部	実施	着実実施	
社福事業	ボラ	57 ボランティア保険	良好	変化なし	問題なし	着実実施	減	内部	実施	着実実施	ボラ推進
社福事業	ボラ	58 ボランティアアコナーネット(個人)	良好	増大	問題あり	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業	ボラ	59 ボランティアアコナーネット(団体)	良好	変化なし	問題なし	積極的推進	増	二要	実施	積極的推進	ボラ推進
社福事業	ボラ	60 ボランティアキヤラバン	良好	変化なし	問題なし	積極的推進	増	二要	実施	積極的推進	
社福事業	ボラ	61 ボランティア協力校	良好	減少	問題なし	見直し	増	二要	実施	見直し	ボラ推進
社福事業	ボラ	62 ふれ愛フェスティバル	良好	変化なし	問題あり	着実実施	同	二要	実施	着実実施	
社福事業	ボラ	63 子育て支援	極めて良好	増大	問題あり	積極的推進	増	二要	実施	積極的推進	ボラ推進
社福事業	ボラ	64 ボランティア集会・各種講座	不十分	変化なし	問題あり	見直し	減	二要	実施	見直し	
社福事業	ボラ	65 善意銀行	良好	変化なし	問題なし	着実実施	同	内部	実施	着実実施	地域福祉
社福事業	ボラ	66 一人暮らし老人遠足・会食型給食サービス	良好	変化なし	問題なし	着実実施	同	二要	実施	着実実施	
社福事業	ボラ	67 表彰関係	良好	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	基盤整備
社福事業	ボラ	68 防災ボランティアの受け入れ・育成	不十分	増大	問題あり	積極的推進	同	二要	実施	積極的推進	
社福事業	ボラ	69 共同募金配分金事業	良好	変化なし	問題あり	見直し	同	二要	実施	見直し	地域福祉
社福事業	ボラ	70 福祉団体支援	良好	変化なし	問題なし	着実実施		二要	実施	着実実施	
社福事業	ボラ	71 ボランティアアセンダー運営委員会	不十分	変化なし	問題あり	着実実施	同	二要	実施	着実実施	基盤整備
社福事業	ボラ	72 福祉活動基金管理運営委員会	良好	変化なし	問題なし	見直し		二要	実施	見直し	
社福事業	ボラ	73 車輻維持管理	良好	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	

担当部門	事業名(検討項目)	達成度	必要性	効率性	総合	予算案 増減	一次検討	二次検討	総合	重点 課題
公益事業	74 作業所グループ総括	良好	増大	問題あり	着実実施		二要	委要	着実実施	
公益事業	75 定例事業	良好	増大	問題あり	着実実施		内部	実施	着実実施	問題 解決
公益事業	76 季節事業	不十分	変化なし	問題あり	見直し		内部	実施	見直し	
公益事業	77 送迎	極めて良好	変化なし	問題あり	見直し		内部	実施	見直し	
公益事業	78 事業収入	良好	増大	改善された	積極的推進		内部	実施	積極的推進	盤 基
社福事業	79 総務グループ総括	良好	増大	改善された	積極的推進		二要	委要	積極的推進	
社福事業	80 財 経理伝票起票・入力・検収	良好	増大	問題なし	着実実施	減	内部	実施	着実実施	
社福事業	81 財 収支状況報告・試算表チェック	不十分	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業	82 財 各種預り金・経理区分勘定管理	不十分	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業	83 財 決算	良好	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業	84 財 介護保険収支状況の把握	不十分	増大	問題あり	着実実施		二要	実施	着実実施	
社福事業	85 財 介護給付費の請求	良好	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業	86 財 介護保険等利用者負担金管理	不十分	変化なし	問題なし	着実実施	増	内部	実施	着実実施	
社福事業	87 財 ヘルパー営業収支台帳入力	良好	増大	問題なし	着実実施		二要	実施	着実実施	
社福事業	88 財 収益・公益事業の費用按分	不十分	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業	89 財 予算執行状況把握	不十分	増大	問題なし	着実実施		二要	実施	積極的推進	
社福事業	90 財 予算積算	不十分	増大	問題なし	着実実施		二要	実施	積極的推進	
社福事業	91 財 町補助金等の報告・申請	良好	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業	92 財 財政調整	不十分	増大	問題なし	着実実施		二要	実施	着実実施	
社福事業	93 財 出納業務	良好	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業	94 財 請求書整理・月末支払い	良好	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業	95 財 管外旅費精算	良好	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業	96 財 福祉活動基金の積立	良好	変化なし	問題なし	着実実施	同	内部	実施	着実実施	
社福事業	97 財 定期預金・国債の更新・積立	良好	増大	問題あり	着実実施	増	二要	実施	着実実施	
社福事業	98 財 税務事務	良好	変化なし	問題なし	着実実施		二要	実施	着実実施	

担当部門	事業名(検討項目)	達成度	必要性	効率性	総合	予算案 増減	一次検討	二次検討	総合	重点 課題
社福事業 総務	99 人 給与事務	良好	変化なし	問題なし	着実実施	減	内部	実施	着実実施	基 盤 整 備
社福事業 総務	100 人 社会保険料事務	良好	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業 総務	101 人 労働保険事務	良好	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業 総務	102 人 職員退職手当積立金に関すること	良好	変化なし	問題なし	着実実施	減	内部	実施	着実実施	
社福事業 総務	103 人 役員・評議員の変更	良好	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業 総務	104 人 労働契約関係	良好	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業 総務	105 人 職員の人事に関する事務	良好	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業 総務	106 人 職員の労務管理に関する事務	良好	変化なし	改善された	着実実施		二 要	実施	着実実施	
社福事業 総務	107 人 職員の出退勤管理に関すること	良好	変化なし	改善された	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業 総務	108 人 社保・雇保関係の各種給付申請	良好	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業 総務	109 人 互助会関連の各種給付	良好	変化なし	問題なし	着実実施	減	内部	実施	着実実施	
社福事業 総務	110 人 制服の貸与	良好	減少	問題なし	着実実施	増	内部	実施	着実実施	
社福事業 総務	111 人 職員健康診断・衛生管理	良好	変化なし	問題なし	着実実施	増	内部	実施	着実実施	
社福事業 総務	112 総 理事会	良好	増大	問題あり	積極的推進	同	二 要	委 要	積極的推進	
社福事業 総務	113 総 評議員会	良好	変化なし	問題なし	着実実施	増	二 要	実施	着実実施	
社福事業 総務	114 総 監査	良好	変化なし	問題なし	着実実施	同	二 要	実施	着実実施	
社福事業 総務	115 総 社協(一般・特別・法人)会員募集	良好	変化なし	問題なし	着実実施	減	二 要	実施	着実実施	
社福事業 総務	116 総 自販機に関すること	良好	増大	問題なし	着実実施	増	内部	実施	着実実施	
社福事業 総務	117 総 各種団体への助成に関すること	良好	変化なし	問題なし	着実実施	同	内部	実施	着実実施	

地域
福祉

地域
福祉

地域
福祉

担当部門	事業名(検討項目)	達成度	必要性	効率性	総合	予算案 増減	一次検討	二次検討	総合	重点課題
社福事業	118 総務 総 行政財産使用許可申請	良好	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	基盤整備
社福事業	119 総務 総 神栖町敬老会実行委員会の事務	不十分	変化なし	問題なし	廃止及び休止	減	内部	実施	着実実施	
社福事業	120 総務 総 庶務(他Gとの連絡調整機能)	良好	増大	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業	121 総務 総 事務関係費用予算執行状況把握	良好	変化なし	問題なし	着実実施	減	内部	実施	着実実施	
社福事業	122 総務 総 備品台帳の整備	良好	増大	問題なし	着実実施	減	二要	実施	着実実施	
社福事業	123 総務 総 定款変更・諸規程整備	良好	変化なし	問題なし	着実実施		二要	実施	着実実施	
社福事業	124 総務 総 事業計画書・事業報告書編集	良好	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業	125 総務 総 変更登記・現況報告	良好	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
社福事業	126 総務 総 社協の保険に関すること	良好	変化なし	問題なし	着実実施	減	二要	実施	着実実施	
社福事業	127 総務 総 O A 環境整備	良好	変化なし	問題なし	着実実施	減	二要	実施	着実実施	
社福事業	128 総務 総 福祉事務所検査指導への対応	良好	変化なし	問題なし	着実実施		内部	実施	着実実施	
法人全体	129 全体 地域 視察・取材の受け入れ	良好	減少	問題なし	着実実施	同	内部	実施	着実実施	
法人全体	130 全体 地域 社会福祉実習生の受け入れ	良好	増大	改善された	着実実施	同	内部	実施	着実実施	
法人全体	131 全体 全体 企画調整会議	良好	変化なし	改善された	着実実施	同	二要	実施	着実実施	
法人全体	132 全体 全体 感染症予防プロジェクト	良好	変化なし	問題なし	着実実施	同	二要	実施	着実実施	
法人全体	133 全体 全体 社協広報	不十分	変化なし	問題なし	着実実施	減	二要	実施	着実実施	
法人全体	134 全体 全体 チーフ会議	不十分	変化なし	問題なし	着実実施		二要	実施	見直し	
社福事業	135 全体 全体 職員研修について	不十分	増大	問題あり	着実実施	同	二要	実施	着実実施	
法人全体	136 全体 全体 事業評価システム	良好	増大	改善された	積極的推進	同	二要	実施	積極的推進	
法人全体	137 全体 全体 第二次地域福祉活動計画策定	良好	変化なし	問題なし	着実実施	減	二要	委要	着実実施	
法人全体	138 全体 全体 法人合併協議に関すること	良好	増大	問題なし	着実実施	増	二要	委要	着実実施	

重点課題については第2次行動計画の基本構想を可能に7つの機能を支える重点課題の事を指します。
 福祉二一次の把握：福祉二一ス 福祉情報の強化：福祉情報 ポラントニア活動の推進：ボラ推進
 協基盤整備の推進：基盤整備

神栖市社会福祉協議会第2次地域福祉活動計画策定委員名簿

任期：平成15年12月18日から
平成18年 3月31日まで

氏名	所属	備考
松沢富雄	民生委員・児童委員協議会会長 神栖市社会福祉協議会副会長	H15.12.18～H16.11.30 早野克己
向山耶幸	学識経験者 神栖市社会福祉協議会副会長	
飯岡真人	特別養護老人ホーム施設長 神栖市社会福祉協議会理事	
下谷正司	知的障害者更正施設施設長 神栖市社会福祉協議会理事	
梶山正子	神栖市ボランティア連絡協議会会長 神栖町社会福祉協議会理事	
小川哲夫	企業 神栖市社会福祉協議会理事	
小島真知子	ボランティア 神栖市社会福祉協議会理事	
阿部年英	神栖市子ども会代表 神栖市社会福祉協議会評議員	
篠原義典	茨城県社会福祉協議会 まちづくり推進部	H15.12.18～H17.3.31 飛田和広
	茨城県社会福祉協議会 ボランティア部	H15.12.18～H16.3.31 大津 洋
尾崎幸江	一般公募	
丸山憲一	一般公募	
熱田幸司	一般公募	
北川 隆	神栖市社会福祉課長	H15.12.18～H17.7.31 田向敏雄
田向敏雄	神栖市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	H15.12.18～H17.7.31 柴田信俊

神栖町社会福祉協議会第2次地域福祉活動計画策定アドバイザーリスト

氏名	所属
長谷川幸介	茨城大学 生涯学習教育研究センター 助教授
佐藤克繁	流通経済大学 社会学部 教授
森本佳樹	立教大学 コミュニティ福祉学部 教授

委員長
副委員長

神栖市社会福祉協議会第2次地域福祉活動計画策定専門委員名簿

高齢者専門部会専門委員

氏名	所属	備考
向山耶幸	神栖市社会福祉協議会副会長	
針尾孝子	学識経験者	元鹿嶋市社会福祉協議会職員
丸野和美	民生委員・児童委員協議会	民生委員・児童委員
児玉透	特別養護老人ホーム施設長 元第1次地域福祉活動計画委員長	
丸山憲一	一般公募	歯科医師
阿久津朋子	茨城県社会福祉協議会 まちづくり推進部	H15.12.18～H16.3.31 飛田和広
橘田勝	神栖市社会福祉協議会	社会福祉士・精神保健福祉士
浪川芳恵	〃	介護支援専門員
馬場信江	〃	〃

高齢者専門部会社協調査担当者

名雪義一	神栖市社会福祉協議会	社会福祉士
三浦秀作	〃	介護支援専門員

障害者専門部会専門委員

氏名	所属	備考
加固友衛	鹿島養護学校	教員
小田倉久枝	知的障害者更正施設鹿島更生園	茨城県知的障害者在宅 支援コーディネーター
鈴木はつ子	知的障害者更正施設鹿島育成園	在宅支援センター相談員
長谷川靖子	筑波大学非常勤相談員	
保立静	神栖市身体障害者福祉協議会	神栖市身体障害者相談員
小野みどり	鹿島病院総合医療相談室	P S W (精神保健福祉士)

氏 名	所 属	備 考
尾崎幸江	一般公募	主婦
滋野正壽	神栖市社会福祉協議会	事務局次長
野口真吾	〃	社会福祉士・介護支援専門員

障害者専門部会社協調査担当者

名雪貴宏	神栖市社会福祉協議会	職員
坂本将則	〃	〃
和田昌之	〃	〃

ボランティア専門部会専門委員

氏 名	所 属	備 考
阿部年英	神栖子ども会会長	
小島真知子	ボランティアサークル	ボランティア
小池みちこ	くらしの助け合いコープ	ボランティア
児玉 透	特別養護老人ホーム施設長 元第1次地域福祉活動計画委員長	
熱田幸司	一般公募	
中村英一	茨城県社会福祉協議会 まちづくり推進部	H15.12.18～H16.3.31 大津 洋
横田美都子	神栖市社会福祉協議会	介護支援専門員
大川雅美	〃	介護支援専門員
奥村康行	〃	社会福祉主事

ボランティア専門部会社協調査担当者

萬代睦子	神栖市社会福祉協議会	介護支援専門員
岩瀬祐一	〃	職員

組織強化・合併問題専門部会専門委員

氏名	所属	備考
向山耶幸	神栖市社会福祉協議会副会長	
針尾孝子	学識経験者	元鹿嶋市社会福祉協議会職員
篠原義典	茨城県社会福祉協議会 まちづくり推進部	H15.12.18～H17.3.31 飛田和広
		H15.12.18～H16.3.31 大津 洋
滋野正壽	神栖市社会福祉協議会	事務局次長
荒井真由美	〃	介護支援専門員
相良光浩	〃	〃

組織強化・合併問題専門部会社協調査担当者

橘田 勝	神栖市社会福祉協議会	社会福祉士・精神保健福祉士
野口真吾	〃	社会福祉士・介護支援専門員

起草委員

橘田 勝	相良光浩	名雪義一	三浦秀作	篠塚たか子
荒井真由美	横田美都子	浪川芳恵	大川雅美	

第2次地域福祉活動計画策定委員会 計画策定経過

日時	回数	内容	参加者数
平成16年 1月20日	第1回	・第2次計画策定の趣旨説明 ・策定委員の顔合わせ、正副委員長の選出について	10名
		・各専門部会委員との合同研修会 「21世紀の社協の在り方」立教大学 森本佳樹教授	8名
平成16年 7月21日	第2回	・4部会(高齢・障害・ボランティア・組織強化)の協議内容、 作業進捗状況について	8名
平成17年 6月27日	第3回	・ふれ愛プラン'05「私たちでつくるやさしいまち」 神栖社協第2次地域福祉活動計画(案)について	9名

改訂版作成のための起草委員会については平成18年1月より3月まで18回開催

第2次地域福祉活動計画策定専門委員会 議論経過

高齢者専門部会

日時	回数	内容	参加者数
平成16年 1月20日	第1回	・高齢者専門部会の役割確認 ・今後の予定	6名
平成16年 2月17日	第2回	・高齢者福祉の現状について ・今後の社協としての取り組みについて	10名
平成16年 3月19日	第3回	・前回の部会の内容確認 ・介護保険事業と本来的社協事業の整理について	10名
平成16年 4月16日	第4回	・高齢者福祉の中で社協が担う範囲について (ゴールドプラン・町保健福祉計画・第2期介護保険事業計画・社協実施事業(平成15年度)の評価・検討)	8名
平成16年 5月17日	第5回	・高齢者福祉の中で社協が担う範囲について (ゴールドプラン・町保健福祉計画・第2期介護保険事業計画・社協実施事業(平成15年度)の評価・検討)	10名
平成16年 6月10日	第6回	・高齢者福祉の中で社協が担う範囲について (ゴールドプラン・町保健福祉計画・第2期介護保険事業計画・社協実施事業(平成15年度)の評価・検討)	10名
平成17年 6月24日	第7回	・ふれ愛プラン'05「私たちでつくるやさしいまち」 神栖社協第2次地域福祉活動計画(案)について	5名

障害者専門部会

日時	回数	内容	参加者数
平成16年 1月20日	第1回	・専門部会の進め方について	8名
平成16年 2月18日	第2回	・3障害の共通認識について ・神栖町の障害者の現状について	9名
平成16年 3月26日	第3回	・知的障害者のライフステージ別課題の検討について	8名
平成16年 4月21日	第4回	・精神障害者のライフステージ別課題の検討について	7名
平成16年 6月30日	第5回	・身体障害者のライフステージ別課題の検討について	7名

平成16年 7月28日	第6回	・障害者福祉の中で社協が担う範囲について	6名
平成17年 6月24日	第7回	・ふれ愛プラン'05「私たちでつくるやさしいまち」 神栖社協第2次地域福祉活動計画(案)について	4名

ボランティア専門部会

日時	回数	内容	参加者数
平成16年 1月20日	第1回	・専門部会の進め方について	6名
平成16年 3月5日	第2回	・ボランティア活動とは ・ボランティア活動の現状について	9名
平成16年 3月24日	第3回	・ボランティア活動の現状について ・ボランティア活動と社協事業について	8名
平成16年 4月14日	第4回	・ボランティアと社協活動について ・今後のボランティア活動の取り組みの方向性として	8名
平成16年 5月25日	第5回	・今後のボランティアセンターの取り組みについて	8名
平成16年 6月29日	第6回	・今後のボランティアセンターの取り組みについて ・波崎町社協ボランティアセンターの取り組みについて	7名
平成17年 6月24日	第7回	・ふれ愛プラン'05「私たちでつくるやさしいまち」 神栖社協第2次地域福祉活動計画(案)について	6名

組織強化・合併問題専門部会

日時	回数	内容	参加者数
平成16年 1月20日	第1回	・専門部会の進め方について	6名
平成16年 2月17日	第2回	・組織強化における検討事項・課題について ・「市町村社会福祉協議会合併ワークシート」の活用について	6名
平成16年 3月19日	第3回	・組織強化にかかる検討事項について ・社協合併に際し、整理すべき事項について	6名
平成16年 7月21日	第4回	・他の部会の進捗状況について ・組織強化にかかる検討事項について ・今後の作業スケジュールについて	5名
平成17年 6月24日	第5回	・ふれ愛プラン'05「私たちでつくるやさしいまち」 神栖社協第2次地域福祉活動計画(案)について	4名

第2次地域福祉活動計画策定に向けたアドバイザーを招いた職員研修

日時	内容	参加者
平成15年 11月9日	・社協による地域福祉活動の基本について ・契約型サービス提供時代の社協の在り方について	茨城大学 長谷川幸介 助教授 流通経済大学 佐藤克繁 教授 他社協職員14名
平成16年 10月31日	・策定委員会及び4専門委員会議論の進捗状況報告 ・社協による地域組織化活動の在り方について ・契約型サービス提供部門の今後の捉え方 ・21世紀型社協について ・神栖町社協の今後の方向性について	茨城大学 長谷川幸介 助教授 立教大学 森本佳樹 教授 流通経済大学 佐藤克繁 教授 他社協職員8名

神栖市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要項

(目 的)

第1条 社会福祉協議会は「地域福祉を推進する中核的な団体」と法的に位置付けられ、これまで福祉の中立・公正なソーシャルワーク機関として、住民の生活課題の発見から問題解決までを一貫して実施提供してきた。しかしながら、介護保険や障害者支援費制度等の導入による大きな福祉環境変化により、社会福祉協議会が本来推進していくコミュニティオーガニゼーションやソーシャルアクション等の重点機能を発揮しにくくなってきており、まさに社会福祉協議会の存在意義を問われる時期にさしかかっている。

したがって、平成7年度を初年度として策定した社協地域福祉活動計画『私たちでつくるやさしい町』の達成度合いを検証し、改めて21世紀の社会福祉協議会の在り方・果たすべき役割を明確にしておく必要がある。

社会福祉協議会が、住民にとって頼りになる福祉の総合的機能を発揮していくために、長期的視野による重点施策、基盤整備、事務局体制等を中心とする具体的な第2次地域福祉活動計画を策定し、『住民主体の原則』を基本に住民と共に、住民の立場に立った地域福祉の実現に向けて積極的な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 神栖市における地域福祉の推進と、神栖市社会福祉協議会の事業の充実・強化及び体制の確立をめざすため、地域福祉活動計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(委員会の職務)

第3条 策定委員会は、今後予想される神栖市の福祉ニーズを明確化し、住民主体の、公私協働による福祉課題の解決及び行政への提言を含め、総合的な福祉計画を確立することをその職務とする。

(組 織)

第4条 策定委員会は、15名以内の委員をもって構成し社会福祉協議会会長がこれを委嘱する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、3年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(正副委員長)

第6条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を召集し、会議の議長となる。

4 副委員長は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門委員会)

第 7 条 必要あるときは、策定委員会に専門委員会を置くことができる。

(意見等の聴取)

第 8 条 策定委員会及び専門委員会は、審議に必要あるときは、関係者に出席を求めることができる。

(そ の 他)

第 9 条 その他、委員会の運営については委員長が策定委員会にはかりこれを定める。

付 則

この要綱第 5 条の規定にかかわらず、当初の委員の任期は平成 18 年 3 月 31 日までとする。

この要綱は、平成 15 年 12 月 18 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 1 月 31 日から施行する。

用語の解説

あ

アイデンティティー	主体性、自我同一性、本来のあるべき姿、理想型
アスペルガー症候群	普通の知能を持ち、会話はできて特定こだわりや感情の欠如から相手の気持ちや場の空気を読めずに、コミュニケーションを上手にとることのできない障害
アソシエーション	共通の目的や関心を持つ人が、自発的につくる集団や組織
アドボカシー (権利擁護)	利用者の権利を擁護し、代弁すること
安全配慮義務	労務の提供にあたって労働者の生命・健康等を危険から保護すべき使用者の義務のこと
インフォーマルサポート	個人を取り巻く家族・親族、友人、近隣、ボランティア等による非公式な支援の総称
エンパワメント	社会福祉援助活動(ソーシャルワーク)において、利用者、利用者集団、コミュニティなどが、それぞれの力を自覚して行動できるような援助を行うこと

か

介護支援専門員 (ケアマネジャー)	介護保険制度の中で、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門知識及び技術を有する専門員
介護福祉士	日常生活を営むのに支障があものに入浴、排泄、食事、その他の介護を行うまた、本人や家族等に対して介護に関する指導を行う、名称独占の国家資格
介護保険制度	介護の社会化を目的として2000年から開始された社会保険方式による強制加入の制度
学習障害(LD)	全般的知能は正常レベルにあるが、読み・書き・計算などの特定の学習能力が困難であること
(児童)家庭 支援センター	地域の身近な児童福祉の相談機関。主に児童養護施設等に附置。1997年の児童福祉法改正で新たに設置された児童福祉機関
基幹型在宅介護支援 センター	高齢者やその家族に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう各機関との連絡調整を行い、地域全ての支援センターを総括する機関
QOL	生活の質
ケアマネジメント	サービスの調整を行い、適切なサービスを提供することを目的とした包括的、総合的な生活支援方法
ケースアクション	事例に基づいた社会への提言
コミュニティケア	地域社会での統合された援助、自治体レベルでの広範なサービス供給システム
コミュニティ ソーシャルワーク	地域社会福祉援助技術。コミュニティに焦点をあてた新たなソーシャルワーク業務の進め方。支援を必要とする人々の生活圏や人間関係などの環境面を重視した援助
コミュニティワーク	地域福祉援助技術。ケースワーク、グループワークと並んで基本的なソーシャルワークの方法とされる
高次脳機能障害	交通事故や転落事故・スポーツ事故等によって脳に損傷を受け、記憶障害、注意障害、社会的行動傷害などの認知障害を生じ、これに起因して日常生活・社会生活への適応が困難となる障害

さ

三位一体改革	国と地方の税財政を見直す改革。地方自治体が決定すべきことは国ではなく地方自らが決定する地方分権の実現を目指す改革
社会福祉基礎構造改革	戦後つくられた現行の制度を現在の社会にあわせた制度にシステム自体を見直す改革。主眼は、社会福祉の量の拡大、社会福祉の質の向上、福祉を受ける立場の人の権利確保
社会福祉士	福祉全般に関する専門的知識及び技術を有する相談援助業務の国家資格で平成18年2月現在で厚生労働省登録数は全国に7万人
障害者支援費制度	社会福祉基礎構造改革に伴う知的障害福祉法、身体障害者福祉法、児童福祉法(障害児在宅サービス部分)改正により、2003年度から導入された障害者福祉サービス利用方式
指定管理者制度	多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図り併せて経費の削減等を図る制度(地方自治法)
主任ケアマネジャー	地域包括支援センターで日常的な個別指導や支援困難事例等への指導・助言、地域でのケアマネジャーのネットワーク構築を担当するソーシャルワーカー
ジョブコーチ	職場の中で障害者の指導、その他の就労支援にあたる専門職
精神障害者のための地域生活支援センター	地域の精神保健及び精神障害者の福祉に関する各般の問題について相談に応じ、指導・助言を行う。365日24時間対応の総合相談機関
精神保健福祉士	精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を行う社会福祉専門職の国家資格、平成18年2月現在で厚生労働省登録数は全国に2万5千人
精神障害者保健福祉手帳	精神障害者の自立と社会参加の促進、福祉の向上を目的として1995年の精神保健福祉法の改正で設けられた手帳
精神保健福祉法第32条	通院医療費公費負担制度
成年後見制度	自分の権利や援助のニーズを自ら主張できないものに代わってそのニーズや権利を主張し、権利を行使できるように支援する制度
成年後見制度利用支援事業	制度を利用する上で費用負担が困難な対象者に公費による補助を行うもので、市町村が事業実施主体
セルフヘルプグループ	共通する問題を抱える人が、その問題を解決するために行う当事者主体の活動を行う集団、小グループ等
善管注意義務	善良なる管理者として要求される注意義務のこと
ソーシャルアクション	地域住民や当事者のニーズに応じて、社会福祉関係者の組織化を図り、世論を喚起しながら、既存の社会福祉制度やサービスの改善、また新たに制度やサービスの拡充・創設を目指して議会や行政機関に働きかける組織的な活動

た

地域ケアシステム	住み慣れた地域や家庭で安心して生活を送るために、地域全体で効率的、継続的に支えていく体制や取り組み。結びつきを表す言葉
地域の組織化	地域住民の主体性や連帯性の強化、または行政施策に反映させるために、主体者である地域住民が展開する組織化
地域福祉権利擁護事業	認知症、知的障害、精神障害のある人など判断能力が不十分な人々の福祉サービス利用契約の支援、日常的な金銭管理サービス、重要書類預かりサービスによって地域生活を継続的に支援する社会福祉協議会の事業
地域包括支援センター	社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー等が地域住民の心身の健康保持、生活の安定、福祉の増進を包括的に支援する高齢者福祉の総合相談機関

た

注意欠陥 / 多動障害
(AD / HD)

軽度発達障害に密接に関連している障害の1つで、一般的に2～3歳ごろから落ち着きが無く、なれなれしく、かんしゃくを起こすなどで気づかれる、学齢期になると、これに加え学業成績の不良、気分の不安定、自分勝手な行動、不器用などが加わり、診断基準にあるような不注意、多動性、衝動性のいずれかが特徴的になってくる

な

日本社会福祉士会

全国に7万人いる「社会福祉士」の職能団体で、1996年4月に社団法人化され全国47都道府県に支部があり18年2月現在で2万人を超える会員組織

ノーマライゼーション
社会

障害者や高齢者など生活のしづらさを抱えた人々を差別したり、排除したりしない社会のこと

は

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥 / 多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの

発達障害者支援法

これまで支援の対象とならなかった発達障害者に対する、国・地方自治体の支援の責務をうたい、都道府県ごとに発達支援センターを設置する、乳幼児期や就学時の健康診断での早期発見や早期発達支援をすすめる、専門的な医療機関を確保する など、公的支援をすすめる第一歩として意義をもつもの

ひきこもり

ひきこもりには、社会的なひきこもりと精神障害等の障害によるひきこもりの二つの定義があるが、本稿では前者を指す。ここでいうひきこもりは、年齢相応の社会参加や対人交流の機会をもととしない生活上、行動上の問題である

ピアサポートグループ

同一の問題や障害等を抱える人同士が、対等な関係性の仲間で支え合うグループ

PSW(精神科ソーシャル
ワーカー)

精神に障害を抱える人々の社会復帰に関する相談に応じ、助言や指導、日常生活に適應するための専門職。医療機関に配置されている

福祉事業団

特定の政策的公共事業の実施を目的として特別法に基づいて設立される特殊法人

福祉六法

生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法の総称

福祉の組織化

福祉と保健・医療、その他の地域の福祉機関の連携・調整及びネットワークづくり

ファミリーサポート
センター

子育て中の人々が急な用事などで、子どもの世話ができないとき、一時的、臨時的に地域の人々が応援する会員同士の相互援助活動(有償)

フォーマルサービス

法制度に則った公的サービスの総称

法人後見団体

後見人の役割を個人的に行うのではなく、法人として取り扱う団体

ま

ミニマムサービス

質・量ともに保たなければならない最小・最低限の必要サービス

わ

わくわくサロン

地域の住民、ボランティア等と参加者(高齢者・障害児(者)・子育て中の親子・子ども等)が地域でいきいきと元気に暮らせることを目的として自由に企画し、自分たちで運営していく活動

ふれ愛プラン'05 「私たちでつくるやさしいまち」
神栖市社協第2次地域福祉活動計画 改訂版

平成18年3月

発行：社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会

〒314-0192 茨城県神栖市溝口1746-1

TEL:0299-93-0294 FAX:0299-92-8750

URL:<http://www.bokuden.or.jp/^kamishakyo/>

E-mail:kamishakyo@bokuden.or.jp



私たちでつくるやさしいまち